

(別紙)

はじめに

当審議会は、本年4月、財務大臣から「経済情勢の変化等に対応し、関税率及び関税制度を、いかに改めるべきかについて諮問する。」との諮問を受け、平成18年度関税改正に向けて検討を行ってきた。

現下の我が国の経済社会情勢をみると、経済の構造変化及び中国を始めとした東アジア諸国の急速な成長を背景に、経済のグローバル化への対応や持続可能な経済社会の実現等が課題となっている。こうした中で、関税政策・税関行政においても、構造改革を進めて行く中での国内産業保護のあり方、国民生活の安全・安心の確保、国際物流ニーズの高度化・多様化への対応など、様々な課題に直面している。

こうした点を踏まえつつ、平成18年度関税改正に関して、今般、審議の結果をとりまとめ、以下のとおり答申を行うこととした。

I. 基本的考え方

1. 関税率等の在り方

関税率等の在り方については、現在、WTO（世界貿易機関）の新ラウンド交渉において包括的な議論が進行中である。また、WTOを中心とする多角的貿易体制を補完し、一層の貿易自由化、経済活性化を図るため、経済連携協定交渉も進められ、既に協定を締結したシンガポール及びメキシコに加え、先日、マレーシアとも協定の署名に至ったところである。今後とも、こうした取組を積極的に推進していくべきである。

関税率の設定を行う際には、こうした国際的な動向も視野に入れつつ、個々の品目ごとに、真に必要な保護水準を十分に見極め、税率の見直しを行っていく必要がある。

また、本年9月には、我が国初の報復関税の発動を米国に対して行ったところであるが、こうした特殊関税について、今後とも、WTOルール及び国内法令に則り、適時適切に対応を行っていくことが重要である。

さらに、特惠関税制度についても、開発途上国や後発開発途上国に関する国際的な議論にも留意しつつ、必要な見直しを行っていくことが重要である。

2. 税関による水際取締りと適正かつ迅速な通関の確保

現行関税法（昭和 29 年制定）の基本的な考え方は、適正かつ迅速な通関の確保という目的を達成するため、水際取締りと関税等の徴収を、原則として、輸入又は輸出の都度、貨物に着目してこれを行うこととしてきたところである。しかし、この点については、我が国経済の発展に伴う国際的な取引の増加に伴い、様々な施策が講じられてきた。運用面においては、昭和 53 年度に通関情報処理システムが導入され、これを基礎として輸出入者等に着目して取締りを行う手法が導入されている。輸出入者への着目は、後に、簡易申告制度（平成 12 年度）、特定輸出申告制度（平成 17 年度）として制度化された。また、税制面では、申告納税制度（昭和 41 年度）、事後調査制度（昭和 43 年度）、その後さらに、納期限延長制度（平成元年度）、過少申告加算税等（平成 9 年度）、簡易申告制度、重加算税等（平成 17 年度）の導入が行われ、納税審査について事後にまとめて行い、続いて関税の納付も事後にまとめて行うための制度整備がなされてきた。このように、関税は、伝統的な「随時税」「個別物品に関する間接消費税」という体系から、より内国税に類似した体系へと変化してきている。

一方、水際取締りについては、平成元年度には覚せい剤が、平成 7 年度には向精神薬・けん銃等が輸入禁制品に追加されるとともに知的財産侵害物品の水際取締りが強化され、平成 17 年度には爆発物等が輸入禁制品とされるなど、この点に関する税関の役割は一層拡大している。国民生活の安全・安心の確保、国際テロ対策等の観点から、税関は、引き続き水際取締りについて、関係省庁とも連携しつつ、適切な役割を果たしていく必要がある。

さらに、近年、我が国では、知的財産立国の実現を目指し、官民あげて模倣品・海賊版対策等を講じてきており、当審議会としても、平成 16 年 9 月、関税分科会の企画部会の下に「知的財産権侵害物品の水際取締りに関するワーキンググループ」を設置し、知的財産侵害物品の水際取締り制度について検討してきた。知的財産保護の必要性は引き続き大きく、この分野における税関の役割も一層重要となると考えられる。

また、輸出に関しても、平成 17 年度には輸出貨物に関する税関による輸出後の調査を可能とする等の措置が講じられたところであるが、グローバル化した国際社会の中での国際物流の安全確保における我が国の責務という観点からは、輸入貨物のみならず、輸出貨物の水際取締りもますます重要な課題となると考えられる。

・個別改正事項

第 1 個別品目の関税率等の改正

原油関税については、平成 12 年度改正時において、平成 18 年度より無税となることとされており、これとあわせ、石油製品関税等についても見直しを行う。その際、内外価格差や石油精製業のコスト削減努力等を勘案しつつ、各油種間の適正な関税率バランスを実現する。

また、アルコール事業法の経過措置が終了することに伴い、製品アルコールについて、基本税率を見直す。

以上の観点から、次の改正を行う。

- 1 . 石油製品関税を次のとおり引き下げるとともに、石油化学製品製造用揮発油等に係る関税の還付制度及び石油アスファルト等に係る関税の還付制度を廃止する。

税番	品名	現行税率	改正案
2710.11-1(1)-C	その他の揮発油	3,020 円/kl、1,830 円/kl (基本)	934 円/kl (基本)
	石油化学製品の製造に使用するもの	[軽減税率] 9 円/kl (暫定)	[軽減税率] 無税 (暫定)
	その他のもの	2,069 円/kl、2,336 円/kl、1,386 円/kl (暫定)	[平成 18 年度] 1,240 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,179 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 1,117 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 1,056 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 995 円/kl (暫定)

税番	品名	現行税率	改正案
2710.11-1(2)-B 及び 2710.19-1(1)-B	その他の灯油 石油化学製品の製造に使用する もの その他のもの	1,760 円/kl (基本) [軽減税率] 26 円/kl (暫定) 564 円/kl (暫定)	346 円/kl (基本) [軽減税率] 無税 (暫定) [平成 18 年度] 493 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 464 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 434 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 405 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 375 円/kl (暫定)
2710.11-1(3) 及び 2710.19-1(2)	軽油 石油化学製品の製造に使用する もの その他のもの	1,640 円/kl(基本) [軽減税率] 25 円/kl(暫定) 1,257 円/kl(暫定)	750 円/kl (基本) [軽減税率] 無税 (暫定) [平成 18 年度] 1,093 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,024 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 956 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 887 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 819 円/kl (暫定)
2710.19-1(3)-A	A 重油及び粗油 製油の原料として使用するもの その他のもの	[軽減税率] 170 円/kl(暫定) 600 円/kl (基本)	[軽減税率] 無税 (基本) 459 円/kl (基本)

税番	品名	現行税率	改正案
2710.19-1(3)-B	硫黄含有量 0.3%以下のもの	2,593 円/kl (暫定)	[平成 18 年度] 1,902 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,613 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 1,325 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 1,036 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 748 円/kl (暫定)
	硫黄含有量 0.3%超のもの	3,306 円/kl (暫定)	[平成 18 年度] 2,384 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,999 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 1,614 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 1,229 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 844 円/kl (暫定)
	B・C 重油及び粗油 製油の原料として使用するもの	[軽減税率] 170 円/kl(暫定)	[軽減税率] 無税(基本)
	その他のもの	390 円/kl(基本)	249 円/kl(基本)
	硫黄含有量 0.3%以下のもの	2,376 円/kl(暫定)	[平成 18 年度] 1,687 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,400 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 1,112 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 824 円/kl (暫定)

税番	品名	現行税率	改正案
	硫黄含有量 0.3%超のもの	3,202 円/kl(暫定)	[平成 22 年度] 537 円/kl (暫定) [平成 18 年度] 2,246 円/kl (暫定) [平成 19 年度] 1,847 円/kl (暫定) [平成 20 年度] 1,447 円/kl (暫定) [平成 21 年度] 1,048 円/kl (暫定) [平成 22 年度] 648 円/kl (暫定)

(注 1) 原油に係る暫定税率 (石油化学製品の製造に使用するもの : 50 円/kl、その他のもの : 170 円/kl) は廃止され、平成 18 年度以降は、原油関税について基本税率 (無税) が適用される。

(注 2) その他の灯油のうち、石油化学製品の製造に使用するもの以外のもの (その他のもの) に含まれるノルマルパラフィンに係る暫定税率は、下記第 2 の 1 により現行税率 (無税) を延長する。

(注 3) A 重油及び粗油のうち、製油の原料として使用するもの以外のもの (その他のもの) に含まれる農林漁業用 A 重油に係る暫定税率は、下記第 2 の 1 により現行税率 (無税) を延長する。

(注 4) 上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。

(注 5) 改正案の暫定税率の適用期限は、平成 19 年 3 月 31 日までとする (複数年度の暫定税率を定めているものを除く。)

2. 製品アルコールの関税について、次のとおり引き下げる。

税番	品名	現行税率	改正案
2207.10-1(2)-B	製品アルコール	32% (基本) 《27.2% (協定)》	10% (基本) [平成18年度] 23.8% (暫定) [平成19年度] 20.3% (暫定) [平成20年度] 16.9% (暫定) [平成21年度] 13.4% (暫定)

(注) 上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。

第2 暫定税率等の適用期限の延長等

暫定税率やウルグアイ・ラウンド時に導入された特別緊急関税制度等について、新ラウンドの交渉状況を見極める必要があること等から適用期限の延長等を行う。

以上の観点から、次の改正を行う。

- 平成18年3月31日に適用期限の到来する関税暫定措置法別表第1及び第1の3に定める物品の暫定税率のうち、上記第1の1の表及び原油以外のものについて、その適用期限を平成19年3月31日まで延長する。
- 平成18年3月31日に適用期限の到来するウルグアイ・ラウンド合意に基づき関税化された農産品に係る数量基準及び価格基準による特別緊急関税制度、生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置並びに生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を平成19年3月31日まで延長する。ただし、牛肉に係る関税の緊急措置については、北米産牛肉の輸入再開という輸入環境の変化に対応した特例措置として、制度の基本は維持しつつ、発動基準数量を算出する際の基礎となる輸入数量を、北米産牛肉の輸入が行われていた平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均とする（平成14年度と平成15年度の輸入実績の平均による発動基準数量が平成17年度の輸入実績による発動基準数量を下回る場合には、平成17年度の輸入実績による）。

第3 特恵関税に係る改正

特恵受益国の経済発展状況や個々の品目の国際競争力、WTOにおける後発開発途上国（LDC）諸国に関する議論等を踏まえつつ、所要の調整を行うため、次の改正を行う。

1. EUへの新規加盟に伴い、ブルガリア及びルーマニアを特恵受益国から除外する。
（注）本改正の施行期日は、EU加盟と同日とする（平成19年1月1日予定）
2. バーレーンについて国別特恵適用除外措置を適用する。
3. コモロ、ジブチ及び東ティモールをLDC特恵受益国に追加する。
4. 関税定率法別表第4601.20号の二に掲げる敷物及びすだれ、同表第2836.20号の一に掲げるソーダ灰、同表第8213.00号に掲げるはさみ、テーラーズシャーその他これらに類するはさみ及びこれらの刃及び同表第8215.99号に掲げるスプーン、フォーク等その他これらに類する台所用具及び食卓用具（いずれも中国を原産地とするもの）について、国別・品目別特恵適用除外措置を適用する。

第4 商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）の改正等に伴う関税率表の改訂

各国の関税率表等を統一しているHS条約の改正にあわせ、関税定率法・関税暫定措置法中の関税率表の技術的改訂等を行うため、別表1～3のとおり改正を行う。

第5 知的財産侵害物品に係る水際取締りの充実及び強化

知的財産侵害物品に係る水際取締りに関し、一層の透明性・公正性を確保するとともに、知的財産の保護を通じた経済秩序の維持等公益保護の観点から、次の改正を行う。

1. 輸入差止申立て手続及び疑義物品に係る侵害の該否を認定する認定手続において専門委員（仮称）に意見を聴く仕組みを導入するとともに、関税等不服審査会における体制整備を前提に、税関長による侵害認定等知的財産に係る処分について財務大臣に対し審査請求がなされた場合に関税等不服審査会に諮問することを検討する。
2. 各知的財産法において輸出等が侵害行為とされることを前提に、現行の知的財産侵害物品の輸入取締りの仕組みを参考として、知的財産侵害物品の輸出取締りの仕組みを導入する。

第6 税関における水際取締りの強化及び通関手続の迅速化

物流の高度化とセキュリティ確保の両立の要請に応えるため、我が国におけるテロ行為や国際的組織犯罪を未然に防止するとともに、利用者利便の向上及び通関手続の迅速化を図る観点から、次の改正を行う。

1. 外国貿易機等の旅客氏名表、積荷目録等の入港前の報告について、関係事業者等から提出された意見も踏まえ、所要の準備期間も考慮しつつ、義務化する。その際、電子情報の利用を積極的に推進する。なお、これにあわせ、事前に入手した積荷情報を有効に活用する観点から、到着即時輸入許可制度の運用の改善を図る。
2. 生物テロに使用されるおそれのある病原体等を輸入禁制品に追加する。
3. 他法令により輸出が禁止されている麻薬類等について、水際における取締りの必要性を勘案し、輸出を規制するための規定を導入する。
4. 簡易申告制度を利用する貨物について、加工再輸入減税制度（関税暫定措置法第8条）の適用を可能とする。

第7 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定の締結に対応した国内法令整備

「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(以下「協定」という。)を実施するため、協定の内容に沿って、マレーシア産品の関税率をMFN(最恵国)税率の範囲内で引き上げること等ができることとするための二国間セーフガード制度、マレーシアに対して一定の数量を限度として関税の撤廃をする品目についての関税割当制度及びマレーシアに対して関税の撤廃・引下げをする一般特惠対象品目について、マレーシアを原産地とするものを一般特惠の適用対象外とするための措置等について所要の国内法令整備を行う。

第8 その他の改正

1. 無申告加算税についてその割合の見直し等の改正を行う。
2. 「総合施設」(仮称)について、総合施設法(仮称)において学校教育法に基づき設置される幼稚園と同水準の幼児教育が確保される場合には、同施設を特定用途免税(関税定率法第15条第1項第1号及び第2号)の適用を受けることができる施設として追加するとともに、学校教育法に基づき設置される幼稚園と同水準の幼児教育又は児童福祉法に基づき設置される保育所と同水準の保育が確保される場合には、同施設を学校等給食用脱脂粉乳に係る軽減税率等の適用を受けることができる施設として追加する。

(別表1) HS条約の改正に伴う関税率表の改正

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
目次 (省略) 第54類 <u>人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品</u> (省略)						目次 (省略) 第54類 <u>人造繊維の長繊維及びその織物</u> (省略)						
01.05 家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) (省略) その他のもの 0105.94 鶏(ガルス・ドメスティクス) (省略)	無税	無税				01.05 家きん(鶏(ガルス・ドメスティクス)、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。) (省略) その他のもの 0105.92 鶏(ガルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラム以下のものに限る。) 0105.93 鶏(ガルス・ドメスティクス。1羽の重量が2,000グラムを超えるものに限る。) (省略)	無税	無税				1羽の重量で取引されることがなく、物流にそぐわないため統合する。
02.08 その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限る。) (省略) (削除) (省略) 0208.90 その他のもの	無税	無税				02.08 その他の肉及び食用のくず肉(生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したのものに限る。) (省略) 0208.20 <u>かえるの脚</u> (省略) 0208.90 その他のもの	無税	無税				貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
03.01 魚（生きているものに限る。） （省略） その他の魚（生きているものに限る。） （省略）					03.01 魚（生きているものに限る。） （省略） その他の魚（生きているものに限る。） （省略）						環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0301.94 <u>くるまぐる</u> （トウナス・ティナス）					（新規）						
1 養魚用の稚魚	無税	無税									
2 その他のもの	5%	3.5%									
0301.95 <u>みなみまぐる</u> （トウナス・マッコイイ）					（新規）						
1 養魚用の稚魚	無税	無税									
2 その他のもの	5%	3.5%									
0301.99 その他のもの					0301.99 その他のもの						
1 養魚用の稚魚	無税	無税			1 養魚用の稚魚	無税	無税				
2 その他のもの					2 その他のもの						
(1) にしん（クルベア属のもの）、たら （ガドゥス属、テラグラ属又はメル ルシウス属のもの）、ぶり（セリオ ーラ属のもの）、さば（スコムベル 属のもの）、いわし（エトルメウス 属、サルディノプス属又はエングラ ウリス属のもの）、あじ（トラクル ス属又はデカプテルス属のもの）及 びさんま（コロラビス属のもの）	10%				(1) にしん（クルベア属のもの）、たら （ガドゥス属、テラグラ属又はメル ルシウス属のもの）、ぶり（セリオ ーラ属のもの）、さば（スコムベル 属のもの）、いわし（エトルメウス 属、サルディノプス属又はエングラ ウリス属のもの）、あじ（トラクル ス属又はデカプテルス属のもの）及 びさんま（コロラビス属のもの）	10%					
(2) その他のもの	5%	3.5%			(2) その他のもの	5%	3.5%				

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。） （省略）					03.02 魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） その他の魚（肝臓、卵及びしらを除く。） （省略）					環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0302.67 めかじき（クスイフィアス・グラディウス）	5%	3.5%			（新規）					
0302.68 めろ（ディソステイクス属のもの）	5%	3.5%			（新規）					
0302.69 その他のもの					0302.69 その他のもの					
1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%				1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%				
2 その他のもの - バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい - その他のもの - - かじき（めかじきを除く。） （削除） - - さわら - - たちうお - - ふぐ - - その他のもの （省略）	5%	2%	3.5%		2 その他のもの - バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい - その他のもの - - かじき（めかじきを除く。） - - めかじき - - さわら - - たちうお - - ふぐ - - その他のもの （省略）	5%	2%	3.5%		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） にしん（ <u>クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ</u> ）及びコッド（ <u>ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス</u> ）（ <u>肝臓、卵及びしらこを除く。</u> ）						03.03 魚（冷凍したものに限るものとし、第03.04項の魚のフィレその他の魚肉を除く。） （省略） （新規）					環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0303.51 <u>にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ）</u>	10%	6%				0303.50 <u>にしん（クルベア・ハレングス及びクルベア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）</u>	10%	6%			
0303.52 <u>コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス）</u>	10%	6%				0303.60 <u>コッド（ガドゥス・モルア、ガドゥス・オガク及びガドゥス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）</u>	10%	6%			
<u>めかじき（クスイフィアス・グラディウス）及びめろ（ディソステイクス属のもの）（肝臓、卵及びしらこを除く。）</u>						（新規）					環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0303.61 <u>めかじき（クスイフィアス・グラディウス）</u>	5%	3.5%				（省略）					
0303.62 <u>めろ（ディソステイクス属のもの）</u>	5%	3.5%				（省略）					
0303.79 その他のもの （省略） 2 その他のもの - バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい - ししゃも - その他のもの - - かじき（めかじきを除く。） - - さわら - - たちうお	5%					0303.79 その他のもの （省略） 2 その他のもの - バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及びたい - ししゃも - その他のもの - - かじき（めかじきを除く。） - - さわら - - たちうお	5%				
		2%						2%			
		2.8%						2.8%			
		3.5%						3.5%			

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3			
<ul style="list-style-type: none"> - - ふぐ - - めぬけ類（セバステス属のものに限る。） - - ぎんだら （削除） （削除） - - きんめだい - - その他のもの （省略） 					<ul style="list-style-type: none"> - - ふぐ - - めぬけ類（セバステス属のものに限る。） - - ぎんだら - - めかじき - - めろ（ディソステイクス属のもの） - - きんめだい - - その他のもの （省略） 							
<p>03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p> <p><u>生鮮のもの及び冷蔵したもの</u></p> <p>0304.11 めかじき（クシフィアス・グラディオス）</p> <p>0304.12 めろ（ディソステイクス属のもの）</p> <p>0304.19 その他のもの</p> <p>1 フィレ</p> <p>(1) にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>(2) その他のもの</p>	5%	3.5%			<p>03.04 魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細かく切り刻んであるかないかを問わない。）</p> <p>0304.10 <u>生鮮のもの及び冷蔵したもの</u></p> <p>1 フィレ</p> <p>(1) にしん（クルベア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）</p> <p>(2) その他のもの</p>	10%				5%	3.5%	環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
2 その他のもの											
(1) にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	10%					(1) にしん(クルベア属のもの)、たら(ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり(セリオーラ属のもの)、さば(スコムベル属のもの)、いわし(エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの)、あじ(トラクルス属又はデカプテルス属のもの)及びさんま(コロラビス属のもの)	10%				
(2) その他のもの	5%					(2) その他のもの	5%				
- バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい		2%		×無税		- バラクータ(かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及びたい		2%		×無税	
- さめ		2.5%		×無税		- さめ		2.5%		×無税	
- その他のもの		3.5%				- その他のもの		3.5%			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
冷凍したフィレ						0304.20 冷凍したフィレ					環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0304.21 めかじき（クスイフィアス・グラディオ ス）	5%	3.5%				1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、 さば（スコムベル属のもの）、いわ し（エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あじ（ トラクルス属又はデカプテルス属のもの） 及びさんま（コロラビス属のもの）	10%				
0304.22 める（ディソステイクス属のもの）	5%	3.5%				2 その他のもの - まぐろ（くろまぐろ及びみなみまぐろ を除く。） - くろまぐろ - みなみまぐろ - かじき（めかじきを除く。） - めかじき - める（ディソステイクス属のもの） - その他のもの	5%	3.5%			
0304.29 その他のもの											
1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属 のもの）、さば（スコムベル属のもの）、 いわし（エトルメウス属、サルデ ィノプス属又はエングラウリス属のも の）、あじ（トラクルス属又はデカプ テルス属のもの）及びさんま（コロラ ビス属のもの）	10%										
2 その他のもの - まぐろ（くろまぐろ及びみなみまぐ ろを除く。） - くろまぐろ - みなみまぐろ - かじき（めかじきを除く。） （削除） （削除） - その他のもの	5%	3.5%								x無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
その他のもの					0304.90 その他のもの					環境保護の要請を受けた改正（魚種の保存に影響を与える不法な漁獲をモニターするため）。
0304.91 めかじき（クスイフィアス・グラディオ ス）	5%	3.5%			1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ガ ドゥス属、テラグラ属又はメルルシウ ス属のもの）、ぶり（セリオラ属のもの ）、さば（スコムベル属のもの）、いわ し（エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あじ（ トラクルス属又はデカプテルス属のもの ）及びさんま（コロラビス属のもの）	10%				
0304.92 める（ディソステイクス属のもの）	5%	3.5%			- にしん（クルベア属のもの）及びたら （ガドゥス属、テラグラ属又はメルル シウス属のもの）	6%				
0304.99 その他のもの					- - にしん - - たら - - - 冷凍すり身のもの - - - その他のもの			4.2%		
1 にしん（クルベア属のもの）、たら（ ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシ ウス属のもの）、ぶり（セリオラ属 のもの）、さば（スコムベル属のもの ）、いわし（エトルメウス属、サルデ ィノプス属又はエングラウリス属のも の）、あじ（トラクルス属又はデカプ テルス属のもの）及びさんま（コロラ ビス属のもの）	10%				- ぶり（セリオラ属のもの）、さば（ スコムベル属のもの）、いわし（エト ルメウス属、サルディノプス属又はエ ングラウリス属のもの）、あじ（トラ クルス属又はデカプテルス属のもの） 及びさんま（コロラビス属のもの）					
- にしん（クルベア属のもの）及びた ら（ガドゥス属、テラグラ属又はメ ルルシウス属のもの）		6%			2 その他のもの	5%				
- - にしん - - たら - - - 冷凍すり身のもの - - - その他のもの			4.2%		- バラクータ（かます科又はくろたちか ます科のもの）、キングクリップ及び たい		2%			
- ぶり（セリオラ属のもの）、さば （スコムベル属のもの）、いわし（ エトルメウス属、サルディノプス属 又はエングラウリス属のもの）、あ じ（トラクルス属又はデカプテルス 属のもの）及びさんま（コロラビス 属のもの）					- さめ - ししゃも - その他のもの		2.5% 2.8% 3.5%			
2 その他のもの	5%									
- バラクータ（かます科又はくろたち かます科のもの）、キングクリップ 及びたい		2%								
- さめ		2.5%								
- ししゃも		2.8%								
- その他のもの		3.5%								

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
04.06 チーズ及びカード (省略)					04.06 チーズ及びカード (省略)					ブルーベインドチーズの明確化。
0406.40 <u>ブルーベインドチーズ及びその他のベニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ</u> - プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの - その他のもの (省略)	35%	29.8%			0406.40 <u>ブルーベインドチーズ</u> - プロセスチーズの原料として使用するもので、共通の限度数量以内のもの - その他のもの (省略)	35%	29.8%		無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(削除)					05.03 0503.00 馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)	無税	無税			貿易量僅少。
(削除)					05.09 0509.00 動物性の海綿 - 課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの - その他のもの	10%	無税		無税	貿易量僅少。
05.11 動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの					05.11 動物性生産品(他の項に該当するものを除く。)及び第1類又は第3類の動物で生きていないもののうち食用に適しないもの					
(省略)					(省略)					
その他のもの					その他のもの					
(省略)					(省略)					
0511.99 その他のもの					0511.99 その他のもの					
1 馬毛及びそのくず(支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。)並びに蚕種、動物の精液、腱、筋、原皮くず及び乾燥した血	無税	無税			1 蚕種、動物の精液、 ^筋 腱、筋、原皮くず及び乾燥した血	無税	無税			
2 動物性の海綿 - 課税価格が1キログラムにつき3,600円以上のもの - その他のもの	10%	無税		無税	2 その他のもの	2.5%	1.5%		無税	
3 その他のもの	2.5%	1.5%		無税						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）						06.03 切花及び花芽（生鮮のもの及び乾燥し、染色し、漂白し、染み込ませ又はその他の加工をしたもので、花束用又は装飾用に適するものに限る。）					切花（ばら、カーネーション、らん、菊）の貿易量の増大に伴う号の新設。
<u>生鮮のもの</u>					<u>0603.10 生鮮のもの</u>	無税	無税				
0603.11 ばら	無税	無税			(新規)						
0603.12 カーネーション	無税	無税			(新規)						
0603.13 らん	無税	無税			(新規)						
0603.14 菊	無税	無税			(新規)						
0603.19 その他のもの (省略)	無税	無税			(新規) (省略)						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
07.09 その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）											貿易量僅少。
（削 除）					0709.10 <u>アーティチョーク</u>	<u>5%</u>	<u>3%</u>		<u>1.5%</u>		
（省 略）					（省 略）						
きのこ及びトリフ					きのこ及びトリフ						
（省 略）					（省 略）						
（削 除）					0709.52 <u>トリフ</u>	<u>5%</u>	<u>3%</u>		<u>無税</u>		
0709.59 その他のもの	5%				0709.59 その他のもの	5%					
- <u>まつたけ及びトリフ</u>		3%		無税	- まつたけ		3%		無税		
- その他のもの		4.3%			- その他のもの		4.3%				
（省 略）					（省 略）						
0709.90 その他のもの					0709.90 その他のもの						
1 スイートコーン	10%	6%			1 スイートコーン	10%	6%				
2 その他のもの	5%	3%			2 その他のもの	5%	3%				
- かぼちや				×無税	- かぼちや				×無税		
- <u>アーティチョーク</u>				<u>1.5%</u>	（新 規）						
- その他のもの					- その他のもの						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略） （削 除） （省 略）					07.11 一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略） 0711.30 ケーバー （省 略）						貿易量僅少。
0711.90 その他の野菜及び野菜を混合したもの （省 略） 2 その他のもの (1) ごぼう (2) その他のもの - ケーバー - その他のもの					0711.90 その他の野菜及び野菜を混合したもの （省 略） 2 その他のもの (1) ごぼう (2) その他のもの						
08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） （省 略）					08.02 その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限り、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。） （省 略） （新 規）						マカダミアナットの貿易量増大に伴う号の新設。
0802.60 マカダミアナット	5%	5%		2.5%							
0802.90 その他のもの 1 びんろう子 （削 除） 2 ペカン 3 その他のもの	無税	無税		無税	0802.90 その他のもの 1 びんろう子 2 マカダミアナット 3 ペカン 4 その他のもの	無税	無税		2.5%	無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） （省 略）						08.05 かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） （省 略）					グレープフルーツの明確化。
0805.40 グレープフルーツ（ボメロを含む。） - 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの - 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの （省 略）	10%	10%				0805.40 グレープフルーツ - 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの - 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの （省 略）	10%	10%	10%		
08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。） （省 略） （削 除） （省 略）						08.10 その他の果実（生鮮のものに限る。） （省 略）					貿易量僅少。
0810.90 その他のもの - ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし - その他のもの - <u>ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> - <u>その他のもの</u>	10%	5%		2.5%		0810.30 <u>ブラックカーラント、ホワイトカーラント、レッドカーラント及びグーズベリー</u> （省 略）	10%	6%		3%	
						0810.90 その他のもの - ランブータン、パッションフルーツ、レイシ及びごれんし - その他のもの	10%	5%		2.5%	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略）						08.12 一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。） （省 略）					
0812.90 その他のもの （省 略） 3 グレープフルーツ（ボメロを含む。） (1) 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの (2) 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	20%	10%				0812.90 その他のもの （省 略） 3 グレープフルーツ (1) 毎年6月1日から同年11月30日までに輸入されるもの (2) 毎年12月1日から翌年5月31日までに輸入されるもの	20%	10%			
08.13 乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの （省 略）						08.13 乾燥果実（第08.01項から第08.06項までのものを除く。）及びこの類のナット又は乾燥果実を混合したもの （省 略）					
0813.50 この類のナット又は乾燥果実を混合したもの 1 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット（びんろう子を除く。）又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 2 その他のもの	10%	6%		3%		0813.50 この類のナット又は乾燥果実を混合したもの 1 ナット又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の50%を超えるもの（くり、くるみ、ピスタチオナット、第0802.90号のナット（びんろう子及びマカダミアナットを除く。）又は第0813.10号から第0813.40号までの乾燥果実のいずれかを含むものを除く。） 2 その他のもの	10%	6%		3%	
	20%	12%		6%			20%	12%		6%	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
09.06 けい皮及びシナモンツリーの花 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの						09.06 けい皮及びシナモンツリーの花 0906.10 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの (新 規)	無税	無税			けい皮(キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ)の国際的な取引をモニターするため。
0906.11 けい皮(キナモムム・ゼラニカム・ブルーメ)	無税	無税			(新 規)						
0906.19 その他のもの (省 略)	無税	無税			(省 略)						
09.10 しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 (省 略) (削 除)					09.10 しょうが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 (省 略)						貿易量僅少。
(削 除)					0910.40 月けい樹の葉及びタイム 1 小売用の容器入りにしたもの 2 その他のもの - 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの - 破砕し又は粉砕したもの	4.2%	3.6%		無税		
その他の香辛料 (省 略)					0910.50 カレー その他の香辛料 (省 略)	12%	7.2%		3.6%		
0910.99 その他のもの 1 カレー 2 その他のもの (1) 小売用の容器入りにしたもの (2) その他のもの - 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの - 破砕し又は粉砕したもの	12%	7.2%		3.6%	0910.99 その他のもの 1 小売用の容器入りにしたもの 2 その他のもの - 破砕及び粉砕のいずれもしてないもの - 破砕し又は粉砕したもの	4.2%	3.6%		無税		
	4.2%	3.6%		無税					無税		
	無税	無税		無税					無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	稅 率				品 名	稅 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第10類 穀物						第10類 穀物						
注						注						
1 (A) (省 略)						1 (a) (省 略)						
(B) (省 略)						(b) (省 略)						
2 (省 略)						2 (省 略)						

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） （省略） （削除）					11.02 穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。） （省略） 1102.30 米粉 - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - その他のもの	442円/kg	25%	25%		貿易量僅少。	
1102.90 その他のもの 1 大麦粉及び裸麦粉 - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - その他のもの 2 ライ小麦粉 - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの及び同法第45条第1項ただし書に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - その他のもの	98円/kg	25%	25%	83円/kg	31円/kg	98円/kg	25%	25%	375円/kg		54円/kg
	106円/kg	25%	25%	90円/kg	27.40円/kg	106円/kg	25%	25%	90円/kg		27.40円/kg

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
<u>3 米粉</u> - 政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第30条の規定により輸入するもの、同法第31条の規定による運名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る米穀等として輸入されるもの並びに同法第34条第1項第3号に規定する政令で定める米穀等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの - その他のもの	442円/kg	25%	25%			<u>3 その他のもの</u>	25%	21.3%			
<u>4 その他のもの</u>	25%	21.3%									

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
12.07 その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）						12.07 その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）					貿易量僅少。
（ 削 除 ）					1207.10 <u>油やしの実及びパーム核</u>	無税	無税				
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						
（ 削 除 ）					1207.30 <u>ひまの種</u>	無税	無税				
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						
（ 削 除 ）					1207.60 <u>サフラワーの種</u>	無税	無税				
その他のもの					その他のもの						
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						
1207.99 その他のもの	無税	無税			1207.99 その他のもの	無税	無税				
12.09 播種用の種、果実及び孢子					12.09 播種用の種、果実及び孢子					貿易量僅少。	
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						
飼料用植物の種					飼料用植物の種						
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						
（ 削 除 ）					1209.26 <u>チモシーの種</u>	無税	無税				
1209.29 その他のもの	無税	無税			1209.29 その他のもの	無税	無税				
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）						

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） (削 除) (省 略)					12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。） 1211.10 甘草 (省 略)	無税	無税			貿易量僅少。
1211.90 その他のもの					1211.90 その他のもの					
1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロポ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花、大黄及び甘草	無税	無税			1 ヤボランジ葉、パチュリ葉、センナ葉、ウワウルシ葉、ホミカ、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、ストロファンツス子、プランタゴブシリウムの種、キナ皮、コンズランゴ皮、カスカラサグラダ、吐根、りんどう、ゲンチアナ根、セネガ根、遠志、甘松香、コロポ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、インド蛇木根、木香、白及、キューベ根、セメンシナその他のサントニン採取用のもの、麻黄、沈香、槐花及び大黄	無税	無税			
2 除虫菊	14%	12%		無税	2 除虫菊	14%	12%		無税	
3 大麻草	5%	3%			3 大麻草	5%	3%			
4 その他のもの	5%			無税	4 その他のもの	5%			無税	
- びやくだん		2.5%			- びやくだん		2.5%			
- はとむぎ		3%			- はとむぎ		3%			
- その他のもの		2.5%			- その他のもの		2.5%			

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					12.12 海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュプス変種サティヴム）の根でいつてないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）					貿易量僅少。
（ 削 除 ）					1212.10 <u>ローカストビーン（種を含む。）</u>	無税	無税			
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）					
（ 削 除 ）					1212.30 <u>あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はブラムの核及び仁</u>	5%	3%	無税		
その他のもの					その他のもの					
（ 省 略 ）					（ 省 略 ）					
1212.99 その他のもの					1212.99 その他のもの					
1 こんにやく芋（アモルフォファルス） （切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	3,289円/kg				1 こんにやく芋（アモルフォファルス） （切り、乾燥し又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）	3,289円/kg				
- 267トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		40%	40%		- 267トン（荒粉換算数量とし、政令で定めるところにより換算するものとする。）を基準とし、当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの		40%	40%		
- その他のもの	2,796円/kg				- その他のもの	2,796円/kg				
2 チコリーの根	15%	9%		4.5%	2 チコリーの根	15%	9%		4.5%	
3 <u>ローカストビーン（種を含む。）及びさとうきび</u>	無税	無税			3 <u>さとうきび</u>	無税	無税			
4 その他のもの	5%	3%		無税	4 その他のもの	5%	3%		無税	

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
13.01 ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） （削除） （省略） 1301.90 その他のもの 1 セラックその他の精製ラック 2 その他のもの						13.01 ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム） 1301.10 ラック 1 セラックその他の精製ラック 2 シードラック 3 その他のもの （省略） 1301.90 その他のもの						貿易量僅少。
	20%	17%				20%	17%					
	無税	無税				無税	無税					
						無税	無税					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス （省略） （削除）					13.02 植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシクナー（変性させてあるかないかを問わない。） 植物性の液汁及びエキス （省略）					貿易量僅少。
1302.19 その他のもの					1302.14 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの					
1 飲料のもと					1 除虫菊エキス	7%	6%		×無税	
(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10%	10%		×無税	2 その他のもの	無税	無税			
(2) その他のもの	25%	16.5%		×無税	1302.19 その他のもの					
2 除虫菊のもの及びロテノン含有する植物の根のもの					1 飲料のもと					
(1) 除虫菊エキス	7%	6%		×無税	(1) 植物性の一種類の原料から得たもの	10%	10%		×無税	
(2) その他のもの	無税	無税			(2) その他のもの	25%	16.5%		×無税	
3 その他のもの					2 その他のもの					
(1) 生漆	無税	無税			(1) 生漆	無税	無税			
(2) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税	無税			(2) 大麻エキス、大麻チンキ及び粗製コカイン	無税	無税			
(3) その他のもの					(3) その他のもの					
A アルコール分が50%以上のもの	10%	6%		×無税	A アルコール分が50%以上のもの	10%	6%		×無税	
B その他のもの	無税	無税			B その他のもの	無税	無税			
(省略)					(省略)					

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 注 1、2（省 略） 3 第14.04項には、木毛（第44.05項参照）及びほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）を含まない。 （削 除）						第14類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 注 1、2（省 略） 3 第14.02項には、木毛（第44.05項参照）を含まない。 4 第14.03項には、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品（第96.03項参照）を含まない。					14.02項及び14.03項の削除に伴う類注の改正。
（削 除） （削 除） 14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） （削 除） （省 略） 1404.90 その他のもの 1 主として詰物として使用する植物性材料（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）、主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（束ねてあるかないかを問わない。）、主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料、除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むも	無税	無税			14.02 1402.00 主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カボック、ベジタブルヘア及びイールグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。） 14.03 1403.00 主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアッサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。） 14.04 植物性生産品（他の項に該当するものを除く。） 1404.10 主として染色用又はなめし用に供する植物性原材料 （省 略） 1404.90 その他のもの 1 除虫菊かす、雁皮並びにナット（殻を含むものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）及び種 - 除虫菊かす	無税	無税				貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考				
品 名	税 率				品 名	税 率								
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3					
<p><u>のとし、粉砕してあるかないかを問わない。)</u>及び種</p> <p>2 たぶの木又はへちまのもの</p> <p>3 水ごけ</p> <p>4 その他のもの</p> <p>－かしわの葉及びさるとりいばらの葉</p> <p>－その他のもの</p>	7%	6%		無税	<p><u>- 雁皮並びにナット(殻を含むものとし、粉砕してあるかないかを問わない。)</u>及び種</p> <p>2 たぶの木又はへちまのもの</p> <p>3 水ごけ</p> <p>4 その他のもの</p> <p>－かしわの葉及びさるとりいばらの葉</p> <p>－その他のもの</p>	無税	7%	6%		無税				
<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(省 略)</p> <p>1515.90 その他のもの</p> <p>1 オイチシカ油及びその分別物並びに桐油及びその分別物</p> <p>(省 略)</p>	無税	無税			<p>15.15 その他の植物性油脂及びその分別物(ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)</p> <p>(省 略)</p> <p>1515.40 桐油及びその分別物</p> <p>(省 略)</p> <p>1515.90 その他のもの</p> <p>1 オイチシカ油及びその分別物</p> <p>(省 略)</p>	無税	無税	無税	無税					貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定	
第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 注 1、2（省 略） 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で完全に覆った調製品を含まない（第18.06項参照）。 4（省 略）					第19類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品 注 1、2（省 略） 3 第19.04項には、完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の6%を超える調製品及び第18.06項のチョコレートその他のココアを含有する調製食料品で覆った調製品を含まない（第18.06項参照）。 4（省 略）					19.04項の範囲の明確化。
第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)（省 略） (b)（省 略） (c) 第19.05項のベーカリー製品その他の物品 (d)（省 略） 2～6（省 略）					第20類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)（省 略） (b)（省 略） (新 規) (c)（省 略） 2～6（省 略）					ポテトチップスの分類の明確化。
20.05 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。） （省 略）					20.05 調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第20.06項の物品を除く。） （省 略）					環境保護の要請をうけた改正（森林資源を保護してゆくために、たけのこの国際的な取引をモニターするため）。

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
その他の野菜及び野菜を混合したもの					2005.90 その他の野菜及び野菜を混合したもの					
2005.91 たけのこ					1 砂糖を加えたもの					
1 砂糖を加えたもの	22.4%	13.4%		×無税	(1) 豆(さや付きのものを除く。)					
2 その他のもの	16%	13.6%			A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	14%	14%			
2005.99 その他のもの					B その他のもの	28%	23.8%			
1 砂糖を加えたもの					(2) その他のもの	22.4%	13.4%		×無税	
(1) 豆(さや付きのものを除く。)					2 その他のもの					
A 気密容器入りのもの(豚の肉又はラードその他の豚脂及びトマトピューレーその他のトマトの調製品を含むものに限る。)	14%	14%			(1) たけのこ	16%	13.6%			
B その他のもの	28%	23.8%			(2) ヤングコーンコブ -気密容器入りのもの -その他のもの	25%	15%		9%	
(2) その他のもの	22.4%	13.4%		×無税	(3) 豆(さや付きのものを除く。)	20%	17%			
2 その他のもの					(4) サワークラウト	12.8%	12%		9.6%	
(削除)					(5) その他のもの					
(1) ヤングコーンコブ -気密容器入りのもの -その他のもの	25%	15%		9%	A 気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)					
(2) 豆(さや付きのものを除く。)	20%	17%			(a) にんにくの粉	16%	9.6%		×無税	
(3) サワークラウト	12.8%	12%		9.6%	(b) その他のもの	12.8%	12%		9.6%	
(4) その他のもの					B その他のもの					
A 気密容器入りのもの(容器ともの1個の重量が10キログラム以下のものに限る。)					(a) にんにくの粉	11.2%	10.5%		8%	
(a) にんにくの粉	16%	9.6%		×無税	(b) その他のもの	9.6%	9%			
(b) その他のもの	12.8%	12%		9.6%						

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
<u>B その他のもの</u>											
(a) にんにくの粉	11.2%	10.5%		8%							
(b) その他のもの	9.6%	9%									

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） （省 略） <u>グレープフルーツ（ポメロを含む。）ジュース</u> （省 略）					20.09 果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。） （省 略） <u>グレープフルーツジュース</u> （省 略）						グレープフルーツの明確化。
第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省 略） (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（ <u>第28.53項</u> 参照） (d)～(f)（省 略） 2～3（省 略）					第22類 飲料、アルコール及び食酢 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省 略） (c) 蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水（ <u>第28.51項</u> 参照） (d)～(f)（省 略） 2～3（省 略）						28.51項が28.53項に移動したことによる改正。
22.08 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省 略）					22.08 エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%未満のものに限る。）及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール飲料 （省 略）						発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒の分類の明確化。
2208.40 ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒 （省 略）	20.2%	18%	無税		2208.40 <u>ラム及びタフィア</u> （省 略）	20.2%	18%	無税			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
23.02 ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） （省 略） （削 除） （省 略）	無税	無税			23.02 ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。） （省 略）	無税	無税				貿易量僅少。
2302.20 米のもの （省 略）					2302.20 米のもの （省 略）						
2302.40 その他の穀物のもの （省 略）	無税	無税			2302.40 その他の穀物のもの （省 略）	無税	無税				
23.06 その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第23.04項又は第23.05項のものを除く。） （省 略） （削 除）					無税						
2306.70 どうもろこしの胚芽油かす	2306.70 どうもろこしの胚芽油かす										
2306.90 その他のもの	無税	無税			2306.90 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
25.06 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） （省 略） 2506.20 けい岩 （削 除） （削 除）						25.06 石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。） （省 略） けい岩 2506.21 粗のもの及び粗削りしたもの 2506.29 その他のもの						貿易量僅少。
25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース （省 略） （削 除） （省 略） 2508.40 その他の粘土 （省 略）						25.08 その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第68.06項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース （省 略） 2508.20 デカライジングアース及びフーラーズアース （省 略） 2508.40 その他の粘土 （省 略）						貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、バミスストーン及びエメリー						25.13 コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、バミスストーン及びエメリー						貿易量僅少。
2513.10 <u>バミスストーン</u>	無税	無税				<u>バミスストーン</u>						
（削除）						2513.11 <u>粗のもの及び不規則な形状のもの（破砕したもの（ビムスキー）を含む。）</u>	無税	無税				
（削除）						2513.19 <u>その他のもの</u>	無税	無税				
（省略）						（省略）						
25.16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）						25.16 花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）						貿易量僅少。
（省略）						（省略）						
2516.20 <u>砂岩</u>	無税	無税				<u>砂岩</u>						
（削除）						2516.21 <u>粗のもの及び粗削りしたもの</u>	無税	無税				
（削除）						2516.22 <u>のこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたもの</u>	無税	無税				
（省略）						（省略）						
25.24 <u>石綿</u>						25.24 <u>石綿</u>	無税	無税				環境保護の要請を受けた改正（クロシドライトの国際的な取引をモニターするため）。
2524.10 <u>クロシドライト</u>	無税	無税				（新規）						
2524.90 <u>その他のもの</u>	無税	無税				（新規）						

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
第26類 鉱石、スラグ及び灰					第26類 鉱石、スラグ及び灰					26.20項の物品の明確化。
注					注					
1 (省略)					1 (省略)					
2 (省略)					2 (省略)					
3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類のスラグ、灰及び残留物(第26.21項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。) (b) 砒素を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかしないかを問わない。)					3 第26.20項には、次の物品のみを含む。 (a) 工業において金属の抽出又は金属化合物の製造原料に使用する種類の灰及び残留物(第26.21項の都市廃棄物の焼却によつて生じた灰及び残留物を含まない。) (b) 砒素を含有する灰及び残留物で、砒素若しくは金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のもの(金属を含有するかしないかを問わない。)					
号注					号注					
1 (省略)					1 (省略)					
2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。 (省略)					2 砒素、水銀、タリウム又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物で、砒素若しくはこれらの金属の抽出又はこれらの化合物の製造原料に使用する種類のものは、第2620.60号に属する。 (省略)					
26.20 スラグ、灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。) (省略)					26.20 灰及び残留物(砒素、金属又はこれらの化合物を含有するものに限るものとし、鉄鋼製造の際に生ずるものを除く。) (省略)					
										26.20項の物品の明確化。

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省 略) 号注 1、2 (省 略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号及び第2707.40号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 (省 略)					第27類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう (省 略) 号注 1、2 (省 略) 3 第2707.10号、第2707.20号、第2707.30号、第2707.40号及び第2707.60号において「ベンゾール(ベンゼン)」、「トルオール(トルエン)」、「キシロール(キシレン)」、「ナフタレン」又は「フェノール」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン、ナフタレン又はフェノールの含有量が全重量の50%を超える物品をいう。 (省 略)					貿易量僅少による2707.60号の削除に伴う号注の改正。
27.07 高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) (削 除) その他のもの (省 略)					27.07 高温コールドタルの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の重量を超えるもの (省 略) 2707.60 フェノール その他のもの (省 略)	無税	無税			貿易量僅少。
2707.99 その他のもの - 温度15度における比重が0.83以下のもの - 温度15度における比重が0.83を超えるもの	無税				2707.99 その他のもの - 温度15度における比重が0.83以下のもの - 温度15度における比重が0.83を超えるもの	無税				無税 無税

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品</p> <p>注 1 (A)（省 略） (B) 第28.43項、第28.46項又は第28.52項に該当する物品は、(A)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。</p> <p>（省 略）</p> <p>第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>注 1（省 略）</p> <p>2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.42項参照）、第28.43項から第28.46項まで及び第28.52項の有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a)～(d)（省 略）</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.53項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）</p> <p>（省 略）</p>					<p>第6部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品</p> <p>注 1 (a)（省 略） (b) 第28.43項又は第28.46項に該当する物品は、(a)の物品を除くほか、当該各項に属するものとし、この部の他の項には属しない。</p> <p>（省 略）</p> <p>第28類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物</p> <p>注 1（省 略）</p> <p>2 この類には、炭素化合物にあつては、亜ニチオン酸塩及びスルホキシル酸塩で、有機安定剤を加えたもの（第28.31項参照）、無機塩基の炭酸塩及びペルオキソ炭酸塩（第28.36項参照）、無機塩基のシアン化物、シアン化酸化物及びシアノ錯塩（第28.37項参照）、無機塩基の雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩（第28.38項参照）、第28.43項から第28.46項までの有機物並びに炭化物（第28.49項参照）のほか、次のもののみを含む。</p> <p>(a)～(d)（省 略）</p> <p>(e) 尿素により固形化した過酸化水素（第28.47項参照）並びにオキシ硫化炭素、ハロゲン化チオカルボニル、ジシアン、ハロゲン化ジシアン、シアナミド及びシアナミドの金属誘導体（第28.51項参照）（カルシウムシアナミド（純粋であるかないかを問わない。第31類参照）を除く。）</p> <p>（省 略）</p>	<p>28.52項の新設に伴う類注の改正。</p> <p>28.38項の物品が28.42項に移動したことによる改正</p> <p>28.51項が28.53項に移動したことによる改正。</p>				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略) その他の無機非金属酸化物 (省 略) (削 除)						28.11 その他の無機酸及び無機非金属酸化物 (省 略) その他の無機非金属酸化物 (省 略)						貿易量僅少。
2811.29 その他のもの 1 四酸化二窒素及び二酸化硫黄 - 四酸化二窒素 - 二酸化硫黄 2 その他のもの	無税	3.6% 無税				2811.23 二酸化硫黄 2811.29 その他のもの 1 四酸化二窒素 2 その他のもの	無税 無税	無税 3.6%		無税		
	4.3%	3.6%		無税			4.3%					
28.24 鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省 略) (削 除)						28.24 鉛の酸化物、鉛丹及びオレンジ鉛 (省 略)						貿易量僅少。
2824.90 その他のもの 1 鉛丹及びオレンジ鉛 2 その他のもの						2824.20 鉛丹及びオレンジ鉛 2824.90 その他のもの				無税		
	5.6%	4.7%		無税			5.6%	4.7%				
28.25 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省 略)						28.25 ヒドラジン及びヒドロキシルアミン並びにこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 (省 略)						28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
2825.90 その他のもの 1 酸化第一すず及び酸化第二すず 2 酸化ベリリウム 3 その他のもの	3.9%	3.3%		無税		2825.90 その他のもの 1 水銀の酸化物 2 酸化第一すず及び酸化第二すず 3 酸化ベリリウム 4 その他のもの	5.8% 3.9%	4.8% 3.3%		無税 無税		
	無税	無税		無税			無税	無税		無税		
	4.6%	無税		無税			4.6%	無税		無税		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
28.26 ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩						28.26 ふつ化物及びフルオロけい酸塩、フルオロアルミン酸塩その他のふつ素錯塩					貿易量僅少。
ふつ化物						ふつ化物					
(削 除)						2826.11 アンモニウム又はナトリウムのもの	3.9%	3.3%		無税	
(省 略)						(省 略)					
2826.19 その他のもの	3.9%	3.3%		無税		2826.19 その他のもの	3.9%	3.3%		無税	
(削 除)						2826.20 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	3.9%	3.3%		無税	
(省 略)						(省 略)					
2826.90 その他のもの						2826.90 その他のもの	無税	無税			
1 ナトリウム又はカリウムのフルオロけい酸塩	3.9%	3.3%		無税							
2 その他のもの	無税	無税									

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
28.27 塩化物、塩化酸化物、塩化水酸化物、臭化物、臭化酸化物、よう化物及びよう化酸化物 (省 略) その他の塩化物 (省 略) (削 除) (削 除) (省 略) (削 除)											貿易量僅少による削除及び28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
2827.33 鉄のもの					2827.33 鉄のもの	3.9%	3.3%			無税	
					2827.34 コバルトのもの	3.9%	3.3%			無税	
					(省 略)						
					2827.36 亜鉛のもの	4.6%	3.9%			無税	
2827.39 その他のもの					2827.39 その他のもの						
1 亜鉛のもの	4.6%	3.9%			1 水銀の塩化物	5.8%	4.8%			無税	
2 その他のもの	3.9%	3.3% ~ 3.9%			2 その他のもの	3.9%	3.3% ~ 3.9%			無税	
(省 略)					(省 略)						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
28.30 硫化物及び多硫化物（多硫化物については、 化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） （削 除） （削 除） 2830.90 その他のもの - 三硫化アンチモン - その他のもの	無税	無税	無税	無税	法別表 3	28.30 硫化物及び多硫化物（多硫化物については、 化学的に単一であるかないかを問わない。） （省 略） <u>2830.20 硫化亜鉛</u> <u>2830.30 硫化カドミウム</u> 2830.90 その他のもの <u>1 水銀の硫化物</u> <u>2 その他のもの</u> - 三硫化アンチモン - その他のもの	無税	無税	無税	無税	無税	貿易量僅少による削除及び28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
2830.90 その他のもの - 三硫化アンチモン - その他のもの						無税	無税	無税	無税	無税	4.6%	
28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（ 過硫酸塩） （省 略） その他の硫酸塩 （省 略） （削 除） （省 略） （削 除） （省 略） 2833.29 その他のもの <u>1 亜鉛のもの</u> <u>2 その他のもの</u>	4.6%	3.9%	無税	無税	法別表 3	28.33 硫酸塩、みょうばん及びペルオキシ硫酸塩（ 過硫酸塩） （省 略） その他の硫酸塩 （省 略） <u>2833.23 クロムのも</u> （省 略） <u>2833.26 亜鉛のもの</u> （省 略） 2833.29 その他のもの	無税	無税	無税	無税	無税	貿易量僅少による削除及び28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
2833.29 その他のもの <u>1 亜鉛のもの</u> <u>2 その他のもの</u>						4.6%	3.9%	無税	無税	無税	無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
28.35 ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）						28.35 ホスフィン酸塩（次亜りん酸塩）、ホスホン酸塩（亜りん酸塩）、りん酸塩及びポリりん酸塩（ポリりん酸塩については、化学的に単一であるかないかを問わない。）					貿易量僅少。
（省 略）					（省 略）						
りん酸塩					りん酸塩						
（省 略）					（省 略）						
（削 除）					2835.23 <u>三ナトリウムのもの</u>	4.6%	3.9%		無税		
（省 略）					（省 略）						
2835.29 その他のもの	4.6%	3.9%		無税	2835.29 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		
（省 略）					（省 略）						
28.36 炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの					28.36 炭酸塩、ペルオキシ炭酸塩（過炭酸塩）及び商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品でカルバミン酸アンモニウムを含有するもの					貿易量僅少。	
（削 除）					2836.10 <u>商慣行上炭酸アンモニウムとして取引する物品その他アンモニアの炭酸塩</u>	3.9%	3.3%		無税		
（省 略）					（省 略）						
（削 除）					2836.70 <u>鉛の炭酸塩</u>	3.9%	3.3%		無税		
（省 略）					（省 略）						
その他のもの					その他のもの						
（省 略）					（省 略）						
2836.99 その他のもの	3.9%	3.3%		無税	2836.99 その他のもの	3.9%	3.3%		無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
(削 除)												
					28.38 2838.00 雷酸塩、シアン酸塩及びチオシアン酸塩	3.9%	3.3%		無税			貿易量僅少による削除及び28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
28.39 けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品					28.39 けい酸塩及び商慣行上アルカリ金属のけい酸塩として取引する物品							貿易量僅少。
(省 略)					(省 略)							
(削 除)					2839.20 カリウムのもの	3.9%	3.3%		無税			
2839.90 その他のもの	3.9%	3.3%		無税	2839.90 その他のもの	3.9%	3.3%		無税			
28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩					28.41 オキソ金属酸塩及びペルオキソ金属酸塩							貿易量僅少による削除及び28.52項の新設（水銀化合物）に伴う物品の移動。
(削 除)					2841.10 アルミン酸塩	3.9%	3.3%		無税			
(削 除)					2841.20 クロム酸塩（亜鉛又は鉛のものに限る。）	4.8%	4%		無税			
(省 略)					(省 略)							
2841.50 その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	4.8%	4%		無税	2841.50 その他のクロム酸塩及びニクロム酸塩並びにペルオキシクロム酸塩	4.8%	4%		無税			
(省 略)					(省 略)							
2841.90 その他のもの	3.9%	3.3%		無税	2841.90 その他のもの	3.9%	3.3%		無税			

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(28.53項へ再付番)					28.51					環境保護の要請を受けた改正（水銀化合物の国際的な移動をモニターするため）（28.52項の新設、28.51項の28.53項への再付番）
28.52					2851.00	3.9%	3.3%		無税	
2852.00	水銀の無機又は有機の化合物（アマルガムを除く。）	無税	無税		その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）					
	1 認証標準物質									
	2 無機化合物及びその製品									
	(1) 硫酸塩	無税	無税							
	(2) 写真用の化学調製品（ワニス、 ^ニ 膠着剤、接着剤その他これらに類する調製品を除く。）及び写真用の物品で混合していないもの（使用量にしたもの及び小売用にしたもの直ちに使用可能な形状のものに限る。）	4.6%	無税	無税						
	(3) その他のもの	3%	2.5%～ 4.8%	無税	(一部) 2					
	3 有機化合物及びその製品									
	(1) 植物性なめしエキス並びにタンニン及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体									
	A タンニン及びその誘導体	3%	2.5%	無税						
	B その他のもの	無税	無税							
	(2) たんぱく質系物質及びその誘導体（第3502.90号のものを除く。）	6.8%	5.1%	無税						
	(3) その他のもの	3%	2.5%～ 4.4%	無税						
28.53										
2853.00	その他の無機化合物（蒸留水、伝導度水その他これらに類する純水を含む。）、液体空気（希ガスを除いてあるかないかを問わない。）、圧搾空気及びアマルガム（貴金属のアマルガムを除く。）	3.9%	3.3%	無税	(28.51項から再付番)					

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>第29類 有機化学品</p> <p>注 1～4 (省略)</p> <p>5(A) (省略) (B) (省略) (C) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1) 第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。 (2) 第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸(フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。)が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 <u>(3) 配位化合物は、第11節又は第29.41項に属するものを除き、金属と炭素の間の結合を除く全ての金属の結合の開裂により生じる断片が属する項のうち、第29類の数字上の配列において最後となる項に属する。</u> (D) (省略) (E) (省略)</p> <p>6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。</p> <p>7、8 (省略)</p> <p>号注 1 (省略)</p> <p><u>2 第29類の注3の規定は、この類の号には適用しない。</u></p>					<p>第29類 有機化学品</p> <p>注 1～4 (省略)</p> <p>5(a) (省略) (b) (省略) (c) 次の塩は、この部の注1及び第28類の注2のいずれの物品も除くほか、それぞれ次に定めるところによりその所属を決定する。 (1) 第1節から第10節まで又は第29.42項の酸官能化合物、フェノール官能化合物、エノール官能化合物、有機塩基その他の有機化合物の無機塩は、これを構成する有機化合物が属する項に属する。 (2) 第1節から第10節まで又は第29.42項の有機化合物の相互間の塩は、これを構成する塩基又は酸(フェノール官能化合物及びエノール官能化合物を含む。)が属する項のうち数字上の配列において最後となる項に属する。 (新規)</p> <p>(d) (省略) (e) (省略)</p> <p>6 第29.30項又は第29.31項の化合物は、その分子中において水素、酸素又は窒素の原子のほか硫黄、砒素、水銀、鉛その他の非金属又は金属の原子が炭素原子と直接に結合している有機化合物に限る。</p> <p>7、8 (省略)</p> <p>号注 1 (省略)</p> <p>(新規)</p>					<p>配位化合物の分類の明確化及び1つの項中で2以上の号に属する化合物の分類の明確化。</p> <p>28.52項の新設(水銀化合物)に伴う物品の移動による改正。</p>

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （省 略）						29.03 炭化水素のハロゲン化誘導体 非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽和のものに限る。） （省 略）					環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
2903.15 <u>二塩化エチレン（I S O）（1,2-ジクロロエタン）</u> （省 略） 非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体	4.6%	3.9%		無税		2903.15 <u>1,2-ジクロロエタン（二塩化エチレン）</u> （省 略）	4.6%	3.9%		無税	
2903.31 <u>二臭化エチレン（I S O）（1,2-ジプロモエタン）</u>	4.6%	無税		無税		2903.30 <u>非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体</u> - 臭素化誘導体 - ふつ素化誘導体 - その他のもの （新 規）	4.6%			無税	
2903.39 <u>その他のもの</u> - 臭素化誘導体 - ふつ素化誘導体 - その他のもの	4.6%			無税						無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(省 略)						(省 略)					
飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルベン炭化水素のハロゲン化誘導体					飽和脂環式炭化水素、不飽和脂環式炭化水素又はシクロテルベン炭化水素のハロゲン化誘導体						
2903.51 1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO, INN)を含む。)	4.6%	3.9%		無税	2903.51 1,2,3,4,5,6-ヘキサクロロシクロヘキサン	4.6%	3.9%		無税		
2903.52 アルドリン(ISO)、クロルデン(ISO)及びヘブタクロル(ISO)					(新 規)						
1 クロルデン	無税	無税									
2 アルドリン及びヘブタクロル	4.6%	3.1%		無税							
2903.59 その他のもの	4.6%			無税	2903.59 その他のもの						
-ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロデカン		無税			1 オクタクロロテトラヒドロメタノインダン(クロルデン)	無税	無税				
-その他のもの		3.1%			2 その他のもの	4.6%			無税		
芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体					-ジプロモエチルジプロモシクロヘキサン、テトラプロモシクロオクタン及びヘキサプロモシクロデカン		無税				
(省 略)					-その他のもの		3.1%				
2903.62 ヘキサクロロベンゼン(ISO)及びDDT(ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロルフェニル)エタン)	4.6%	3.9%		無税	芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体						
(省 略)					(省 略)						
					2903.62 ヘキサクロロベンゼン及びDDT(1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロルフェニル)エタン)	4.6%	3.9%		無税		
					(省 略)						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール (省 略) (削 除) (省 略)						29.05 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール (省 略)						貿易量僅少。
2905.19 その他のもの (省 略)	5.6%	4.7%		無税		2905.15 <u>ペンタノール(アミルアルコール)及びその異性体</u> (省 略)	5.6%	4.7%		無税		
2905.19 その他のもの (省 略)	5.6%	4.7%		無税		2905.19 その他のもの (省 略)	5.6%	4.7%		無税		
29.06 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 (省 略) (削 除)						29.06 環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体 (省 略)						貿易量僅少。
2906.14 <u>テルピネオール</u>						2906.14 <u>テルピネオール</u>	5.3%	4.4%		無税		
2906.19 その他のもの 1 <u>ボルネオール及びテルピネオール</u> 2 その他のもの (省 略)	5.3%	4.4%		無税		2906.19 その他のもの 1 <u>ボルネオール</u> 2 その他のもの (省 略)	5.3%	4.4%		無税		
2906.19 その他のもの 1 <u>ボルネオール及びテルピネオール</u> 2 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%		無税		2906.19 その他のもの 1 <u>ボルネオール</u> 2 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%		無税		

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3	
29.07 フェノール及びフェノールアルコール 一価フェノール (省略) (削除) (省略)					29.07 フェノール及びフェノールアルコール 一価フェノール (省略)					貿易量僅少。
2907.19 その他のもの 1 キシレノール及びその塩 2 その他のもの (省略)	無税	無税		無税	2907.14 キシレノール及びその塩 (省略) 2907.19 その他のもの (省略)	無税	無税		無税	
29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩					29.08 フェノール又はフェノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 2908.10 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩		3.1%			環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）及び貿易量僅少。
2908.11 ベンタクロロフェノール（ISO）	4.6%	3.1%		無税	1 臭素化誘導体	無税				
2908.19 その他のもの 1 臭素化誘導体 2 その他のもの (削除)	無税	3.1%		無税	2 その他のもの	4.6%			無税	
その他のもの					2908.20 スルホン基のみを有する誘導体並びにその塩及びエステル	4.6%	3.1%		無税	
2908.91 ジノセブ（ISO）及びその塩	4.6%	3.1%		無税	2908.90 その他のもの	4.6%	3.1%		無税	
2908.99 その他のもの	4.6%	3.1%		無税						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） （削 除） （省 略）					29.09 エーテル、エーテルアルコール、エーテルフェノール、エーテルアルコールフェノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に単一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略） エーテルアルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 （省 略）						貿易量僅少。
					2909.42 エチレングリコール又はジエチレングリコールのモノメチルエーテル （省 略）	5.6%	3.7%		無税		
2909.44 エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル （省 略）	5.6%	3.7%		無税	2909.44 エチレングリコール又はジエチレングリコールのその他のモノアルキルエーテル （省 略）	5.6%	3.7%		無税		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)						29.10 三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略)					環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
2910.40 <u>ディルドリン（ISO、INN）</u>	5.6%	3.7%				(新 規)					
2910.90 その他のもの 1 1,2-エポキシブタン（1,2-ブチレンオキシド） 2 その他のもの	無税	3.7%			2910.90 その他のもの 1 1,2-エポキシブタン（1,2-ブチレンオキシド） 2 その他のもの	無税	3.7%			無税	
29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） (省 略) (削 除)					29.12 アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式重合体及びパラホルムアルデヒド 非環式アルデヒド（他の酸素官能基を有しないものに限る。） (省 略)						貿易量僅少。
2912.13 <u>ブタナール（ブチルアルデヒド又はノルマル-ブチルアルデヒド）</u>						4.6%	3.1%			無税	
2912.19 その他のもの (省 略)	4.6%	3.1%			2912.19 その他のもの (省 略)	4.6%	3.1%			無税	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 酢酸及びその塩並びに無水酢酸 (省 略) (削 除) (削 除) (省 略)						29.15 飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 酢酸及びその塩並びに無水酢酸 (省 略)						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）及び貿易量僅少（2915.22号、2915.23号、2915.34号の削除）。
2915.22 酢酸ナトリウム					2915.22 酢酸ナトリウム	4.6%	3.9%				無税	
2915.23 酢酸コバルト					2915.23 酢酸コバルト	4.6%	3.9%				無税	
2915.29 その他のもの 酢酸のエステル (省 略) (削 除) (削 除)	4.6%	3.9%		無税	2915.29 その他のもの 酢酸のエステル (省 略)	4.6%	3.9%				無税	
2915.36 酢酸ジノセブ（ISO）	4.6%	3.9%		無税	(新 規)							
2915.39 その他のもの 1 酢酸イソブチル 2 その他のもの (省 略)					2915.39 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%				無税	
	5.6%	3.7%		無税	2915.34 酢酸イソブチル	5.6%	3.7%				無税	
	4.6%	3.9%		無税	2915.35 酢酸 - 2 - エトキシエチル	4.6%	3.9%				無税	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略)						29.16 不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 芳香族モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (省 略) (新 規)						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
2916.36 <u>ピナバクリル（ISO）</u>	6.4%	4.3%		無税								
2916.39 その他のもの	6.4%	4.3%		無税	2916.39 その他のもの	6.4%	4.3%		無税			
29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 (削 除) (省 略)					29.17 ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 (省 略) 芳香族ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体							貿易量僅少。
2917.34 その他のオルトフタル酸エステル (省 略)	4.6%	3.1%		無税	2917.31 <u>オルトフタル酸ジブチル</u> (省 略)	4.6%	3.1%		無税			
					2917.34 その他のオルトフタル酸エステル (省 略)	4.6%	3.1%		無税			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 （省 略）						29.18 カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体 （省 略）					環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）
2918.18 クロロベンジレート（ISO）	4.6%	3.9%		無税		（新 規）					
2918.19 その他のもの					2918.19 その他のもの						
1 コール酸	無税	無税			1 コール酸	無税	無税				
2 その他のもの	4.6%	3.9%		無税	2 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		
（省 略）					（省 略）						
その他のもの					2918.90 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		
2918.91 2,4,5-T（ISO）（2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸）並びにその塩及びエステル	4.6%	3.9%		無税	（新 規）						
2918.99 その他のもの	4.6%	3.9%		無税	（新 規）						
29.19 リン酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					29.19 2919.00 リン酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	4.6%	3.9%		無税	環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）	
2919.10 トリス（2,3-ジプロモプロピル）ホスフェート	4.6%	3.9%		無税	（新 規）						
2919.90 その他のもの	4.6%	3.9%		無税	（新 規）						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体					29.20 非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 2920.10 チオリン酸エステル（ホスホロチオエート）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）
2920.11 パラチオン（ISO）及びパラチオンメチル（ISO）（メチルパラチオン）	4.6%	3.9%		無税	（新規）	4.6%	3.9%		無税		
2920.19 その他のもの （省略）	4.6%	3.9%		無税	（新規） （省略）						
29.21 アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 （省略） （削除）					29.21 アミン官能化合物 非環式モノアミン及びその誘導体並びにこれらの塩 （省略）						貿易量僅少。
2921.12 ジエチルアミン及びその塩					2921.12 ジエチルアミン及びその塩	4.6%	3.1%		無税		
2921.19 その他のもの （省略）	4.6%	3.1%		無税	2921.19 その他のもの （省略）	4.6%	3.1%		無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) アミノナフトールその他のアミノフェノール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 (省 略) (削 除)						29.22 酸素官能のアミノ化合物 (省 略) アミノナフトールその他のアミノフェノール(二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。)並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩 (省 略)						貿易量僅少。
2922.29 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%		無税	2922.22 アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩	4.6%	3.9%		無税			
2922.29 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%		無税	2922.29 その他のもの (省 略)	4.6%	3.9%		無税			
29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド(非環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩 (省 略)					29.24 カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物 非環式アミド(非環式カルバマートを含む。)及びその誘導体並びにこれらの塩 (省 略)							環境保護の要請を受けた改正(ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため)。
2924.12 フルオロアセトアミド(ISO)、モノクロトホス(ISO)及びホスファミドン(ISO)	4.6%	3.1%		無税	(新 規)							
2924.19 その他のもの 1 2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド 2 その他のもの (省 略)	無税	無税		無税	2924.19 その他のもの 1 2-アクリルアミド-2-メチルプロパンスルホン酸及びオキサミド 2 その他のもの (省 略)	無税	無税		無税			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.25 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 （省 略） <u>イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u>						29.25 カルボキシイミド官能化合物（サッカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物 （省 略） <u>2925.20 イミン及びその誘導体並びにこれらの塩</u>					環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
2925.21 クロルジメホルム（ISO）	3.7%	2.5%		無税		1 クロルヘキシジン及びその塩	無税	無税			
2925.29 その他のもの 1 クロルヘキシジン及びその塩	無税	無税				2 その他のもの	3.7%	2.5%		無税	
2 2925.29 その他のもの	3.7%	2.5%		無税							
29.30 有機硫黄化合物 （削 除） （省 略）						29.30 有機硫黄化合物 <u>2930.10 ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）</u> （省 略） （新 規）	無税	無税			環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）及び貿易量僅少。
2930.50 カブタホール（ISO）及びメタミドホス（ISO）	4.6%	無税		無税		2930.90 その他のもの	4.6%	無税		無税	
2930.90 その他のもの 1 ジチオカルボナート（キサントゲン酸塩）	無税	無税									
2 2930.90 その他のもの	4.6%	無税		無税							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） （ 削 除 ） （ 省 略 ）											貿易量僅少。
2936.90 その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	無税	無税			29.36 プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。） 2936.10 <u>プロビタミン（混合してないものに限る。）</u> （ 省 略 ）	無税	無税				
2939.90 その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	無税	無税			2936.90 その他のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）	無税	無税				
29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 （ 省 略 ）					29.39 植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 （ 省 略 ）						貿易量僅少。
2939.20 <u>キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u> （ 削 除 ） （ 削 除 ） （ 省 略 ）	無税	無税			<u>キナアルカロイド及びその誘導体並びにこれらの塩</u> 2939.21 <u>キニーネ及びその塩</u> 2939.29 <u>その他のもの</u> （ 省 略 ）	無税	無税				
						無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第30類 医療用品						第30類 医療用品						30.06項に含まれる物品の範囲の拡大による類注の改正。
注 1～3 (省略)						注 1～3 (省略)						
4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材(外科用又は歯科用の吸収性糸を含むものとし、殺菌したものに限る。)及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限る。) (b) (省略) (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。)並びに外科用又は歯科用癒着防止材(殺菌したものに限るものとし、吸収性であるかないかを問わない。) (d)～(k) (省略) (l) 瘻造設術用と認められるもの(例えば、結腸造瘻用、回腸造瘻用又は人工尿路開設術用の特定の形状に裁断したパウチ並びにこれらの接着性のウエハー及び面板)						4 第30.06項には、次の物品のみを含む。当該物品は、第30.06項に属するものとし、この表の他の項には属しない。 (a) 外科用のカットガットその他これに類する縫合材及び切開創縫合用の接着剤(殺菌したものに限る。) (b) (省略) (c) 外科用又は歯科用の吸収性止血材(殺菌したものに限る。) (d)～(k) (省略) (新規)						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
<p>30.01 臓器療法の腺その他の器官（乾燥したものに 限るものとし、粉状にしてあるかないかを 問わない。）及び腺その他の器官又はその分 泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘバ リン及びその塩並びに治療用又は予防用に調 製したその他の人又は動物の物質（他の項に 該当するものを除く。）</p> <p>（削 除）</p> <p>（省 略）</p>						<p>30.01 臓器療法の腺その他の器官（乾燥したものに 限るものとし、粉状にしてあるかないかを 問わない。）及び腺その他の器官又はその分 泌物の抽出物で臓器療法用のもの並びにヘバ リン及びその塩並びに治療用又は予防用に調 製したその他の人又は動物の物質（他の項に 該当するものを除く。）</p> <p>3001.10 腺その他の器官（乾燥したものに限るもの とし、粉状にしてあるかないかを問わない 。）</p> <p>- 熊胆</p> <p>- その他のもの</p> <p>（省 略）</p>						<p>貿易量僅少。</p>
<p>3001.90 その他のもの</p> <p>- せんそ及び移植用の骨、器官その他の人 体組織</p> <p>- ヘパリン及びその塩</p> <p>- その他のもの</p>	無税					<p>3001.90 その他のもの</p> <p>- せんそ及び移植用の骨、器官その他の人 体組織</p> <p>- ヘパリン及びその塩</p> <p>- その他のもの</p>	無税					
		無税					無税					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） 第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略）						30.04 医薬品（混合し又は混合してない物品から成る治療用又は予防用のもので、投与量にしたもの（経皮投与剤の形状にしたものを含む。）又は小売用の形状若しくは包装にしたものに限るものとし、第30.02項、第30.05項又は第30.06項の物品を除く。） （省 略） 第29.37項のホルモンその他の物質を含有するもの（抗生物質を含有しないものに限る。） （省 略）						英文表記の改正。
3004.32 コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体又は構造類似物を含有するもの （省 略）	無税	無税				3004.32 コルチコステロイドホルモン並びにその誘導体及び構造類似物を含有するもの （省 略）	無税	無税				
30.06 この類の注4の医療用品						30.06 この類の注4の医療用品						30類類注4の改正に伴う改正。
3006.10 外科用のカットガットその他これに類する縫合材（外科用又は歯科用の吸収性系を含む。）、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓、外科用又は歯科用の吸収性止血剤及び外科用又は歯科用の癒着防止材（吸収性があるかないかを問わない。）（殺菌したものに限る。） 1 外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血剤 2 その他のもの (1) プラスチック製の板、シート、フィルム、はく及びストリップ (2) メリヤス編物及びクロセ編物（幅が30センチメートル以下のもの） （省 略）	無税	無税				3006.10 外科用のカットガットその他これに類する縫合材、切開創縫合用の接着剤、ラミナリア、ラミナリア栓及び外科用又は歯科用の吸収性止血剤（殺菌したものに限る。） （省 略）	無税	無税				
	4.6%	3.1%～5.2%		無税								
	5.6%	5.3%～9.8%		無税	（一部）52							

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<u>その他のもの</u>										
3006.91	薬造設術用と認められるもの	5.8%	3.9%							
	- ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）			0.78%	14					
	- その他のもの			無税						
3006.92	薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適さない薬剤。例えば、使用期限の過ぎたもの）	無税	無税							
					3006.80	薬剤廃棄物（当初に意図した使用に適さない薬剤。例えば、使用期限を過ぎたもの）	無税	無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 化学的に単一の化合物（2(a)、3(a)、4(a)又は5のものを除く。） (c) (省 略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (c) 塩化アンモニウム又は(a)若しくは(b)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 (d) (a)の()若しくは()の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 (c) (a)又は(b)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (a) (省 略) (b) (a)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 5、6 (省 略)						第31類 肥料 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) 化学的に単一の化合物（2(A)、3(A)、4(A)又は5のものを除く。） (c) (省 略) 2 第31.02項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 (C) 塩化アンモニウム又は(A)若しくは(B)の物品と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 (D) (A)の()若しくは()の物品又はこれらの混合物を水溶液にし又はアンモニア溶液にした液状肥料 3 第31.03項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）のうち二以上を相互に混合した肥料 (C) (A)又は(B)の物品（ふつ素の含有量のいかんを問わない。）と白亜、天然石膏その他の肥料でない無機物とを混合した肥料 4 第31.04項には、次の物品（第31.05項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。 (A) (省 略) (B) (A)の物品のうち二以上を相互に混合した肥料 5、6 (省 略)						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
31.02 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省略） （削除） （省略）						31.02 窒素肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省略） 3102.70 <u>カルシウムシアナミド</u> （省略）						貿易量僅少。
3102.90 その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	無税	無税				3102.90 その他のもの（混合物を含むものとし、この項の他の号に該当するものを除く。）	無税	無税				
31.03 リン酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省略） （削除）						31.03 リン酸肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （省略） 3103.20 <u>塩基性スラグ</u>						
3103.90 その他のもの	無税	無税				3103.90 その他のもの	無税	無税				
31.04 カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） （削除） （省略）						31.04 カリ肥料（鉱物性肥料及び化学肥料に限る。） 3104.10 <u>カーナリット、シルバイトその他の天然カリウム塩類（粗のものに限る。）</u> （省略）						貿易量僅少。
3104.90 その他のもの	無税	無税				3104.90 その他のもの	無税	無税				

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
32.06 その他の着色料、この類の注3の調製品（第32.03項から第32.05項までのものを除く。）及びルミノホアとして使用する種類の無機物（化学的に単一であるかないかを問わない。）											貿易量僅少。
（省略）					（省略）						
（削除）					3206.30 <u>カドミウム化合物をもととした顔料及び調製品</u>	3.9%	2.6%		無税		
その他の着色料及び調製品					その他の着色料及び調製品						
（省略）					（省略）						
（削除）					3206.43 <u>ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品</u>	3%	2.5%		無税		
3206.49 その他のもの					3206.49 その他のもの	3.9%	2.6%		無税		
1 <u>ヘキサシアノ鉄酸塩（フェロシアン酸塩及びフェリシアン酸塩）をもととした顔料及び調製品</u>	3%	2.5%		無税							
2 <u>その他のもの</u>	3.9%	2.6%		無税							
（省略）					（省略）						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
33.01 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクユアスディスチレート及びアクユアスソリューション						33.01 精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアクユアスディスチレート及びアクユアスソリューション						貿易量僅少。
精油（かんきつ類の果実のものに限る。）						精油（かんきつ類の果実のものに限る。）						
（削除）						3301.11 <u>ベルガモットのもの</u>	無税	無税				
（省略）						（省略）						
（削除）						3301.14 <u>ライムのもの</u>	3.2%	3.2%		無税		
3301.19 その他のもの						3301.19 その他のもの	3.2%	3.2%		無税		
1 <u>ベルガモットのもの</u>	無税	無税										
2 <u>その他のもの</u>	3.2%	3.2%		無税								
精油（かんきつ類の果実のものを除く。）						精油（かんきつ類の果実のものを除く。）						
（削除）						3301.21 <u>ゼラニウムのもの</u>	無税	無税				
（削除）						3301.22 <u>ジャスミンのもの</u>	3.2%	3.2%		無税		
（削除）						3301.23 <u>ラベンダー又はラバンジンのもの</u>	3%	2.2%		無税		
（省略）						（省略）						
（削除）						3301.26 <u>ペチベルのもの</u>	無税	無税				
3301.29 その他のもの						3301.29 その他のもの						

改 正 案						現 行						備 考	
品 名	税 率					品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		
1 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油	無税	無税				1 ベイ葉油、カナンガ油、けい皮油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきょう油、大ういきょう油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、イランイラン油、けい葉油、ジンジャグラス油、パルマローザ油、タイム油、牛樟油、レモングラス油及びパチュリ油	無税	無税					
2 芳油	2.5%	2.2%		無税		2 芳油	2.5%	2.2%			無税		
3 <u>ゼラニウム又はペチベルのもの</u>	無税	無税				3 その他のもの	3.2%	3.2%			無税		
4 <u>ラベンダー又はラバンジンのもの</u>	3%	2.2%		無税									
5 その他のもの (省 略)	3.2%	3.2%		無税		(省 略)							
第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びブラスターをもととした歯科用の調製品						第34類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びブラスターをもととした歯科用の調製品							
注 1～4 (省 略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略)						注 1～4 (省 略) 5 第34.04項において「人造ろう及び調製ろう」とは、次の物品をいう。 (A) (省 略) (B) (省 略) (C) (省 略)							
34.04 人造ろう及び調製ろう (削 除) (省 略)						34.04 人造ろう及び調製ろう 3404.10 <u>化学的に変性させたモンタンろうのもの</u> (省 略)							
3404.90 その他のもの	2.3%	無税		無税		3404.90 その他のもの	2.3%	無税			無税		貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光して ないものに限るものとし、紙製、板紙製又は 紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性の ロール状インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。） （省 略） （削 除） その他のフィルム（パーフォーレーションの ないもので、幅が105ミリメートル以下の ものに限る。）					37.02 感光性のロール状写真用フィルム（露光して ないものに限るものとし、紙製、板紙製又は 紡織用繊維製のものを除く。）及び感光性の ロール状インスタントプリントフィルム（露 光してないものに限る。） （省 略） 3702.20 インスタントプリントフィルム その他のフィルム（パーフォーレーションの ないもので、幅が105ミリメートル以下の ものに限る。）	無税	無税			貿易量僅少。
3702.31 カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税	無税			3702.31 カラー写真用のもの（ポリクローム）	無税	無税			
3702.32 その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使 用したものに限る。）	無税	無税			3702.32 その他のもの（ハロゲン化銀の乳剤を使 用したものに限る。）	無税	無税			
3702.39 その他のもの その他のフィルム（パーフォーレーションの ないもので、幅が105ミリメートルを超え るものに限る。）	無税	無税			3702.39 その他のもの その他のフィルム（パーフォーレーションの ないもので、幅が105ミリメートルを超え るものに限る。）	無税	無税			
3702.41 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートルを超えるもの（カラー写真用の もの（ポリクローム）に限る。）	無税	無税			3702.41 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートルを超えるもの（カラー写真用の もの（ポリクローム）に限る。）	無税	無税			
3702.42 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートルを超えるもの（カラー写真用の もの（ポリクローム）を除く。）	無税	無税			3702.42 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートルを超えるもの（カラー写真用の もの（ポリクローム）を除く。）	無税	無税			
3702.43 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートル以下のもの	無税	無税			3702.43 幅が610ミリメートルを超え、長さが200 メートル以下のもの	無税	無税			
3702.44 幅が105ミリメートルを超え610ミリメー トル以下のもの （省 略）	無税	無税			3702.44 幅が105ミリメートルを超え610ミリメー トル以下のもの （省 略）	無税	無税			

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
37.05 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） （省略） （削除） 3705.90 その他のもの						37.05 写真用のプレート及びフィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、映画用フィルムを除く。） （省略） 3705.20 <u>マイクロフィルム</u> 3705.90 その他のもの						貿易量僅少。
	無税	無税					無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考				
品 名	税 率				品 名	税 率								
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3		
第38類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照） (d) (省 略) (e) (省 略) 2～6 (省 略) 号注 1 第3808.50号には、次の物品を含有する第38.08項の物品のみを含む。 <u>アルドリ</u> ン(ISO)、 <u>ピナバクリル</u> (ISO)、 <u>カンフェク</u> ロル(ISO)(トキサフェン)、 <u>カプタホ</u> ール(ISO)、 <u>ク</u> ロルデン(ISO)、 <u>ク</u> ロルジメホルム(ISO)、 <u>ク</u> ロロベンジレート(ISO)、 <u>DDT</u> (ISO)(クロフェノタン(INN)、1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(パラ-クロルフェニル)エタン)、 <u>ディルド</u> リン(ISO、INN)、 <u>ジ</u> ノセブ(ISO)並びにその塩及びエステル、 <u>二</u> 酸化エチレン(ISO)(1,2-ジプロモエタン)、 <u>二</u> 塩化エチレン(ISO)(1,2-ジクロロエタン)、 <u>フル</u> オロアセトアミド(ISO)、 <u>ヘ</u> プタクロル(ISO)、 <u>ヘ</u> キサクロベンゼン(ISO)、1,2,3,4,5,6- <u>ヘ</u> キサクロシクロヘキサン(HCH(ISO))(リンデン(ISO、INN)を含む。)、 <u>水</u> 銀化合物、 <u>メ</u> タミドホス(ISO)、 <u>モノ</u> クロトホス(ISO)、 <u>オ</u> キシラン(エチレンオキシド)、 <u>パ</u> ラチオン(ISO)、 <u>パ</u> ラチオンメチル(ISO)(メチルパラチオン)、 <u>ペン</u> タクロロフェノール(ISO)、 <u>ホ</u> スファミドン(ISO)、2,4,5- <u>T</u> (ISO)(2,4,5-トリクロロフェノキシ酢酸)並びにこれらの塩及びエステル 2 (省 略)						第38類 各種の化学工業生産品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有する灰及び残留物（汚泥を含み、第26類注3(a)又は(b)の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第26.20項参照） (d) (省 略) (e) (省 略) 2～6 (省 略) 号注 (新 規)						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
38.05 ガムテレピン油、ウッドテレピン油、硫酸テレピン油その他のテルペン油（蒸留その他の方法により針葉樹から得たものに限る。）、ジベンテン（粗のものに限る。）、亜硫酸テレピン油その他のパラシメン（粗のものに限る。）及びバイン油（アルファートルピネオールを主成分とするものに限る。）											貿易量僅少。
（省 略） （削 除）					3805.20 バイン油	無税	無税				
3805.90 その他のもの					3805.90 その他のもの	3%	2.5%		無税		
1 バイン油	無税	無税									
2 その他のもの	3%	2.5%		無税							
38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）					38.08 殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品（小売用の形状若しくは包装にし、製剤にし又は製品にしたもの（例えば、硫黄を含ませた帯、しん及びびろうそく並びにはえ取り紙）に限る。）						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
3808.50 この類の号注1の物品	4.9%	3.9%		無税	（新 規）						
その他のもの					（新 規）						
3808.91 殺虫剤	4.9%	3.9%		無税	3808.10 殺虫剤	4.9%	3.9%		無税		
3808.92 殺菌剤	4.9%	3.9%		無税	3808.20 殺菌剤	4.9%	3.9%		無税		
3808.93 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	4.9%	3.9%		無税	3808.30 除草剤、発芽抑制剤及び植物生長調整剤	4.9%	3.9%		無税		
3808.94 消毒剤	4.9%	3.9%		無税	3808.40 消毒剤	4.9%	3.9%		無税		
3808.99 その他のもの	4.9%	3.9%		無税	3808.90 その他のもの	4.9%	3.9%		無税		

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
38.21 3821.00 微生物（ウイルス及びこれに類するものを 含む。）用又は植物、人若しくは動物の細 胞用の調製培養剤（保存用を含む。 ）	3%	2.5%		無税	38.21 3821.00 微生物用の調製培養剤	3%	2.5%		無税	物品の範囲の拡大に伴う改正。

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略） （削除） （省略） メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物					38.24 鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業（類似の工業を含む。）において生産される化学品及び調製品（天然物のみの混合物を含むものとし、他の項に該当するものを除く。） （省略） 3824.20 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル （省略） 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（二以上の異なるハロゲン原子を有するものに限る。）を含有する混合物					環境保護の要請を受けた改正（オゾン層を減少させる物質の国際的な移動をモニターするため）。 貿易量僅少。
3824.71 クロロフルオロカーボン（CFC）を含有するもの（ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）	3.8%	2.6%		無税	3824.71 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体（ふつ素原子及び塩素原子のみを有するものに限る。）を含有するもの	3.8%	2.6%		無税	
3824.72 プロモクロロジフロロメタン、プロモトリフルオロメタン又はジプロモテトラフルオロエタンを含有するもの	3.8%	2.6%		無税	（新規）					
3824.73 ハイドロプロモフルオロカーボン（HBF C）を含有するもの	3.8%	2.6%		無税	（新規）					
3824.74 ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するかしないかを問わない。）	3.8%	2.6%		無税	（新規）					
3824.75 四塩化炭素を含有するもの	3.8%	2.6%		無税	（新規）					
3824.76 1,1,1-トリクロロエタン（メチルクロロホルム）を含有するもの	3.8%	2.6%		無税	（新規）					

改 正 案						現 行					備 考	
品 名	税 率					品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		基本	協定	暫定	特惠		法別表 3
3824.77	プロモメタン（メチルプロマイド）又はプロモクロロメタンを含有するもの	3.8%	2.6%		無税		（新 規）					環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約対象物質の国際的な移動をモニターするため）。
3824.78	ペルフルオロカーボン（PFC）又はハイドロフルオロカーボン（HFC）を含有するもの（クロロフルオロカーボン（CFC）又はハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）を含有しないものに限る。）	3.8%	2.6%		無税		（新 規）					
3824.79	その他のもの オキシラン（エチレンオキシド）、ポリ臭化ビフェニル（PBB）、ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はトリス（2,3-ジプロモプロピル）ホスフェートを含有する混合物及び調製品	3.8%	2.6%		無税	3824.79	その他のもの （新 規）	3.8%	2.6%		無税	
3824.81	オキシラン（エチレンオキシド）を含有するもの	3.8%	2.6%		無税							
3824.82	ポリ塩化ビフェニル（PCB）、ポリ塩化テルフェニル（PCT）又はポリ臭化ビフェニル（PBB）を含有するもの	3.8%	2.6%		無税							
3824.83	トリス（2,3-ジプロモプロピル）ホスフェートを含有するもの	3.8%	2.6%		無税							
3824.90	その他のもの 1 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。） 2 脂肪酸混合物の誘導体 3 ナフテン酸並びにその塩（水溶性のものを除く。）及びエステル	無税	無税		無税	3824.90	その他のもの 1 チューインガムベース（砂糖その他の甘味料又は香料を含有するものを除く。） 2 脂肪酸混合物の誘導体	無税	無税		無税	
		4.6%	3.9%		無税			4.6%	3.9%		無税	
		3.9%	3.3%		無税							

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
<u>4</u> その他のもの - オクタプロモジフェニルオキシド及び ヘプタプロモジフェニルオキシドを主 成分とする混合物並びにジプロモネオ ベンチルグリコールを主成分とする混 合物 - 5' - リボヌクレオチドカルシウム及び 5' - リボヌクレオチドナトリウム - その他のもの	3.8%	無税		無税		<u>3</u> その他のもの - オクタプロモジフェニルオキシド及び ヘプタプロモジフェニルオキシドを主 成分とする混合物並びにジプロモネオ ベンチルグリコールを主成分とする混 合物 - 5' - リボヌクレオチドカルシウム及び 5' - リボヌクレオチドナトリウム - その他のもの	3.8%	無税		無税		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 <u>(a) 第27.10項又は第34.03項の調製潤滑剤</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) 鉱物油(ガソリンを含む。)用又は鉱物油と</u> <u>同じ目的に使用するその他の液体用の調製添加</u> <u>剤(第38.11項参照)</u> <u>(i j) ポリグリコール、シリコンその他の第39類</u> <u>の重合体をもととした調製液圧液(第38.19項</u> <u>参照)</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u> <u>(r) (省 略)</u> <u>(s) (省 略)</u> <u>(t) (省 略)</u> <u>(u) (省 略)</u> <u>(v) (省 略)</u> <u>(w) (省 略)</u> <u>(x) (省 略)</u> <u>(y) (省 略)</u> <u>(z) (省 略)</u> 3 ~ 1 1 (省 略)					第39類 プラスチック及びその製品 注 1 (省 略) 2 この類には、次の物品を含まない。 (新 規) <u>(a) (省 略)</u> <u>(b) (省 略)</u> <u>(c) (省 略)</u> <u>(d) (省 略)</u> <u>(e) (省 略)</u> <u>(f) (省 略)</u> (新 規) (新 規) <u>(g) (省 略)</u> <u>(h) (省 略)</u> <u>(i j) (省 略)</u> <u>(k) (省 略)</u> <u>(l) (省 略)</u> <u>(m) (省 略)</u> <u>(n) (省 略)</u> <u>(o) (省 略)</u> <u>(p) (省 略)</u> <u>(q) (省 略)</u> <u>(r) (省 略)</u> <u>(s) (省 略)</u> <u>(t) (省 略)</u> <u>(u) (省 略)</u> <u>(v) (省 略)</u> <u>(w) (省 略)</u> 3 ~ 1 1 (省 略)						物品の範囲の明確化のための類注の改正。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） （省 略）						39.07 ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。） （省 略）					ポリ（乳酸）（生分解性プラスチック）に係る号の新設。
3907.70 <u>ポリ（乳酸）</u> その他のポリエステル （省 略）	4.6%	3.1%		無税		（新 規） その他のポリエステル （省 略）					
3907.99 その他のもの	4.6%	3.1%		無税		3907.99 その他のもの	4.6%	3.1%		無税	
39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） （省 略） セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの （省 略） （削 除） （省 略）						39.20 プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。） （省 略） セルロース製のもの及びその化学的誘導体製のもの （省 略）					貿易量僅少。
3920.79 その他のセルロース誘導体製のもの - <u>バルカナイズドファイバー製のもの</u> - <u>その他のもの</u> （省 略）	4.6%			無税		3920.72 <u>バルカナイズドファイバー製のもの</u> （省 略）	4.6%	3.9%		無税	
		3.9%		無税		3920.79 その他のセルロース誘導体製のもの （省 略）	4.6%	<u>3.1%</u>		無税	

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
第40類 ゴム及びその製品 注 1～3 (省 略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(B)の()又は()の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)～(c) (省 略) 5(A) (省 略) ()～() (省 略) () 可塑剤又はエキステンダー(油展ゴムの場合の鉱物油を除く。)、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質(B)の()から()までのものを除く。 (B) (省 略) 6～9 (省 略)					第40類 ゴム及びその製品 注 1～3 (省 略) 4 1及び第40.02項において「合成ゴム」とは、次の物品をいう。 (a) 不飽和の合成物質で、硫黄による加硫により不可逆的に非熱可塑性物質とすることができ、かつ、この非熱可塑性物質が、温度18度から29度までにおいて、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るもの。この試験においては、加硫助剤、加硫促進剤その他の架橋反応に必要な物質を加えることができるものとし、5(b)の()又は()の物質の存在も許容される。ただし、エキステンダー、可塑剤、充てん料その他の架橋反応に必要でない物質の存在は許容されない。 (b)～(c) (省 略) 5(a) (省 略) ()～() (省 略) () 可塑剤又はエキステンダー(油展ゴムの場合の鉱物油を除く。)、充てん料、補強剤、有機溶剤その他の物質(b)の()から()までのものを除く。 (b) (省 略) 6～9 (省 略)					注の表記を改正(小文字 大文字)し、整理・整合を行ったもの。
40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) コンベヤ用のベルト及びベルチング (省 略) (削 除)					40.10 コンベヤ用又は伝動用のベルト及びベルチング(加硫したゴム製のものに限る。) コンベヤ用のベルト及びベルチング (省 略)					貿易量僅少。
4010.19 その他のもの (省 略)	3.9%	1.9%		無税	4010.13 <u>プラスチックのみにより補強したもの</u> 4010.19 その他のもの (省 略)	3.9%	1.9%		無税	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革						第41類 原皮（毛皮を除く。）及び革						41類に分類されている毛がついている原皮の範囲を拡大。
注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省 略） (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ベカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、となかひ、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2、3（省 略）					注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)、(b)（省 略） (c) 毛が付いている獣皮及びこれをなめし又は仕上げたもの（第43類参照）。ただし、牛（水牛を含む。）、馬類の動物、羊（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊を除く。）、やぎ（イエメンやぎ、モンゴルやぎ及びチベットやぎを除く。）、豚（ベカリーを含む。）、シャモア、ガゼル、となかひ、しか又は犬の毛が付いている原皮は、第41類に属する。 2、3（省 略）							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
41.03 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）					41.03 その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、パーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注 1 の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）						貿易量僅少及び41類に分類されている毛がついている原皮の範囲を拡大。
(削 除)					4103.10 やぎのもの	無税					
					- なめし過程にないもの		無税				
					- その他のもの		無税				
(省 略)					(省 略)						
4103.90 その他のもの	無税				4103.90 その他のもの	無税					
- しかのもの					- しかのもの						
- - なめし過程にないもの		無税			- - なめし過程にないもの		無税				
- - その他のもの		無税			- - その他のもの		無税				
- だちようのもの					- だちようのもの						
- - なめし過程にないもの		無税			- - なめし過程にないもの		無税				
- - その他のもの		無税			- - その他のもの		無税				
- その他のもの					- その他のもの						
- - なめし過程にないもの		無税			- - なめし過程にないもの		無税				
- - その他のもの		無税			- - その他のもの		無税				
		無税									
		~2.1%									
		無税									
		~2.1%									

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
(削除)												貿易量僅少。
42.04					42.04							
4204.00					4204.00							
42.05					42.05							貿易量僅少。
4205.00					4205.00							
42.06					42.06							貿易量僅少。
4206.00					4206.00							
(削除)												
(削除)												

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。） （省略） （削除）					43.01 原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第41.01項から第41.03項までの原皮を除く。） （省略）					貿易量僅少。
4301.80 その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） - やぎ又はうさぎのもの - その他のもの （省略）	無税				4301.70 あざらしのもの（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） 4301.80 その他の毛皮（全形のものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） - やぎ又はうさぎのもの - その他のもの （省略）	無税	2.1%			
		無税					無税			
		2.1%					2.1%			
43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。） 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省略） （削除）					43.02 なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第43.03項のものを除く。） 全形のもの（組み合わせてないものに限るものとし、頭部、尾部又は足部が付いているかいないかを問わない。） （省略）					貿易量僅少。
					4302.13 子羊のもの（アストラカン羊、ブロードテール羊、カラクル羊、ベルシャ羊その他これらに類する羊、インド羊、中国羊、モンゴル羊又はチベット羊の子羊に限る。）	15%	15%			

改 正 案					現 行					備 考					
品 名	税 率				品 名	税 率									
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3			
4302.19 その他のもの - 羊、やぎ又はうさぎのもの - きつねのもの - その他のもの (省 略)	15%	15%				4302.19 その他のもの - 羊、やぎ又はうさぎのもの - きつねのもの - その他のもの (省 略)	15%	15%			3%	20	3%	20	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第44類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.21号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.31号の各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アソベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イベ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、バドック(かりん)、バルダオ、バリッサンドルグアテマラ、バリッサンドルバラ、バリッサンドルリオ、バリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクビラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ						第44類 木材及びその製品並びに木炭 (省 略) 号注 1 第4403.41号から第4403.49号まで、第4407.24号から第4407.29号まで、第4408.31号から第4408.39号まで及び第4412.13号から第4412.99号までの各号において「熱帯産木材」とは、次の木材をいう。 アビュラ、アカジョアフリカ、アフロルモシア、アコ、アラン、アンジローバ、アニングレ、アボジラ、アソベ、バラウ、バルサ、ボッセクレイア、ボッセフォンセ、カチボ、セドロ、ダベーマ、ダークレッドメランチ、ジベツ、ドウシエ、フラミレ、フレイジョ、フロメイジャー、フーマ、ゲロンガン、イロンバ、インブイア、イベ、イロコ、ジャボティ、ジェルトン、ジェキティバ、ジョンコン、カプール、ケンバス、クルイン、コシボ、コチベ、コト、ライトレッドメランチ、リンバ、ロウロ、マカランドゥバ、マホガニー、マコレ、マンディオケイラ、マンソニア、メンクラン、メランチバカウ、メラワン、メルバウ、メルバウ、メルサワ、モアビ、ニアンゴン、ニヤトー、オベチエ、オクメ、オンザビリ、オレイ、オバンコル、オジゴ、バドック(かりん)、バルダオ、バリッサンドルグアテマラ、バリッサンドルバラ、バリッサンドルリオ、バリッサンドルロゼ、パウアマレロ、パウマーフィム、ブライ、ブナ、クアルバ、ラミン、サベリ、サキサキ、セプター、シボ、スクビラ、スレン、タウアリ、チーク、ティアマ、トラ、パイロラ、ホワイトラワン、ホワイトメランチ、ホワイトセラヤ、イエローメランチ						項の再編成に伴う項の番号の変更。

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
44.02 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）						44.02 4402.00 木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。）	無税					「竹」に係る製品の特掲。
4402.10 竹製のもの	無税											
4402.90 その他のもの	無税											

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの						44.07 木材（縦にひき若しくは割り、平削りし又は丸はぎしたもので、厚さが6ミリメートルを超えるものに限るものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの						貿易動向把握のため。
4407.21 マホガニー（スウィエテニア属のもの）	無税	無税				4407.24 バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、インブリア及びバルサ	無税	無税				
4407.22 バイロラ、インブリア及びバルサ （省 略）	無税	無税										
4407.27 サベリ	無税	無税				（新 規）						
4407.28 イロコ	無税	無税				（新 規）						
4407.29 その他のもの						4407.29 その他のもの						
1 ふたばがき科のもの	10%	6%				1 ふたばがき科のもの	10%	6%				
- かんながけし又はやすりがけしたものの				無税	23	- かんながけし又はやすりがけしたものの				無税	23	
- その他のもの				3.6%	24	- その他のもの				3.6%	24	
2 その他のもの	無税					2 その他のもの	無税					
- チークのもの		無税				- チークのもの		無税				
- その他のもの		無税				- その他のもの		無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
その他のもの (省 略)						その他のもの (省 略)					
4407.93 <u>かえで(カエデ属のもの)のもの</u>	無税	無税				(新 規)					
4407.94 <u>桜(サクラ属のもの)のもの</u>	無税	無税				(新 規)					
4407.95 <u>とねりこ(トネリコ属のもの)のもの</u>	無税	無税				(新 規)					
4407.99 その他のもの						4407.99 その他のもの					
1 ふたばがき科のもの	10%	6%				1 ふたばがき科のもの	10%	6%			
- かんながけし又はやすりがけしたものの				無税	23	- かんながけし又はやすりがけしたものの				無税	23
- その他のもの				3.6%	24	- その他のもの				3.6%	24
2 その他のもの	無税					2 その他のもの	無税				
- つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		無税				- つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		無税			
- 桐のもの		無税				- 桐のもの		無税			
- リグナムバイタのもの		無税				- リグナムバイタのもの		無税			
- その他のもの		無税				- その他のもの		無税			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）						44.09 さねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をいずれかの縁、端又は面に沿つて連続的に施した木材（寄せ木床用のストリップ又はフリーズで組み立ててないものを含むものとし、かんながけし、やすりがけし又は縦継ぎしたものであるかないかを問わない。）					「竹」に係る製品の特掲。
(省 略)					(省 略)						
針葉樹以外のもの					4409.20 針葉樹以外のもの						
4409.21 竹製のもの					1 引抜材	7.5%					
1 引抜材	7.5%	7.5%		4.5%	27		7.5%		4.5%	27	
2 玉縁及び縁形	4.8%	3.6%		無税	33		3.7%		無税	33	
3 その他のもの	無税	無税					4.8%	3.6%	無税	33	
4409.29 その他のもの					3 その他のもの						
1 引抜材	7.5%	3.7%		無税	33	(1) ふたばがき科のもの	10%	5%	無税	23	
2 玉縁及び縁形	4.8%	3.6%		無税	33	(2) その他のもの	無税				
3 その他のもの						- かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		無税			
(1) ふたばがき科のもの	10%	5%		無税	23	- 桐のもの		無税			
(2) その他のもの	無税					- その他のもの		無税			
- かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの		無税									
- 桐のもの		無税									
- その他のもの		無税									

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
44.10	パーティクルボード、オリエントドストランドボード（OSB）その他これに類するボード（例えば、ウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				44.10	パーティクルボードその他これに類するボード（例えば、オリエントドストランドボード及びウェファーボード）（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機結合剤により凝結させてあるかないかを問わない。）				オリエントドストランドボード及びパーティクルボードの分類の明確化。	
	木材のもの					オリエントドストランドボード及びウェファーボード（木材のものに限る。）					
4410.11	パーティクルボード				4410.21	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの					
	1	8%	6%	3.6%	28	1	8%	6%	3.6%		28
	2	10%	5%	3%	28	2	10%	5%	3%		28
4410.12	オリエントドストランドボード（OSB）				4410.29	その他のもの					
	1	8%	6%	3.6%	28	1	8%	6%	3.6%		28
	2	10%	5%	3%	28	2	10%	5%	3%		28
4410.19	その他のもの					その他のもの（木材のものに限る。）					
	1	8%	6%	3.6%	28	4410.31	加工してないもの又はやすりがけを超える加工をしてないもの				
	2	10%	5%	3%	28	1	8%	6%	3.6%		28
						2	10%	5%	3%		28
	（省略）				4410.32	メラミンを染み込ませた紙で表面を被覆したもの					
						1	8%	6%	3.6%		28
						2	10%	5%	3%		28
					4410.33	プラスチック製の装飾積層板で表面を被覆したもの					
						1	8%	6%	3.6%		28
						2	10%	5%	3%	28	
					4410.39	その他のもの					
						1	8%	6%	3.6%	28	
						2	10%	5%	3%	28	
	（省略）					（省略）					

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） <u>ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）</u>						44.11 繊維板（木材その他の木質の材料のものに限るものとし、樹脂その他の有機物質により結合してあるかないかを問わない。） <u>繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるものに限る。）</u>					ミディアムデンシティファイバーボード（MDF）の分類の明確化。
4411.12 <u>厚さが5ミリメートル以下のもの</u>					4411.11 <u>機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの</u>	5.2%	2.6%		1.56%	28	
1 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの</u>	5.2%	2.6%		1.56%	28	4411.19 <u>その他のもの</u>	5.2%	2.6%	1.56%	28	
2 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	<u>繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のものに限る。）</u>					
4411.13 <u>厚さが5ミリメートルを超え9ミリメートル以下のもの</u>					4411.21 <u>機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	
1 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの</u>	5.2%	2.6%		1.56%	28	4411.29 <u>その他のもの</u>	3.5%	2.6%	1.56%	28	
2 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	<u>繊維板（密度が1立方センチメートルにつき0.35グラムを超え0.5グラム以下のものに限る。）</u>					
4411.14 <u>厚さが9ミリメートルを超えるもの</u>					4411.31 <u>機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	
1 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの</u>	5.2%	2.6%		1.56%	28	4411.39 <u>その他のもの</u>	3.5%	2.6%	1.56%	28	
2 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラム以下のもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	<u>その他のもの</u>					
<u>その他のもの</u>					4411.91 <u>機械加工をしておらず、かつ、表面を被覆してないもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28	
4411.92 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.8グラムを超えるもの</u>	5.2%	2.6%		1.56%	28	4411.99 <u>その他のもの</u>	3.5%	2.6%	1.56%	28	
4411.93 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.5グラムを超え0.8グラム以下のもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28						
4411.94 <u>密度が1立方センチメートルにつき0.5グラム以下のもの</u>	3.5%	2.6%		1.56%	28						

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材					44.12 合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材					「竹」に係る製品の特掲。
4412.10 竹製のもの					合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）					
1 合板（木材の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）					4412.13 少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの					
(1) 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サベリ、パイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの					- 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サベリ、パイロラ、マホガニー（スウイエテニア属のもの）、パリスサンドルバラ、パリスサンドルリオ又はパリスサンドルロゼのもの					
A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		10%			1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		10%			
(a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%				(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%				
(b) その他のもの	15%				(2) その他のもの	15%				
B その他のもの					2 その他のもの					
(a) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%	10%			(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%	10%			
(b) その他のもの	10%	8.5%			(2) その他のもの	10%	8.5%			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(2) その他のもの						- その他のもの					
A ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		6%				1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		6%			
(a) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%					(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%				
(b) その他のもの	15%					(2) その他のもの	15%				
B その他のもの						2 その他のもの					
(a) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%	6%				(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%	6%			
(b) その他のもの	10%	6%				(2) その他のもの	10%	6%			
2 その他のもの		6%									
(1) 集成材	15%			3.6%	29	4412.14 その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）					
(2) その他のもの	20%			3.6%	29	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの		6%			
						(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%				
						(2) その他のもの	15%				
						2 その他のもの					
						(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%	6%			
						(2) その他のもの	10%	6%			

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
4412.31	<p>その他の合板（木材（竹製のものを除く。）の単板のみから成るもので各単板の厚さが6ミリメートル以下のものに限る。）</p> <p>少なくとも一の外面の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</p> <p>- 少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シボ、リンバ、オクメ、オベチェ、アカジョアフリカ、サベリ、バイロラ、マホガニー（スウイエチニア属のもの）、パリッサンドルバラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもの</p> <p>1 <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u></p> <p>(1) <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p>2 <u>その他のもの</u></p> <p>(1) <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p>					4412.19	<p>その他のもの</p> <p>1 <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u></p> <p>(1) <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p> <p>2 <u>その他のもの</u></p> <p>(1) <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u></p> <p>(2) <u>その他のもの</u></p>	6%				
		10%					10%					
		10%					15%					
		15%	10%				15%					
		10%	8.5%				10%					

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
- その他のもの											
1 <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>		6%									
(1) <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>	10%										
(2) <u>その他のもの</u>	15%										
2 <u>その他のもの</u>											
(1) <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u>	15%	6%									
(2) <u>その他のもの</u>	10%	6%									
4412.32 <u>その他のもの（少なくとも一の外面の単板が針葉樹以外のものに限る。）</u>											
1 <u>ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイその他これらに類する表面加工をしたもの</u>		6%									
(1) <u>側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの</u>	10%										
(2) <u>その他のもの</u>	15%										
2 <u>その他のもの</u>											
(1) <u>厚さが6ミリメートル未満のもの</u>	15%	6%									
(2) <u>その他のもの</u>	10%	6%									

改 正 案					現 行					備 考			
品 名	税 率				品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3	
4412.39	その他のもの		6%										
	1 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバレイその他これらに類する表面加工をしたもの												
	(1) 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの	10%											
	(2) その他のもの	15%											
	2 その他のもの												
	(1) 厚さが6ミリメートル未満のもの	15%											
	(2) その他のもの	10%											
	その他のもの												
4412.94	ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボード		6%			4412.22	少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの	6%					ブロックボード、ラミンボード及びバツテンボードの分類の明確化。
	1 集成材	15%		3.6%	29	1 集成材	15%		3.6%	29			
	2 その他のもの	20%		3.6%	29	2 その他のもの	20%		3.6%	29			
						4412.23	その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）	6%					
						1 集成材	15%		3.6%	29			
						2 その他のもの	20%		3.6%	29			

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
4412.99 その他のもの 1 集成材 2 その他のもの	6%				4412.29 <u>その他のもの</u>		6%				
					1 <u>集成材</u>	15%		3.6%	29		
					2 <u>その他のもの</u>	20%		3.6%	29		
					<u>その他のもの</u>						
					4412.92 <u>少なくとも一の単板が熱帯産木材（この類の号注1のものに限る。）のもの</u>		6%				
					1 <u>集成材</u>	15%		3.6%	29		
					2 <u>その他のもの</u>	20%		3.6%	29		
					4412.93 <u>その他のもの（少なくとも一層がパーティクルボードのものに限る。）</u>		6%				
					1 <u>集成材</u>	15%		3.6%	29		
					2 <u>その他のもの</u>	20%		3.6%	29		
					4412.99 その他のもの		6%				
					1 集成材	15%		3.6%	29		
2 その他のもの	20%		3.6%	29							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		
44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッド パネル、 <u>組み合わせた床用パネル及びこけ ら板を含む。</u> ）					44.18 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッド パネル、 <u>組み合わせた寄せ木パネル及びこけ ら板を含む。</u> ）					分類の明確化。	
（省 略）					（省 略）						
（削 除）					4418.30 <u>寄せ木パネル</u>	3.9%	2%		無税		33
（省 略）					（省 略）						
4418.60 <u>くい及びはり</u>	3.9%	3.9%		無税	33						
<u>組み合わせた床用パネル</u>					（新 規）						
4418.71 <u>モザイク状の床用のもの</u>	3.9%	2%		無税	33						
4418.72 <u>その他のもの（多層のものに限る。）</u>	3.9%	2%		無税	33						
4418.79 <u>その他のもの</u>	3.9%	2%		無税	33						
4418.90 その他のもの					4418.90 その他のもの						
1 セルラーウッドパネル	10%	5%		無税	33	10%	5%		無税		33
2 その他のもの					2 その他のもの						
(1) 木製の建具及び床柱	無税	無税			(1) 木製の建具及び床柱	無税	無税				
(2) その他のもの	3.9%				(2) その他のもの	3.9%					
- 欄間		2%		無税	30		2%		無税		30
- <u>その他の床用パネル及び組み合わ せた床用以外のパネル</u>		2%		無税	33		3.9%		無税		33
- その他のもの		3.9%		無税	33						

改 正 案					現 行					備 考			
品 名	税 率				品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3	
46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物						46類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物						分類の明確化。	
注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーシア、柳、竹、とう、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のローピング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。						注 1 この類において「組物材料」とは、組合せその他これに類する加工方法に適する状態又は形状の材料をいい、当該材料には、わら、オーシア、柳、竹、いぐさ、あし、経木その他の植物性材料のストリップ（例えば、樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得たストリップ）、紡績してない天然の紡織用繊維及びプラスチックの単繊維、ストリップその他これらに類する物品並びに紙のストリップを含むものとし、革、コンポジションレザー、フェルト又は不織布のストリップ、人髪、馬毛、紡織用繊維のローピング及び糸並びに第54類の単繊維、ストリップその他これらに類する物品を含まない。							
2、3（省略）						2、3（省略）							
46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）						46.01 さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）							「竹及びとう」に係る製品の特掲。
敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）						4601.20 敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）							
4601.21 竹製のもの	3.9%	3.3%		無税		1 いぐさ製又は七島製のもの	6%	6%		×	無税		
4601.22 とう製のもの	3.9%	3.3%		無税		2 その他のもの	3.9%	3.3%			無税		
4601.29 その他のもの													
1 いぐさ製又は七島製のもの	6%	6%		×	無税								
2 その他のもの	3.9%	3.3%		無税									

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
その他のもの						その他のもの					
4601.92 竹製のもの	3.9%	3.3%		無税		4601.91 植物性材料製のもの					
4601.93 とう製のもの	3.9%	3.3%		無税		1 むしろ、こも及びアンベラ	無税	無税			
4601.94 その他の植物性材料製のもの						2 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	3%			無税	
1 むしろ、こも及びアンベラ	無税	無税				- ばつかんさなだ		2.7%			
2 さなだその他これに類する組物材料から成る物品(ストリップ状であるかないかを問わない。)	3%			無税		- その他のもの		3%			
- ばつかんさなだ		2.7%				3 その他のもの					
- その他のもの		3%				(1) いぐさ製又は七島い製のもの	6%	6%		×無税	
3 その他のもの						(2) その他のもの	3.9%	3.3%		無税	
(1) いぐさ製又は七島い製のもの	6%	6%		×無税							
(2) その他のもの	3.9%	3.3%		無税							
(省 略)						(省 略)					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
46.02 かが細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したものと及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 植物性材料製のもの						46.02 かが細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したものと及び第46.01項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品 4602.10 植物性材料製のもの						「竹及びとう」に係る製品の特掲。
4602.11 竹製のもの						1 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	4.1%	3.4%		2.04%	34	
1 扇子及びうちわ並びにこれらの部分品	4.1%	3.4%		2.04%	34	2 瓶用のわらづと	3.9%	3.3%		1.98%	34	
2 その他のもの	9.6%	7.9%		4.74%	34	3 その他のもの	9.6%	7.9%				
4602.12 とう製のもの	9.6%	7.9%		4.74%	34	- 畳床				無税		
4602.19 その他のもの						- その他のもの				4.74%	34	
1 瓶用のわらづと	3.9%	3.3%		1.98%	34	(省 略)						
2 その他のもの	9.6%	7.9%										
- 畳床				無税								
- その他のもの (省 略)				4.74%	34							
47.06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ (省 略)						47.06 古紙パルプ及びその他の繊維素繊維を原料とするパルプ (省 略) (新 規)						「竹」に係る製品の特掲。
4706.30 その他のもの（竹製のものに限る。）	無税	無税				その他のもの						
その他のもの						4706.91 機械パルプ	無税	無税				
4706.91 機械パルプ	無税	無税				4706.92 化学パルプ	無税	無税				
4706.92 化学パルプ	無税	無税				4706.93 セミケミカルパルプ	無税	無税				
4706.93 セミケミカルパルプ	無税	無税										

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(m) (省 略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(主として第14部又は第15部に属する。) (o)、(p) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙(サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラッド木材パルプの含有量が全繊維重量の50%以上で、バーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)～(c) (省 略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.23項</u>に属する。</p> <p>10～12 (省 略)</p>					<p>第48類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品</p> <p>注</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(m) (省 略) (n) 紙又は板紙を裏張りした金属のはく(第15部参照) (o)、(p) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 この類において「新聞用紙」とは、新聞印刷に使用する種類の塗布していない紙(サイジングしていないもの及び軽くサイジングしたものに限る。)であつて、機械木材パルプ又はケミグラッド木材パルプの含有量が全繊維重量の65%以上で、バーカープリントサーフ(クランプ圧1メガパスカル)による各面の平滑度が2.5マイクロメートル(ミクロン)を超え、かつ、重量が1平方メートルにつき40グラム以上65グラム以下であるものをいう。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>9 第48.14項において壁紙その他これに類する壁面被覆材は、次の物品に限る。 (a)～(c) (省 略) 紙又は板紙をもととした物品で、床敷き用及び壁面被覆材用のいずれの用途にも適するものは、<u>第48.15項</u>に属する。</p> <p>10～12 (省 略)</p>					<p>分類の明確化。</p> <p>産業の実態への対応。</p> <p>項の再編成に伴う項の番号の変更。</p>

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供 する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔 カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状 又は長方形（正方形を含む。）のシート状の ものに限るものとし、大きさを問わず、第48 .01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手 すきの紙及び板紙 （省 略） （削 除） （省 略） その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグ ランドパルプを合わせたものの含有量が全 繊維重量の10%以下のものに限る。）					48.02 筆記用、印刷用その他のグラフィック用に供 する種類の塗布してない紙及び板紙、せん孔 カード用紙及びせん孔テープ用紙（ロール状 又は長方形（正方形を含む。）のシート状の ものに限るものとし、大きさを問わず、第48 .01項又は第48.03項の紙を除く。）並びに手 すきの紙及び板紙 （省 略） 4802.30 <u>カーボン原紙</u> （省 略） その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグ ランドパルプを合わせたものの含有量が全 繊維重量の10%以下のものに限る。）					貿易量僅少。
4802.54 重量が1平方メートルにつき40グラム未 満のもの	2.2%	無税		無税	4802.54 重量が1平方メートルにつき40グラム未 満のもの	2.2%	無税		無税	
4802.55 重量が1平方メートルにつき40グラム以 上150グラム以下のもの（ロール状のも のに限る。）	2.2%	無税		無税	4802.55 重量が1平方メートルにつき40グラム以 上150グラム以下のもの（ロール状のも のに限る。）	2.2%	無税		無税	
4802.56 重量が1平方メートルにつき40グラム以 上150グラム以下のもの（折り畳んでな い状態において1辺の長さが435ミリメ ートル以下で、その他の辺の長さが297ミ リメートル以下のシート状のものに限る 。）	2.2%	無税		無税	4802.56 重量が1平方メートルにつき40グラム以 上150グラム以下のもの（折り畳んでな い状態において1辺の長さが435ミリメ ートル以下で、その他の辺の長さが297ミ リメートル以下のシート状のものに限る 。）	2.2%	無税		無税	
4802.57 その他のもの（重量が1平方メートルに つき40グラム以上150グラム以下のもの に限る。）	2.2%	無税		無税	4802.57 その他のもの（重量が1平方メートルに つき40グラム以上150グラム以下のもの に限る。）	2.2%	無税		無税	
4802.58 重量が1平方メートルにつき150グラムを 超えるもの その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグ ランドパルプを合わせたものの含有量が全 繊維重量の10%を超えるものに限る。）	2.2%	無税		無税	4802.58 重量が1平方メートルにつき150グラムを 超えるもの その他の紙及び板紙（機械パルプとケミグ ランドパルプを合わせたものの含有量が全 繊維重量の10%を超えるものに限る。）	2.2%	無税		無税	

改 正 案					現 行					備 考			
品 名	税 率				品 名	税 率							
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3	
4802.61	ロール状のもの		無税			4802.61	ロール状のもの	無税	無税				
	1 <u>カーボン原紙</u>	2.2%		無税									
	2 <u>その他のもの</u>	無税											
4802.62	折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの		無税			4802.62	折り畳んでない状態において1辺の長さが435ミリメートル以下で、その他の辺の長さが297ミリメートル以下のシート状のもの	無税	無税				
	1 <u>カーボン原紙</u>	2.2%		無税									
	2 <u>その他のもの</u>	無税											
4802.69	その他のもの		無税			4802.69	その他のもの	無税	無税				
	1 <u>カーボン原紙</u>	2.2%		無税									
	2 <u>その他のもの</u>	無税											
48.09	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。） (削 除) (省 略)					48.09	カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙（謄写版原紙用又はオフセットプレート用の塗布し又は染み込ませた紙を含み、ロール状又はシート状のものに限るものとし、印刷してあるかないかを問わない。）						貿易量僅少。
						4809.10	カーボン紙その他これに類する複写紙						
							1 <u>カーボン紙</u>	3.4%	無税		無税		
							2 <u>その他のもの</u>	無税	無税		無税		
							(省 略)						
4809.90	その他のもの					4809.90	その他のもの	無税	無税				
	1 <u>カーボン紙</u>	3.4%	無税	無税									
	2 <u>その他のもの</u>	無税	無税										

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）						48.11 紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（ロール状又は長方形（正方形を含む。）のシート状のもので、大きさを問わず、塗布し、染み込ませ、被覆し、表面に着色し若しくは装飾を施し又は印刷したものに限るものとし、第48.03項、第48.09項又は第48.10項の物品を除く。）					
4811.10 タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 （省 略） プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	2.5%	無税		無税		4811.10 タール、ピチューメン又はアスファルトを塗布した紙及び板紙 （省 略） プラスチック（接着剤を除く。）を塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙	2.5%	無税		無税	
4811.51 さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	無税	無税				4811.51 さらしたもので重量が1平方メートルにつき150グラムを超えるもの	無税	無税			
4811.59 その他のもの	無税	無税				4811.59 その他のもの	無税	無税			
4811.60 ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 1 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙 2 その他のもの	2.5%	無税		無税		4811.60 ろう、パラフィンろう、ステアリン、油又はグリセリンを塗布し、染み込ませ又は被覆した紙及び板紙 1 ワックス、パラフィン又は油で処理した紙及び板紙 2 その他のもの	2.5%	無税		無税	
4811.90 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	無税	無税				4811.90 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ	無税	無税			

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びガラスペーパー (省略) (削除)					48.14 壁紙その他これに類する壁面被覆材及びガラスペーパー (省略) 4814.30 壁紙その他これに類する壁面被覆材(組物材料で表を覆つた紙から成るものに限るものとし、当該組物材料を平行につなぎ又は織つてあるかないかを問わない。)	無税	無税			貿易量僅少。
4814.90 その他のもの (削除)	無税	無税			4814.90 その他のもの 48.15 4815.00 紙又は板紙をもととした床敷き(特定の大きさに切つてあるかないかを問わない。)	無税	無税			
48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。) (削除) (省略) (削除)					48.16 カーボン紙、セルフコピーペーパーその他の複写紙及び転写紙(箱入りにしてあるかないかを問わないものとし、第48.09項のものを除く。)並びに謄写版原紙及び紙製のオフセットプレート(箱入りにしてあるかないかを問わない。) 4816.10 カーボン紙その他これに類する複写紙 (省略) 4816.30 謄写版原紙	3.4%	無税	無税		貿易量僅少。
4816.90 その他のもの	3.4%	無税		無税	4816.90 その他のもの	3.4%	無税	無税		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品						48.23 その他の紙、板紙、セルロースウォッディング及びセルロース繊維のウェブ（特定の大きさ又は形状に切つたものに限る。）並びに製紙用パルプ、紙、板紙、セルロースウォッディング又はセルロース繊維のウェブのその他の製品					
(削 除)						粘着剤又は接着剤を塗布した紙（ストリップ状又はロール状のものに限る。）					
(省 略)						4823.12 セルフアドヒーズのもの	2.2%	無税			無税
紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品						4823.19 その他のもの	2.2%	無税			無税
						(省 略)					
4823.61 竹製のもの	2.9%	無税		無税		4823.60 紙製又は板紙製の盆、皿、コップその他これらに類する製品	2.9%	無税			無税
4823.69 その他のもの	2.9%	無税		無税							
(省 略)						(省 略)					
4823.90 その他のもの						4823.90 その他のもの					
1 せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税	無税				1 せん孔カード式統計機械用のカード、モノタイプ用のテープその他これらに類する物品に記録のためにせん孔したもの	無税	無税			
2 その他のもの	2.2%	無税		無税		2 その他のもの	2.2%	無税			無税
											「竹」に係る製品の特掲。

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
第11部 繊維用繊維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.11項参照） (b)～(d)（省略） (e) 第30.05項又は第30.06項の物品及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） (f)～(v)（省略） 2～12（省略） 13 この部及び適用可能な場合にはこの表において「弾性糸」とは、合成繊維の長繊維の糸（単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。）で、もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。 14（省略）					第11部 繊維用繊維及びその製品 注 1 この部には、次の物品を含まない。 (a) ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）並びに馬毛及びそのくず（第05.03項参照） (b)～(d)（省略） (e) 第30.05項又は第30.06項の物品（例えば、 <u>脱脂綿、ガーゼ、包帯その他これらに類する医療用又は獣医用の物品及び殺菌した外科用縫合材</u> ）及び第33.06項の小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス） (f)～(v)（省略） 2～12（省略） （新規） 13（省略）					項の再編成に伴う項の番号の変更。 テキストの簡素化。

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定	
<p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(a)から(c)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>(e) (省 略)</p> <p>(f) (省 略)</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>(h) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a)から(h)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p>(d)から(h)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p>(ij) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>					<p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a) 「<u>弾性糸</u>」とは、<u>合成繊維の長繊維の糸(単繊維を含むものとし、テクスチャード加工糸を除く。)</u>で、<u>もとの長さの3倍に伸ばしても切れず、もとの長さの2倍に伸ばした後5分以内にもとの長さの1.5倍以下に戻るものをいう。</u></p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) (省 略)</p> <p>(d) (省 略)</p> <p>(a)から(d)までの規定は、単繊維及び第54類のストリップその他これに類する物品に準用する。</p> <p>(e) (省 略)</p> <p>(f) (省 略)</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>(h) (省 略)</p> <p>(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p>(e)から(ij)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</p> <p>(k) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p>					<p>11部号注1(a)の規定を11部注13へ変更。</p>

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
50.03 5003.00 絹のくず（線糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） （ 削 除 ） （ 削 除 ）	無税	無税				50.03 絹のくず（線糸に適しない繭、糸くず及び反毛した繊維を含む。） 5003.10 カード及びコームのいずれもしてないもの 5003.90 その他のもの	無税	無税				貿易量僅少。
第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)（省 略） (b)「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ（ヒトコブラクダを含む。）、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスケラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。 (c)「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.11項参照）を除く。 （ 省 略 ）					第51類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物 注 1 この表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)（省 略） (b)「織獣毛」とは、アルパカ、ラマ、ビクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ又はマスケラットの毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、カシミヤやぎその他これらに類するやぎの毛をいう。 (c)「粗獣毛」とは、(a)の羊毛及び(b)の織獣毛以外の獣毛をいう。ただし、ブラシ製造用の獣毛（第05.02項参照）及び馬毛（第05.03項参照）を除く。 （ 省 略 ）						「らくだ」の定義の明確化。 項の再編成に伴う項の番号の変更。	

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特恵 法別表3		基本	協定	暫定	特恵 法別表3	
- - ろうけつ染めしたもの				無税	- - ろうけつ染めしたもの				無税	
- - その他のもの				×無税	- - その他のもの				×無税	
- その他のもの		3.7%又は2.9%+1.01円/㎡のうちいずれか高い税率			- その他のもの		3.7%又は2.9%+1.01円/㎡のうちいずれか高い税率			
- - ろうけつ染めしたもの				無税	- - ろうけつ染めしたもの				無税	
- - その他のもの				×無税	- - その他のもの				×無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		
52.10 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のも で、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の ものうち、重量が1平方メートルにつき200 グラム以下のものに限る。） 漂白してないもの （省 略） （削 除）					52.10 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のも で、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の ものうち、重量が1平方メートルにつき200 グラム以下のものに限る。） 漂白してないもの （省 略） 5210.12 <u>3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織り を含む。）のもの</u> 1 <u>経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミー、合成繊維又はアセテート繊維の もの</u> 2 <u>合成繊維若しくはアセテート繊維又は これらの繊維を合わせたものの重量が 全重量の10%を超えるもの（経緯系の うちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のものを除 く。）</u> 3 <u>その他のもの</u>					×無税	貿易量僅少。
5210.19 その他の織物				×無税	5210.19 その他の織物				×無税		
1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミー、合成繊維又はアセテート繊維の もの 2 合成繊維若しくはアセテート繊維又は これらの繊維を合わせたものの重量が 全重量の10%を超えるもの（経緯系の うちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のものを除 く。） 3 その他のもの	11.2%	7.4%			11.2%	7.4%					
	8.4%	5.6%			8.4%	5.6%					
	5.6%又は4 .4%+1.52 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率	3.7%又は2 .9%+1.01 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率			5.6%又は4 .4%+1.52 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率	3.7%又は2 .9%+1.01 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率					

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
漂白したもの (省 略) (削 除)					漂白したもの (省 略)					
					5210.22 3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの					×無税
					1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			
					2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	8.4%	5.6%			
					3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			
5210.29 その他の織物				×無税	5210.29 その他の織物					×無税
1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			
2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	8.4%	5.6%			2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	8.4%	5.6%			
3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			
(省 略)					(省 略)					

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
異なる色の糸から成るもの (省 略) (削 除)					異なる色の糸から成るもの (省 略) 5210.42 3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの 1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 3 その他のもの					×無税
5210.49 その他の織物 1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 3 その他のもの	11.2%	7.4%		×無税	5210.49 その他の織物 1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの 2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。) 3 その他のもの	11.2%	7.4%		×無税	
	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率				5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
なせんしたもの (省略) (削除)					なせんしたもの (省略) 5210.52 <u>3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)</u> のもの					
					1 <u>経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの</u> - <u>ろうけつ染めしたもの</u> - <u>その他のもの</u>	11.2%	7.4%		無税 ×無税	
					2 <u>合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)</u> - <u>ろうけつ染めしたもの</u> - <u>その他のもの</u>	8.4%	5.6%		無税 ×無税	
					3 <u>その他のもの</u> - <u>ろうけつ染めしたもの</u> - <u>その他のもの</u>	5.6%又は4.4%+1.52 円/m ² のうち ちいづれ か高い税率	3.7%又は2.9%+1.01 円/m ² のうち ちいづれ か高い税率		無税 ×無税	

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3	
5210.59 その他の織物					5210.59 その他の織物					
1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			
- ろうけつ染めしたもの				無税	- ろうけつ染めしたもの				無税	
- その他のもの				×無税	- その他のもの				×無税	
2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	8.4%	5.6%			2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	8.4%	5.6%			
- ろうけつ染めしたもの				無税	- ろうけつ染めしたもの				無税	
- その他のもの				×無税	- その他のもの				×無税	
3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			
- ろうけつ染めしたもの				無税	- ろうけつ染めしたもの				無税	
- その他のもの				×無税	- その他のもの				×無税	

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
52.11 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のも で、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の ものうち、重量が1平方メートルにつき200 グラムを超えるものに限る。） （省 略）					52.11 綿織物（綿の重量が全重量の85%未満のも で、混用繊維の全部又は大部分が人造繊維の ものうち、重量が1平方メートルにつき200 グラムを超えるものに限る。） （省 略）					貿易量僅少。
5211.20 漂白したもの				×無税	漂白したもの					
1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミ ー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			5211.21 平織りのもの				×無税	
2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこ れらの繊維を合わせたものの重量が全重 量の10%を超えるもの（経緯系のうちい ずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又 はアセテート繊維のものを除く。）	8.4%	5.6%			1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラ ミー、合成繊維又はアセテート繊維の もの	11.2%	7.4%			
3 その他のもの	5.6%又は4 .4%+1.52 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率	3.7%又は2 .9%+1.01 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率			2 合成繊維若しくはアセテート繊維又は これらの繊維を合わせたものの重量が 全重量の10%を超えるもの（経緯系の うちいずれか一方が亜麻、ラミー、合 成繊維又はアセテート繊維のものを除 く。）	8.4%	5.6%			
					3 その他のもの	5.6%又は4 .4%+1.52 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率	3.7%又は2 .9%+1.01 円/m ² のう ちいずれ か高い税 率			

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(削除)					5211.22 3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のもの				×無税	
					1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			
					2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	8.4%	5.6%			
					3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			
(削除)					5211.29 その他の織物				×無税	
					1 経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のもの	11.2%	7.4%			
					2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの(経緯系のうちいずれか一方が亜麻、ラミー、合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。)	8.4%	5.6%			
					3 その他のもの	5.6%又は4.4%+1.52円/m ² のうちいずれか高い税率	3.7%又は2.9%+1.01円/m ² のうちいずれか高い税率			
(省略)					(省略)					

改正案					現行					備考			
品名	税率				品名	税率							
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3	
(削除)						53.04 サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維（ <u>精紡したものを除く。</u> ）並びにそのトウ及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）						貿易量僅少。	
					5304.10 サイザルその他のアゲープ属の紡織用繊維（ <u>生のものに限る。</u> ）	無税	無税						
					5304.90 その他のもの	無税	無税						
53.05					53.05 ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用繊維（他の項に該当するもの及び精紡したものを除く。）並びにそのトウ、ノイル及びびくず（糸くず及び反毛した繊維を含む。）								貿易量僅少。
5305.00	無税	無税			<u>ココヤシのもの（コイヤ）</u>								
(削除)					5305.11 生のもの	無税	無税						
					5305.19 その他のもの	無税	無税						
(削除)					<u>アバカのもの</u>								
					5305.21 生のもの	無税	無税						
					5305.29 その他のもの	無税	無税						
(削除)					5305.90 その他のもの	無税	無税						

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定	
第54類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品 注 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリオレフィン又はポリウレタンのもの）、又は、この工程により得た重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、ポリ（酢酸ビニル）を加水分解することにより得たポリ（ビニルアルコール）） (b) 繊維素その他の天然有機重合体を溶解し若しくは化学的に処理することにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、銅アンモニアレーヨン（キュブラ）及びビスコースレーヨン）、又は、繊維素、カゼイン及びその他のプロテイン、アルギン酸その他の天然有機重合体を化学的に変性させることにより製造した短繊維及び長繊維（例えば、アセテート及びアルギネート） この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品は、人造繊維とみなさない。 （省 略） 2（省 略）					第54類 人造繊維の長繊維及びその織物 注 1 この表において「人造繊維」とは、次の繊維をいう。 (a) 有機単量体の重合により製造した短繊維又は長繊維（例えば、ポリアミド、ポリエステル、ポリウレタン又はポリビニル誘導体のもの） (b) 繊維素、カゼイン、プロテイン、アルガエソその他の天然有機重合体を化学的に変化させることにより製造した短繊維又は長繊維（例えば、ビスコースレーヨン、アセテート、キュブラ及びアルギネート） この場合において、「合成繊維」とは(a)の繊維をいうものとし、「再生繊維又は半合成繊維」又は場合により「再生繊維若しくは半合成繊維」とは(b)の繊維をいう。 （省 略） 2（省 略）					例示の明確化。 例示の明確化。 分類の明確化。

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
54.02 合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）						54.02 合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） 5402.10 強力糸（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）					産業の実態への対応（54類及び55類の改正）	
5402.11 アラミドのもの	4%	2.7%		0.54%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%		45
5402.19 その他のもの						2 その他のもの						
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	(1) アラミド繊維のもの	4%	2.7%		0.54%		45
2 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%					(2) その他のもの						
- よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの		5.3%		1.06%	45	A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%					
- より数が1メートルにつき50を超えるもの		6.6%		1.32%	45	- よつてないもの及びより数が1メートルにつき50以下のもの		5.3%		1.06%		45
3 その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	- より数が1メートルにつき50を超えるもの		6.6%		1.32%		45
(省 略)						B その他のもの	4.8%	4%		0.8%		45
						(省 略)						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
テクスチャード加工系 (省 略)						テクスチャード加工系 (省 略)					
5402.34 ポリプロピレンのもの						(新 規)					
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45						
2 その他のもの											
(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の50 %を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45						
(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45						
5402.39 その他のもの						5402.39 その他のもの					
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%	1%	45	
2 その他のもの						2 その他のもの					
(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の50 %を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維 を合わせたものの重量が全重量の50 %を超えるもの	8%	6.6%	1.32%	45	
(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%	0.8%	45	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）						その他の単糸（より数が1メートルにつき50以下のものに限る。）					
5402.44 弾性を有するもの						(新 規)					
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	5402.41 ナイロンその他のポリアミドのもの					
2 その他のもの						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45
(1) アラミド繊維のもの	4%	2.7%		0.54%	45	2 その他のもの					
(2) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%					(1) アラミド繊維のもの	4%	2.7%		0.54%	45
- ナイロンその他のポリアミドのもの		5.3%		1.06%	45	(2) その他のもの					
- ポリエステルのもの		6.6%		3.96%	43	A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	5.3%		1.06%	45
- その他のもの		6.6%		1.32%	45	B その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45
(3) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45						
5402.45 その他のもの（ナイロンその他のポリアミドのものに限る。）											
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45						
2 その他のもの											
(1) アラミド繊維のもの	4%	2.7%		0.54%	45						
(2) その他のもの											
A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	5.3%		1.06%	45						
B その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
5402.46	その他のもの（ポリエステルのもので、部分的に配向性を与えたものに限る。）					5402.42	ポリエステルのもので（部分的に配向性を与えたものに限る。）					
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45
	2 その他のもの						2 その他のもの					
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		3.96%	43	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		3.96%	43
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45
5402.47	その他のもの（ポリエステルのもに限る。）					5402.43	その他のポリエステルのも					
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45
	2 その他のもの						2 その他のもの					
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		3.96%	43	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		3.96%	43
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45
5402.48	その他のもの（ポリプロピレンのもに限る。）											
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45						
	2 その他のもの											
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45						
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45						
5402.49	その他のもの					5402.49	その他のもの					
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45
	2 その他のもの						2 その他のもの					
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45
	(省 略)						(省 略)					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
54.03 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） （省略） （削除） その他の単糸					54.03 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸（67デシテックス未満の単繊維のものを含むものとし、縫糸及び小売用にしたものを除く。） （省略） 5403.20 テクスチャード加工糸 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。） (2) その他のもの その他の単糸					貿易量僅少。
5403.31 ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120以下のものに限る。） 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。） (2) その他のもの	6%	5%		1% 45	5403.31 ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120以下のものに限る。） 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの	6% 4.8%	5% 4%	1% 0.8%	45 45	
5403.32 ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。） 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの（テクスチャード加工糸に限る。） (2) その他のもの	6%	5%		1% 45	5403.32 ビスコースレーヨンのもの（より数が1メートルにつき120を超えるものに限る。） 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの	6% 4.8%	5% 4%	1% 0.8%	45 45	
5403.33 アセテートのもの 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの (2) その他のもの	6%	5%		1% 45	5403.33 アセテートのもの 1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの 2 その他のもの (1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの (2) その他のもの	6% 8% 4.8%	5% 6.6% 4%	1% 1.32% 0.8%	45 45 45	

改 正 案						現 行						備 考	
品 名	税 率					品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠	法別表3		基本	協定	暫定	特惠	法別表3		
5403.39	その他のもの					5403.39	その他のもの						
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	
	2 その他のもの						2 その他のもの						
	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	
	その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン						その他のマルチプルヤーン及びケーブルヤーン						
5403.41	ビスコースレーヨンのもの					5403.41	ビスコースレーヨンのもの						
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	
	2 その他のもの						2 その他のもの	<u>4.8%</u>	<u>4%</u>		<u>0.8%</u>	45	
	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの(テクスチャード加工系に限る。)	8%	6.6%		1.32%	45							
	(2) その他のもの	<u>4.8%</u>	<u>4%</u>		<u>0.8%</u>	45							
5403.42	アセテートのもの					5403.42	アセテートのもの						
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	
	2 その他のもの						2 その他のもの						
	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	
5403.49	その他のもの					5403.49	その他のもの						
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	
	2 その他のもの						2 その他のもの						
	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	8%	6.6%		1.32%	45	
	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	(2) その他のもの	4.8%	4%		0.8%	45	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
54.04 合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）						54.04 合成繊維の単繊維（67デシテックス以上のもので、横断面の最大寸法が1ミリメートル以下のものに限る。）及び合成繊維材料のストリップその他これに類する物品（例えば、人造ストロー。見掛け幅が5ミリメートル以下のものに限る。）					産業の実態への対応（54類及び55類の改正）
単繊維					5404.10 単繊維	8%	6.6%		1.32%	45	
5404.11 弾性を有するもの	8%	6.6%		1.32%	45						
5404.12 その他のもの（ポリプロピレンのものに限る。）	8%	6.6%		1.32%	45						
5404.19 その他のもの （省 略）	8%	6.6%		1.32%	45						

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3			
54.06 5406.00 人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）					54.06 人造繊維の長繊維の糸（小売用にしたものに限るものとし、縫糸を除く。）					貿易量僅少。		
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%		1%	45	5406.10 合成繊維の長繊維の糸						
2 その他のもの						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%			1%	45
(1) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	7%	5.8%		1.16%	45	2 その他のもの						
(2) その他のもの	4.2%	3.5%		0.7%	45	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	7%	5.8%			1.16%	45
						(2) その他のもの	4.2%	3.5%			0.7%	45
						5406.20 再生繊維又は半合成繊維の長繊維の糸						
						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	6%	5%			1%	45
						2 その他のもの						
						(1) アセテート繊維又はこれと合成繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの	7%	5.8%			1.16%	45
						(2) その他のもの	4.2%	3.5%		0.7%	45	
55.01 合成繊維の長繊維のトウ (省略)					55.01 合成繊維の長繊維のトウ (省略)					産業の実態への対応（54類及び55類の改正）		
5501.40 ポリプロピレンのもの	8%	6.6%		3.96%	47	(新規)						
5501.90 その他のもの	8%	6.6%		3.96%	47	5501.90 その他のもの	8%	6.6%			3.96%	47

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
55.03 合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） <u>ナイロンその他のポリアミドのもの</u>					55.03 合成繊維の短繊維（カード、コムその他の紡績準備の処理をしたものを除く。） 5503.10 <u>ナイロンその他のポリアミドのもの</u>	8%	5.3%		3.18%	47	産業の実態への対応（54類及び55類の改正）
5503.11 アラミドのもの	8%	5.3%		3.18%	47	- アラミドのもの					
5503.19 その他のもの （省略）	8%	5.3%		3.18%	47	- その他のもの （省略）					
55.13 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。） （省略） 浸染したもの （省略） （削除）					55.13 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラム以下のものに限る。） （省略） 浸染したもの （省略）						貿易量僅少。
					5513.22 <u>ポリエステル短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）</u>						
					1 <u>絹の重量が全重量の10%を超えるもの</u>	10%					
					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの - その他のもの		8.2%		6.56%	46	
					2 <u>その他のもの</u>	8%	6.6%		5.28%	46	
5513.23 ポリエステルの短繊維のその他の織物 1 <u>絹の重量が全重量の10%を超えるもの</u>	10%				5513.23 ポリエステルの短繊維のその他の織物 1 <u>絹の重量が全重量の10%を超えるもの</u>	10%					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	
- その他のもの		6.6%		5.28%	46	- その他のもの		6.6%		5.28%	46	
2 その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	2 その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	
(省 略)						(省 略)						
異なる色の糸から成るもの						異なる色の糸から成るもの						
(省 略)						(省 略)						
(削 除)						5513.32 <u>ポリエステル短繊維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。))のものに限る。)</u>						
						1 <u>絹の重量が全重量の10%を超えるもの</u>	10%					
						- <u>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>		8.2%		6.56%	46	
						- <u>その他のもの</u>		6.6%		5.28%	46	
						2 <u>その他のもの</u>	8%	6.6%		5.28%	46	
(削 除)						5513.33 <u>ポリエステルの短繊維のその他の織物</u>						
						1 <u>絹の重量が全重量の10%を超えるもの</u>	10%					
						- <u>合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの</u>		8.2%		6.56%	46	
						- <u>その他のもの</u>		6.6%		5.28%	46	
						2 <u>その他のもの</u>	8%	6.6%		5.28%	46	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
5513.39 その他の織物						5513.39 その他の織物					
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
- その他のもの		6.6%		5.28%	46	- その他のもの		6.6%		5.28%	46
2 その他のもの						2 その他のもの					
(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)						(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46
A ポリエステルの短繊維のもの	8%	6.6%		5.28%	46	(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46
B その他のもの	16%	10%		8%	46						
(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46						
(省 略)						(省 略)					

改正案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
なせんしたもの (省略) (削除)											
					なせんしたもの (省略)						
					5513.42 ポリエステルの短繊維のもの(3枚綾織り又は4枚綾織り(破れ斜文織りを含む。)のものに限る。)						
					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					
					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	
					- その他のもの		6.6%		5.28%	46	
					2 その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	
					5513.43 ポリエステルの短繊維のその他の織物						
					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					
					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	
					- その他のもの		6.6%		5.28%	46	
					2 その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	
					(省略)						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
5513.49	その他の織物					5513.49	その他の織物					
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
	- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
	- その他のもの		6.6%		5.28%	46	- その他のもの		6.6%		5.28%	46
	2 その他のもの						2 その他のもの					
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)						(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46
	A ポリエステルの短繊維のもの	8%	6.6%		5.28%	46	(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46
	B その他のもの	16%	10%		8%	46						
	(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46						
	(省 略)						(省 略)					

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表 3		基本	協定	暫定	特惠 法別表 3	
55.14 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）					55.14 合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%未満のものうち、混用繊維の全部又は大部分が綿のもので、重量が1平方メートルにつき170グラムを超えるものに限る。）					貿易量僅少。
漂白してないもの及び漂白したもの (省 略) (削 除)					漂白してないもの及び漂白したもの (省 略)					
					5514.13 ポリエステルの短繊維のその他の織物					
					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.8%	7.04%	46	
					- その他のもの		7.1%	5.68%	46	
					2 その他のもの	8%	7.1%	5.68%	46	
5514.19 その他の織物					5514.19 その他の織物					
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%	6.56%	46	
- - ポリエステルの短繊維のもの		8.8%	7.04%	46	- その他のもの		6.6%	5.28%	46	
- - その他のもの		8.2%	6.56%	46						
- その他のもの										
- - ポリエステルの短繊維のもの		7.1%	5.68%	46						
- - その他のもの		6.6%	5.28%	46						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
2 その他のもの											
(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)					(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46	
A ポリエステルの短繊維のもの	8%	7.1%		5.68%	46						
B その他のもの	16%	10%		8%	46						
(2) その他のもの	8%					8%	6.6%		5.28%	46	
- ポリエステルの短繊維のもの		7.1%		5.68%	46						
- その他のもの		6.6%		5.28%	46						
(省 略)											
5514.30 異なる色の糸から成るもの											
1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					5514.31					
- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	ポリエステル短繊維のもの(平織りのものに限る。)					
- その他のもの		6.6%		5.28%	46	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
						- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
						- その他のもの		6.6%		5.28%	46
						2 その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
2 その他のもの											
(1) ポリエステルの短繊維のもの	8%	6.6%		5.28%	46	5514.32 ポリエステルの短繊維のもの（3枚綾織り又は4枚綾織り（破れ斜文織りを含む。）のものに限る。）					
(2) その他のもの						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
A 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの（特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。）	16%	10%		8%	46	- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
						- その他のもの		6.6%		5.28%	46
						2 その他のもの		8%	6.6%	5.28%	46
B その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	5514.33 ポリエステルの短繊維のその他の織物					
						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
						- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
						- その他のもの		6.6%		5.28%	46
						2 その他のもの		8%	6.6%	5.28%	46
						5514.39 その他の織物					
						1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%				
						- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46
						- その他のもの		6.6%		5.28%	46
						2 その他のもの					

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
(省略)					(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46	貿易量僅少。
55.15 合成繊維の短繊維のその他の織物					(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	
(省略)					(省略)						
(省略)					55.15 合成繊維の短繊維のその他の織物						
その他の織物					その他の織物						
(省略)					(省略)						
(削除)					5515.92 混用繊維の全部又は大部分が羊毛又は織獣毛のもの						
					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					
					- 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	
					- その他のもの		6.6%		5.28%	46	
					2 その他のもの						
					(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46	
					(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	

改 正 案						現 行						備 考	
品 名	税 率					品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		
5515.99	その他のもの					5515.99	その他のもの						
	1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					1 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	10%					
	- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	- 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの		8.2%		6.56%	46	
	- その他のもの		6.6%		5.28%	46	- その他のもの		6.6%		5.28%	46	
	2 その他のもの						2 その他のもの						
	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46	(1) 合成繊維又はこれとアセテート繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの(特定合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の50%を超えるもの及び経緯系のうちいずれか一方がこれらの繊維のものを除く。)	16%	10%		8%	46	
	(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	(2) その他のもの	8%	6.6%		5.28%	46	

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定	
第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(主として第14部又は第15部に属する。) 2～4 (省 略)					第56類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、網及びケーブル並びにこれらの製品 注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(d) (省 略) (e) 金属のはくをフェルト又は不織布により裏張りしたもの(第15部参照) 2～4 (省 略)					分類の明確化。

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
56.04 ゴム系及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） （省略） （削除）					56.04 ゴム系及びゴムひも（紡織用繊維で被覆したものに限る。）並びに紡織用繊維の糸及び第54.04項又は第54.05項のストリップその他これに類する物品（ゴム又はプラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したものに限る。） （省略）					貿易量僅少。	
5604.90 その他のもの					5604.20 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）						
1 強力糸（ナイロンその他のポリアミド、ポリエステル又はビスコースレーヨンのもので、染み込ませ又は塗布したものに限る。）					1 アラミド繊維のもの	4%	2.7%		無税		
(1) アラミド繊維のもの	4%	2.7%		無税	(1) ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	3.9%	3.3%		無税		
(2) その他のもの					(2) その他のもの	8%	6.6%		1.32%		45
A ゴムを染み込ませ又は塗布したもの	3.9%	3.3%		無税	5604.90 その他のもの						
B その他のもの	8%	6.6%		1.32%	45	1 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの	3.9%	3.3%			無税
2 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの（強力糸のものを除く。）	3.9%	3.3%		無税	2 その他のもの						
3 その他のもの					(1) 綿製のもの	2.8%又は20円/kgのうちいずれか高い税率	1.9%又は13円/kgのうちいずれか高い税率		0.38%又は2.60円/kgのうちいずれか高い税率		45
(1) 綿製のもの	2.8%又は20円/kgのうちいずれか高い税率	1.9%又は13円/kgのうちいずれか高い税率		0.38%又は2.60円/kgのうちいずれか高い税率	45	(2) その他のもの	4.2%	3.5%			0.7%
(2) その他のもの	4.2%	3.5%		0.7%	45						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
56.07 ひも、網及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）						56.07 ひも、網及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）					貿易量僅少。
（削 除）						5607.10 <u>第53.03項のジュートその他の紡織用皮革繊維製のもの</u>	無税	無税			
（省 略）						（省 略）					
5607.90 その他のもの						5607.90 その他のもの	3%				
1 <u>第53.03項のジュートその他の紡織用皮革繊維製のもの</u>	無税	無税				- アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの		2.5%		無税	
2 <u>その他のもの</u>	3%					- その他のもの		3.3%		1.8%	48
- アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質繊維のもの		2.5%			無税						
- その他のもの		3.3%			1.8%	48					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
57.02 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。） (省略)					57.02 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物（ケレムラグ、シュマックラグ、カラマニラグその他これらに類する手織りの敷物を含み、織物製のものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わず、タフトし又はフロック加工をしたものを除く。） (省略)					貿易量僅少。
5702.50 その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）					その他のもの（パイル織物のもの及び製品にしたものを除く。）					
1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04%	50	5702.51 羊毛製又は織獣毛製のもの	9.6%	8.1%	4.86%	50	
2 その他のもの	9.6%				5702.52 人造繊維材料製のもの	9.6%	7.9%	4.74%	50	
- 羊毛製又は織獣毛製のもの		8.1%	4.86%	50	5702.59 その他の紡織用繊維製のもの					
- その他のもの		7.9%	4.74%	50	1 綿製のもの	13.4%	8.4%	5.04%	50	
					2 その他のもの	9.6%	7.9%	4.74%	50	
(省略)					(省略)					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
58.03 5803.00 もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）						58.03 もじり織物（第58.06項の細幅織物類を除く。）						貿易量僅少。
1 綿製のもの						5803.10 綿製のもの						
(1) 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	9%	7.4%		4.44%	41	1 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	9%	7.4%		4.44%	41	
(2) 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	6.7%	5.6%		3.36%	41	2 合成繊維若しくはアセテート繊維又はこれらの繊維を合わせたものの重量が全重量の10%を超えるもの（経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のものを除く。）	6.7%	5.6%		3.36%	41	
(3) その他のもの	4.5%	3.7%		2.22%	41	3 その他のもの	4.5%	3.7%		2.22%	41	
2 絹製のもの						5803.90 その他の紡織用繊維製のもの						
(1) 絹ノイル製のもの						1 絹製のもの						
A 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	10%	8.2%		無税	36	A 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	10%	8.2%		無税	36	
B その他のもの	8%	6.6%		無税	36	B その他のもの	8%	6.6%		無税	36	
(2) その他のもの				×無税		(2) その他のもの				×無税		
A 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	12.5%	8.2%				A 経緯系のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの	12.5%	8.2%				
B その他のもの	10%	10%				B その他のもの	10%	10%				
3 その他のもの	8%	6.6%		無税		2 その他のもの	8%	6.6%		無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した 紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用織 維製品 注 1～4（省 略） 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g)（省 略） (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張 りしたもの（主として第14部又は第15部に属す る。） 6、7（省 略）					第59類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した 紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用織 維製品 注 1～4（省 略） 5 第59.07項には、次の物品を含まない。 (a)～(g)（省 略） (h) 金属のはくを紡織用繊維の織物類により裏張 りしたもの（第15部参照） 6、7（省 略）						分類の明確化。	
60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機によ り編んだものを含むものとし、第60.01項か ら第60.04項までのものを除く。） （ 削 除 ） （ 省 略 ） 6005.90 その他のもの	9.6%	7.9%		6.32%	52	60.05 たてメリヤス編物（ガルーンメリヤス機によ り編んだものを含むものとし、第60.01項か ら第60.04項までのものを除く。） 6005.10 羊毛製又は機獣毛製のもの （ 省 略 ） 6005.90 その他のもの	9.6%	7.9%		6.32%	52	貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
61.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。）						61.01 男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローク、アノラック（スキージャケットを含む。）、ウインドチーター、ウインドジャケットその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限るものとし、第61.03項のものを除く。）					貿易量僅少。
(削 除)					6101.10 羊毛製又は織獣毛製のもの						
					1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%		×無税		
					2 その他のもの	14%	10.9%		×無税		
(省 略)					(省 略)						
6101.90 その他の紡織用繊維製のもの					6101.90 その他の紡織用繊維製のもの						
1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%～ 10.9%		×無税	1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税		
2 その他のもの	14%	8.4%～ 10.9%		×無税	2 その他のもの	14%	8.4%		×無税		
61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					61.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。）（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						
6103.10 スーツ					スーツ						
1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%～ 10.9%		×無税	6103.11 羊毛製又は織獣毛製のもの						
2 その他のもの	14%	8.4%～ 10.9%		×無税	1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%		×無税		
					2 その他のもの	14%	10.9%		×無税		
					6103.12 合成繊維製のもの						
					1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%		×無税		
					2 その他のもの	14%	10.9%		×無税		

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
アンサンブル (削除)					6103.19 その他の紡織用繊維製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの アンサンブル	16.8%	8.4%		×無税	
(省略)					6103.21 羊毛製又は織獣毛製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの (省略)	16.8%	10.9%		×無税	
6103.29 その他の紡織用繊維製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの (省略)	16.8%	8.4%~ 10.9%		×無税	6103.29 その他の紡織用繊維製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの (省略)	16.8%	8.4%		×無税	
	14%	8.4%~ 10.9%		×無税		14%	8.4%		×無税	
61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) スーツ (削除)					61.04 女子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ドレス、スカート、キュロットスカート、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ(水着を除く。)(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) スーツ					貿易量僅少。
					6104.11 羊毛製又は織獣毛製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの	16.8%	10.9%		×無税	
						14%	10.9%		×無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(削除)					6104.12 綿製のもの					
					1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%		×無税	
					2 その他のもの	14%	10.9%		×無税	
(省略)					(省略)					
6104.19 その他の紡織用繊維製のもの					6104.19 その他の紡織用繊維製のもの					
1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%~ 10.9%		×無税	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税	
2 その他のもの	14%	8.4%~ 10.9%		×無税	2 その他のもの	14%	8.4%		×無税	
アンサンブル					アンサンブル					
(削除)					6104.21 羊毛製又は織獣毛製のもの					
					1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	10.9%		×無税	
					2 その他のもの	14%	10.9%		×無税	
(省略)					(省略)					
6104.29 その他の紡織用繊維製のもの					6104.29 その他の紡織用繊維製のもの					
1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%~ 10.9%		×無税	1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税	
2 その他のもの	14%	8.4%~ 10.9%		×無税	2 その他のもの	14%	8.4%		×無税	
(省略)					(省略)					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
61.07 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						61.07 男子用のパンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						貿易量僅少。
(省 略)					(省 略)							
その他のもの					その他のもの							
(省 略)					(省 略)							
(削 除)					6107.92 人造繊維製のもの							
					1 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品							
					(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税			
					(2) その他のもの	14%	8.4%		×無税			
					2 その他のもの	11.2%	7.4%		×無税			
6107.99 その他の紡織用繊維製のもの					6107.99 その他の紡織用繊維製のもの							
1 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品					1 バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品							
(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税	(1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.8%	8.4%		×無税			
(2) その他のもの	14%	8.4%		×無税	(2) その他のもの	14%	8.4%		×無税			
2 その他のもの	11.2%	7.4%		×無税	2 その他のもの	11.2%	7.4%		×無税			

改正案					現行					備考																							
品名	税率				品名	税率																											
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3																								
61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） （削除）					61.11 乳児用の衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） 6111.10 羊毛製又は織獣毛製のもの 1 手袋、ミトン及びミット 2 バンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (1) バンティストッキング及びタイツ (2) その他のもの 3 その他のもの (1) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの （省略）						貿易量僅少。																						
6111.90 その他の紡織用繊維製のもの 1 手袋、ミトン及びミット 2 バンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (1) バンティストッキング及びタイツ (2) その他のもの 3 その他のもの (1) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの A 羊毛製又は織獣毛製のもの B その他のもの	6.4%	5.3%		×無税	6.4%	5.3%		×無税	6.4%	5.3%			×無税	11.2%	7.4%		×無税	6.4%	5.3%		×無税	16.8%	8.4%~ 10.9%		×無税	13%	10.9%		×無税	14%	8.4%		×無税
6111.90 その他の紡織用繊維製のもの 1 手袋、ミトン及びミット 2 バンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類 (1) バンティストッキング及びタイツ (2) その他のもの 3 その他のもの (1) ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	6.4%	5.3%		×無税	6.4%	5.3%		×無税	11.2%	7.4%			×無税	6.4%	5.3%		×無税	16.8%	8.4%		×無税	14%	8.4%		×無税								

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）						61.14 その他の衣類（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					貿易量僅少。
（ 削 除 ）						6114.10 羊毛製又は織獣毛製のもの					
						1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	16.5%	8.2%		×無税	
						2 その他のもの	13.5%	8.2%		×無税	
（ 省 略 ）						（ 省 略 ）					
6114.90 その他の紡織用繊維製のもの						6114.90 その他の紡織用繊維製のもの					
1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの						1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの	14%	8.1%		×無税	
(1) 羊毛製又は織獣毛製のもの	16.5%	8.2%			×無税	2 その他のもの	12.6%	8.1%		×無税	
(2) その他のもの	14%	8.1%			×無税						
2 その他のもの											
(1) 羊毛製又は織獣毛製のもの	13.5%	8.2%			×無税						
(2) その他のもの	12.6%	8.1%			×無税						

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
61.15 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（段階的圧縮靴下（例えば、 <u>静脈瘤症用のストッキング</u> ）及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					61.15 パンティストッキング、タイツ、ストッキング、ソックスその他の靴下類（ <u>静脈瘤症用のストッキング</u> 及び履物として使用するもの（更に別の底を取り付けてないものに限る。）を含むものとし、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）					産業の実態への対応
6115.10 段階的圧縮靴下（例えば、 <u>静脈瘤症用のストッキング</u> ）					（新規）					
1 <u>パンティストッキング及びタイツ</u>	11.2%	7.4%		×無税						
2 <u>その他のもの</u>										
(1) <u>綿製のもの</u>	9%	7.4%		×無税						
(2) <u>合成繊維製のもの</u>										
A <u>女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）</u>	9.6%	7.9%		×無税						
B <u>その他のもの</u>	8%	6.6%		×無税						
(3) <u>羊毛製又は織獣毛製のもの</u>	6.4%	5.3%		×無税						
(4) <u>その他の紡織用繊維製のもの</u>										
A <u>女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）</u>	6.4%	5.3%		×無税						
B <u>その他のもの</u>	6%	5%		×無税						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
その他のパンティストッキング及びタイツ					パンティストッキング及びタイツ							
6115.21	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）	11.2%	7.4%	×	無税	6115.11	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）	11.2%	7.4%	×	無税	
6115.22	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。）	11.2%	7.4%	×	無税	6115.12	合成繊維製のもの（構成する単糸が67デシテックス以上のものに限る。）	11.2%	7.4%	×	無税	
6115.29	その他の紡織用繊維製のもの	11.2%	7.4%	×	無税	6115.19	その他の紡織用繊維製のもの	11.2%	7.4%	×	無税	
6115.30	その他の女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）					6115.20	女子用の長靴下（構成する単糸が67デシテックス未満のものに限る。）					
	1 合成繊維製のもの	9.6%	7.9%	×	無税		1 合成繊維製のもの	9.6%	7.9%	×	無税	
	2 綿製のもの	9%	7.4%	×	無税		2 綿製のもの	9%	7.4%	×	無税	
	3 その他のもの	6.4%	5.3%	×	無税		3 その他のもの	6.4%	5.3%	×	無税	
	その他のもの						その他のもの					
6115.94	羊毛製又は織獣毛製のもの	6.4%	5.3%	×	無税	6115.91	羊毛製又は織獣毛製のもの	6.4%	5.3%	×	無税	
6115.95	綿製のもの	9%	7.4%	×	無税	6115.92	綿製のもの	9%	7.4%	×	無税	
6115.96	合成繊維製のもの	8%	6.6%	×	無税	6115.93	合成繊維製のもの	8%	6.6%	×	無税	
6115.99	その他の紡織用繊維製のもの	6%	5%	×	無税	6115.99	その他の紡織用繊維製のもの	6%	5%	×	無税	

改 正 案					現 行					備 考				
品 名	税 率				品 名	税 率								
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3					
61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） （省略） （削除）					61.17 その他の衣類附属品（製品にしたもので、メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）及び衣類又は衣類附属品の部分品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。） （省略） 6117.20 ネクタイ 1 ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの						貿易量僅少。			
6117.80 その他の附属品 1 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの (1) 綿製のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの - その他のもの (2) その他のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの - その他のもの 2 その他のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	7.8%			無税	6117.80 その他の附属品 1 ゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの (1) 綿製のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの - その他のもの (2) その他のもの - ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの - その他のもの 2 その他のもの (1) ししゅうしたものの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの (2) その他のもの	7.8%			無税	16.8%		8.4%		×無税

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
62.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） （省 略） アンサンブル （削 除）						62.03 男子用のスーツ、アンサンブル、ジャケット、ブレザー、ズボン、胸当てズボン、半ズボン及びショーツ（水着を除く。） （省 略） アンサンブル						貿易量僅少。
					6203.21 羊毛製又は織獣毛製のもの							
					1 毛皮付きのもの	16%	10%		×	無税		
					2 その他のもの	11.2%	9.1%		×	無税		
					（省 略）							
6203.29 その他の紡織用繊維製のもの					6203.29 その他の紡織用繊維製のもの							
1 毛皮付きのもの	16%	10%		×	1 毛皮付きのもの	16%	10%		×	無税		
2 その他のもの	11.2%	9.1%		×	2 その他のもの	11.2%	9.1%		×	無税		
（省 略）					（省 略）							
62.05 男子用のシャツ （削 除） （省 略）					62.05 男子用のシャツ							貿易量僅少。
					6205.10 羊毛製又は織獣毛製のもの	9%	7.4%		×	無税		
					（省 略）							
6205.90 その他の紡織用繊維製のもの	9%	7.4%～ 9%		×	6205.90 その他の紡織用繊維製のもの	9%	9%		×	無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
62.07 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省 略) その他のもの (省 略) (削 除)						62.07 男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイトシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 (省 略) その他のもの (省 略)						貿易量僅少。
					6207.92 人造繊維製のもの							
					1 毛皮付きのもの	16%	10%			×無税		
					2 その他のもの							
					(1) シングレットその他これに類する肌着	9%	7.4%			×無税		
					(2) その他のもの	11.2%	9.1%			×無税		
6207.99 その他の紡織用繊維製のもの					6207.99 その他の紡織用繊維製のもの							
1 毛皮付きのもの	16%	10%		×無税	1 毛皮付きのもの	16%	10%			×無税		
2 その他のもの					2 その他のもの							
(1) シングレットその他これに類する肌着	9%	7.4%~ 9%		×無税	(1) シングレットその他これに類する肌着	9%	9%			×無税		
(2) その他のもの	11.2%	9.1%~ 10%		×無税	(2) その他のもの	11.2%	10%			×無税		

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 (削除)					62.09 乳児用の衣類及び衣類附属品 6209.10 羊毛製又は織獣毛製のもの					貿易量僅少。	
					1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税		53
					2 その他のもの						
					(1) 毛皮付きのもの	16%	10%		×無税		
					(2) その他のもの	9%	7.4%				
					- 附属品				5.92%		54
					- その他のもの				×無税		
					(省略)						
6209.90 その他の紡織用繊維製のもの					6209.90 その他の紡織用繊維製のもの						
1 手袋、ミトン及びミット並びにパンティ ストッキング、タイツ、ストッキング、 ソックスその他の靴下類	7.8%	6.5%		無税	53	7.8%	6.5%		無税		53
2 その他のもの											
(1) 毛皮付きのもの	16%	10%		×無税		16%	10%		×無税		
(2) その他のもの											
A 附属品	9%	7.4%		5.92%	54	9%	7.4%		5.92%	54	
B その他のもの											
(a) 羊毛製又は織獣毛製のもの	9%	7.4%		×無税							
(b) その他のもの	11.2%	9.1%		×無税		11.2%	9.1%		×無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (省 略) その他の男子用の衣類 (削 除) (省 略)						62.11 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 (省 略) その他の男子用の衣類 6211.31 羊毛製又は繊獣毛製のもの 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの (省 略)						貿易量僅少。
6211.39 その他の紡織用繊維製のもの 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	16%	10%		×無税		6211.39 その他の紡織用繊維製のもの 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	16%	10%		×無税		
6211.39 その他の紡織用繊維製のもの 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	11.2%	9.1%~ 10%		×無税		6211.39 その他の紡織用繊維製のもの 1 毛皮付きのもの 2 その他のもの	11.2%	10%		×無税		
62.13 ハンカチ (削 除) (省 略)						62.13 ハンカチ 6213.10 絹(絹のくずを含む。)製のもの (省 略)	6.4%	6.4%		1.28%	55	貿易量僅少。
6213.90 その他の紡織用繊維製のもの 1 亜麻製又はラミー製のもの 2 その他のもの - 絹(絹のくずを含む。)製のもの - その他のもの	9%	9%		1.8%	55	6213.90 その他の紡織用繊維製のもの 1 亜麻製又はラミー製のもの 2 その他のもの	9%	9%		1.8%	55	
	6.4%	6.4%		1.28%	55		6.4%	5.3%		1.06%	55	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
63.02 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン						63.02 ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン及びキッチンリネン					貿易量僅少。	
(省 略)						(省 略)						
その他のテーブルリネン						その他のテーブルリネン						
(省 略)						(省 略)						
(削 除)						6302.52 亜麻製のもの	9.6%	7.9%		6.32%		58
(省 略)						(省 略)						
6302.59 その他の紡織用繊維製のもの						6302.59 その他の紡織用繊維製のもの						
1 亜麻製又はラミー製のもの	9.6%	7.9%		6.32%	58	1 ラミー製のもの	9.6%	7.9%		6.32%		58
2 その他のもの	6.4%					2 その他のもの	6.4%					
- ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを使用したもの		6.4%		5.12%	58	- ししゅうしたものの、レース製のもの及びレースを使用したもの		6.4%		5.12%		58
- その他のもの		5.3%		4.24%	58	- その他のもの		5.3%		4.24%		58
(省 略)						(省 略)						
その他のもの						その他のもの						
(省 略)						(省 略)						
(削 除)						6302.92 亜麻製のもの	9.6%	7.9%		6.32%		58
(省 略)						(省 略)						
6302.99 その他の紡織用繊維製のもの						6302.99 その他の紡織用繊維製のもの	6.4%	5.3%		4.24%	58	
1 亜麻製のもの	9.6%	7.9%		6.32%	58							
2 その他のもの	6.4%	5.3%		4.24%	58							

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
63.03 カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス メリヤス編み又はクロセ編みのもの （削除） （省略）					63.03 カーテン（ドレープを含む。）、室内用ブラインド、カーテンバランス及びベッドバランス メリヤス編み又はクロセ編みのもの 6303.11 綿製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの （省略）						貿易量僅少。
6303.19 その他の紡織用繊維製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの	16.8%	10.9%		×無税	6303.19 その他の紡織用繊維製のもの 1 ししゅうしたもの、レースを使用したもの及び模様編みの組織を有するもの 2 その他のもの	16.8%	10.9%		×無税		
63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品 ターポリン及び日よけ （削除） （省略）					63.06 ターポリン及び日よけ、テント、帆（ボート用、セールボード用又はランドクラフト用のものに限る。）並びにキャンプ用品 ターポリン及び日よけ 6306.11 綿製のもの （省略）						
6306.19 その他の紡織用繊維製のもの 1 綿製のもの 2 その他のもの テント （削除） （省略）	6.7%	5.6%		無税 無税	6306.19 その他の紡織用繊維製のもの テント 6306.21 綿製のもの （省略）	4.8%	4%		無税		
6306.29 その他の紡織用繊維製のもの 1 綿製のもの 2 その他のもの	6.7%	5.6%		無税 無税	6306.29 その他の紡織用繊維製のもの	4.8%	4%		無税		

改 正 案						現 行						備 考	
品 名	税 率					品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		基本	協定	暫定	特惠	法別表 3		
6306.30 帆	4.8%	4%		無税		帆							
						6306.31 合成繊維製のもの	4.8%	4%		無税			
						6306.39 その他の紡織用繊維製のもの	4.8%	4%		無税			
6306.40 空気マットレス						空気マットレス							
1 綿製のもの	6.7%	5.6%		無税		6306.41 綿製のもの	6.7%	5.6%		無税			
2 その他の紡織用繊維製のもの (省略)	4.8%	4%		無税		6306.49 その他の紡織用繊維製のもの (省略)	4.8%	4%		無税			
64.01 防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) (省略) その他の履物 (削除) (省略)						64.01 防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) (省略) その他の履物							貿易量僅少。
6401.99 その他のもの	20%	6.7%~ 8%				6401.91 ひざを覆うもの (省略)	20%	6.7%					
						6401.99 その他のもの	20%	8%					
64.02 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) (省略) (削除)						64.02 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) (省略)							貿易量僅少。
その他の履物						6402.30 その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%					
6402.91 くるぶしを覆うもの	20%	6.7%~ 8%				6402.91 くるぶしを覆うもの	20%	8%					
6402.99 その他のもの - 短靴	20%	6.7%~ 8%				6402.99 その他のもの - 短靴	20%	8%					
- サングル		6.7%~ 10%				- サングル		10%					
- その他のもの		6.7%~ 10%				- その他のもの		10%					

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） （省略） （削除）					64.03 履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） （省略） 6403.30 履物（ベース又はプラットフォームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーチカップを有するものを除く。） ） 1 本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内履物を除く。） - 共通の限度数量以内のもの - その他のもの 2 その他のもの (1) スリッパ (2) その他のもの - 共通の限度数量以内のもの - その他のもの （省略）	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率 21.6% 30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率 30% 60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率 24% 30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率					貿易量僅少。

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
その他の履物（本底が革製のものに限る。） 6403.51 くるぶしを覆うもの					その他の履物（本底が革製のものに限る。） 6403.51 くるぶしを覆うもの					
1 室内用履物	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				1 室内用履物	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				
- 共通の限度数量以内のもの	24%	24%	×無税		- 共通の限度数量以内のもの	24%	24%	×無税		
- その他のもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		- その他のもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		
2 その他のもの					2 その他のもの					
(1) 体操用、競技用、その他これらに類する用途に供する履物	27%	27%	×無税		(1) 体操用、競技用、その他これらに類する用途に供する履物	27%	27%	×無税		
(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				
- 共通の限度数量以内のもの	21.6%	21.6%	×無税		- 共通の限度数量以内のもの	21.6%	21.6%	×無税		
- その他のもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		- その他のもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
6403.59 その他のもの					6403.59 その他のもの					
1 スリッパその他の室内用履物					1 スリッパその他の室内用履物					
(1) スリッパ	30%	30%		×無税	(1) スリッパ	30%	30%		×無税	
(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				
- 共通の限度数量以内のもの		24%	24%	×無税	- 共通の限度数量以内のもの		24%	24%	×無税	
- その他のもの		30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税	- その他のもの		30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税	
2 その他のもの					2 その他のもの					
(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27%	27%		×無税	(1) 体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	27%	27%		×無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				(2) その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率				
- 共通の限度数量以内のもの	21.6%	21.6%	×無税		- 共通の限度数量以内のもの	21.6%	21.6%	×無税		
- その他のもの					- その他のもの					
- - 中底が19cmを超えるもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		- - 中底が19cmを超えるもの	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		
- - その他のもの					- - その他のもの					
- - - ベース又はプラットフォームが木製のもの(中敷き又は保護用の金属製トーチップを有するものを除く。)	30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率		×無税		- - - その他のもの	30%又は2,400円/足のうちいずれか高い税率		×無税		
- - - その他のもの	30%又は2,400円/足のうちいずれか高い税率		×無税							

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
その他の履物 6403.91 くるぶしを覆うもの 1 本底がゴム製又はコンポジションレザ ー製のもの（室内用履物を除く。）					その他の履物 6403.91 くるぶしを覆うもの 1 本底がゴム製又はコンポジションレザ ー製のもの（室内用履物を除く。）					
(1) 体操用、競技用その他これらに類す る用途に供する履物	27%	27%		×無税	(1) 体操用、競技用その他これらに類す る用途に供する履物	27%	27%		×無税	
(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれか高 い税率				(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれか高 い税率				
- 共通の限度数量以内のもの		21.6%	21.6%	×無税	- 共通の限度数量以内のもの		21.6%	21.6%	×無税	
- その他のもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれか高 い税率		×無税	- その他のもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれか高 い税率		×無税	
2 その他のもの					2 その他のもの					
(1) 体操用、競技用その他これらに類す る用途に供する履物	30%	30%		×無税	(1) 体操用、競技用その他これらに類す る用途に供する履物	30%	30%		×無税	
(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれか高 い税率				(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれか高 い税率				
- 共通の限度数量以内のもの		24%	24%	×無税	- 共通の限度数量以内のもの		24%	24%	×無税	
- その他のもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれか高 い税率		×無税	- その他のもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれか高 い税率		×無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
6403.99 その他のもの					6403.99 その他のもの					
1 本底がゴム製又はコンポジションレザ ー製のもの（スリッパその他の室内用 履物を除く。）	27%	27%		×無税	1 本底がゴム製又はコンポジションレザ ー製のもの（スリッパその他の室内用 履物を除く。）	27%	27%		×無税	
(1) 体操用、競技用その他これらに類 する用途に供する履物					(1) 体操用、競技用その他これらに類 する用途に供する履物					
(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれが高 い税率				(2) その他のもの	60%又は4, 800円/足 のうちい ずれが高 い税率				
- 共通の限度数量以内のもの		21.6%	21.6%	×無税	- 共通の限度数量以内のもの		21.6%	21.6%	×無税	
- その他のもの					- その他のもの					
- - 中底が19cmを超えるもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれが高 い税率		×無税	- - 中底が19cmを超えるもの		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれが高 い税率		×無税	
- - その他のもの					- - その他のもの		30%又は2, 400円/足 のうちい ずれが高 い税率		×無税	
- - - ベース又はプラットフォーム が木製のもの（中敷き又は 保護用の金属製トキヤッ プを有するものを除く。）		30%又は4, 300円/足 のうちい ずれが高 い税率		×無税						
- - - その他のもの		30%又は2, 400円/足 のうちい ずれが高 い税率		×無税						

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
2 その他のもの (1) スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	30%	30%		×無税	2 その他のもの (1) スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物	30%	30%		×無税	
(2) その他のもの - 共通の限度数量以内のもの - その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率	24%	24%	×無税	(2) その他のもの - 共通の限度数量以内のもの - その他のもの	60%又は4,800円/足のうちいずれか高い税率	24%	24%	×無税	
				×無税		30%又は4,300円/足のうちいずれか高い税率			×無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(削 除)											貿易量僅少。
65.05 帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)					65.03 6503.00 <u>フェルト製の帽子(第65.01項の帽体又はプラトウから作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)</u>	7%	5.8%		無税		
(省 略)					65.05 帽子(メリヤス編み又はクロセ編みのもの及びレース、フェルトその他の紡織用繊維の織物類(ストリップのものを除く。)から作つたものに限るものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)及びヘアネット(材料を問わないものとし、裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)						
6505.90 その他のもの	7%	5.8%		無税	6505.90 その他のもの	7%	5.8%		無税		
65.06 その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)					65.06 その他の帽子(裏張りしてあるかないか又はトリミングしてあるかないかを問わない。)						貿易量僅少。
(省 略)					(省 略)						
その他のもの					その他のもの						
(省 略)					(省 略)						
(削 除)					6506.92 <u>毛皮製のもの</u>	6.6%	5.4%		無税		
6506.99 その他の材料製のもの					6506.99 その他の材料製のもの						
1 革製のもの及び毛皮付きのもの	5.8%	4.8%		無税	1 革製のもの及び毛皮付きのもの	5.8%	4.8%		無税		
2 <u>毛皮製のもの</u>	6.6%	5.4%		無税	2 その他のもの	5.3%	4.4%		無税		
3 その他のもの	5.3%	4.4%		無税							

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
66.03 第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 (削 除) (省 略) 6603.90 その他のもの						66.03 第66.01項又は第66.02項の製品の部分品、トリミング及び附属品 6603.10 握り (省 略) 6603.90 その他のもの						貿易量僅少。
	6.4%	4.3%		無税			6.4%	4.3%		無税		

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したものと及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石(スレートを 含む。)の粒、細片及び粉 (省略) その他の石碑用又は建築用の石及びその製品 (単に切り又はのこぎりでひいたもので、 表面が平らなものに限る。) (省略) (削除) (省略) 6802.29 その他の石 (省略)					68.02 加工した石碑用又は建築用の石及びその製品 (スレートを加工したものと及び第68.01項の物品を除く。)、天然石(スレートを含む。) 製のモザイクキューブその他これに類する物品(裏張りしてあるかないかを問わない。) 並びに人工的に着色した天然石(スレートを 含む。)の粒、細片及び粉 (省略) その他の石碑用又は建築用の石及びその製品 (単に切り又はのこぎりでひいたもので、 表面が平らなものに限る。) (省略) (削除) (省略) 6802.22 その他の石灰質の石 (省略) 6802.29 その他の石 (省略)					貿易量僅少。
68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバース メント製品その他これらに類する製品 (削除) (削除) (削除) 6811.40 アスベストを含有するもの アスベストを含有しないもの 6811.81 波板 6811.82 その他のシート、パネル、タイルその他 これらに類する製品 6811.83 管及び管用継手 6811.89 その他の製品 (削除)	3.9%	2.6%		無税	68.11 石綿セメント製品、セルロースファイバース メント製品その他これらに類する製品 6811.10 波板 6811.20 その他のシート、パネル、タイルその他こ れらに類する製品 6811.30 管及び管用継手 (新規) (新規) 6811.90 その他の製品	3.9%	2.6%		無税	環境保護の要請を受けた改正(アスベストを含有 するか否かを基準として改正したもの)。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）					68.12 石綿繊維（加工したものに限る。）、石綿をもととした混合物及び石綿と炭酸マグネシウムをもととした混合物並びにこれらの混合物又は石綿の製品（例えば、糸、織物、衣類、帽子、履物及びガスカート。補強してあるかないかを問わないものとし、第68.11項又は第68.13項の物品を除く。）						環境保護の要請を受けた改正（ロッテルダム条約に関連した提案で、クロシドライト製か否かを基準として改正したもの）。
（ 削 除 ）					6812.50 衣類、衣類附属品、履物及び帽子	3.9%	2.6%			無税	
（ 削 除 ）					6812.60 紙、厚紙及びフェルト	3.9%	2.6%			無税	
（ 削 除 ）					6812.70 ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	3.9%	2.6%			無税	
6812.80 クロシドライト製のもの	3.9%	2.6%		無税	（ 新 規 ）						
その他のもの					6812.90 その他のもの	3.9%	2.6%			無税	
6812.91 衣類、衣類附属品、履物及び帽子	3.9%	2.6%		無税							
6812.92 紙、厚紙及びフェルト	3.9%	2.6%		無税							
6812.93 ジョイント用の圧縮した石綿繊維（シート状又はロール状のものに限る。）	3.9%	2.6%		無税							
6812.99 その他のもの	3.9%	2.6%		無税							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
68.13 ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。） (削 除)					68.13 ブレーキ用、クラッチ用その他これらに類する用途に供する摩擦材料及びその製品（例えば、シート、ロール、ストリップ、セグメント、ディスク、ワッシャー及びパッド。取り付けてないもので、石綿その他の鉱物性材料又は繊維素をもととしたものに限るものとし、紡織用繊維その他の材料と組み合わせてあるかないかを問わない。） 6813.10 <u>ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> 1 <u>自動車の部分品</u> 2 <u>その他のもの</u> (新 規) (新 規)						環境保護の要請を受けた改正（アスベストを含有するか否かを基準として改正したもの）。
6813.20 <u>アスベストを含有するもの</u> 1 <u>自動車の部分品</u> 2 <u>その他のもの</u> <u>アスベストを含有しないもの</u>	無税 3.4%	無税 2.3%		無税		無税 3.4%	無税 2.3%		無税		
6813.81 <u>ブレーキライニング及びブレーキパッド</u> 1 <u>自動車の部分品</u> 2 <u>その他のもの</u>	無税 3.4%	無税 2.3%		無税	6813.90 <u>その他のもの</u> 1 <u>自動車の部分品</u> 2 <u>その他のもの</u>	無税 3.4%	無税 2.3%		無税		
6813.89 <u>その他のもの</u> 1 <u>自動車の部分品</u> 2 <u>その他のもの</u>	無税 3.4%	無税 2.3%		無税							
第70類 <u>ガラス及びその製品</u> (省 略) 号注 1 第7013.22号、第7013.33号、第7013.41号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。 (削 除)					第70類 <u>ガラス及びその製品</u> (省 略) 号注 1 第7013.21号、第7013.31号及び第7013.91号において「鉛ガラス」とは、一酸化鉛（PbO）の含有量が全重量の24%以上のガラスのみをいう。 70.12 7012.00 <u>魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶</u>	無税 無税	無税 無税				

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。） （省 略） 脚付きグラス類（ガラスセラミックス製のものを除く。）					70.13 ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第70.10項又は第70.18項のものを除く。） （省 略） コップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）					グラス類、コップ類は世界的に貿易が増加傾向にあり、また、ガラス製品のうち重要な部分を占めているとして、号が新設されたもので、脚付きグラスか否かにより分類が分けられた。
7013.22 鉛ガラス製のもの	4.6%	3.1%		無税	7013.21 鉛ガラス製のもの	4.6%	3.1%		無税	
7013.28 その他のもの その他のコップ類（ガラスセラミックス製のものを除く。）	4.6%	3.1%		無税	7013.29 その他のもの （新 規）	4.6%	3.1%		無税	
7013.33 鉛ガラス製のもの	4.6%	3.1%		無税						
7013.37 その他のもの 食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）	4.6%	3.1%		無税	食卓用又は台所用に供する種類のガラス製品（コップ類及びガラスセラミックス製のものを除く。）					
7313.41 鉛ガラス製のもの	5.8%	3.9%		無税	7013.31 鉛ガラス製のもの	5.8%	3.9%		無税	
7013.42 線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの	5.8%	3.9%		無税	7013.32 線膨脹係数が温度0度から300度までの範囲において1ケルビンにつき1,000,000分の5以下のもの	5.8%	3.9%		無税	
7013.49 その他のもの （省 略）	5.8%	3.9%		無税	7013.39 その他のもの （省 略）	5.8%	3.9%		無税	
70.20					70.20					
7020.00 その他のガラス製品	無税	無税			7020.00 その他のガラス製品	無税	無税			

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定	
<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(A)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。 (a) (省 略) (b) (省 略)</p> <p>2 (A) (省 略) (B) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (A) (省 略) (B) (省 略) (C) (省 略)</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(A)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章） (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガーケース、シガレットケース、喫きたばこ入れ、口中香剤入れ、錠剤入れ、おしろい入れ、鎖入れ及び数珠） これらの物品は、組み合わせであるかセットであるかを問わない（例えば、天然又は養殖真珠、貴石、半貴石、合成若しくは再生した貴石又は半貴石、べつ甲、真珠層、象牙、天然又は再生させたこはく、黒玉及びさんご）。</p>					<p>第71類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張つた金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣</p> <p>注</p> <p>1 全部又は一部が次の材料から成る製品は、第六部の注1(a)及びこの類の他の注において別段の定めがある場合を除くほか、すべてこの類に属する。 (a) (省 略) (b) (省 略)</p> <p>2 (a) (省 略) (b) (省 略)</p> <p>3 (省 略)</p> <p>4 (a) (省 略) (b) (省 略) (c) (省 略)</p> <p>5～7 (省 略)</p> <p>8 第71.12項に該当する物品は、第6部の注1(a)に規定する場合を除くほか、同項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p> <p>9 第71.13項において「身辺用細貨類」とは、次の物品をいう。 (a) 小形の身辺用装飾品（例えば、指輪、腕輪、首飾り、ブローチ、イヤリング、時計用鎖、ペンダント、ネクタイピン、カフスボタン、衣服用飾りボタン、メダル及び記章。宝石を取り付けてあるかないかを問わない。） (b) 通常、ポケット若しくはハンドバッグに入れて携帯し又は身辺に付けて使用する身辺用品（例えば、シガレットケース、おしろい入れ、鎖入れ及び口中剤入れ）</p> <p>(新 規)</p>					<p>注の表記を改正（小文字 大文字）し、整理・整合を行ったもの及びHS品目表の英語と仏語を整合させ、両者のスコープを一致させるよう改正したものを。</p>

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
10、11(省 略)						10、11(省 略)						
号注						号注						
1 (省 略)						1 (省 略)						
2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(B)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。						2 第7110.11号及び第7110.19号において白金には、注4(b)の規定にかかわらず、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム及びルテニウムを含まない。						
3 (省 略)						3 (省 略)						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
72.25 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル以上のものに限る。） （省 略） （削 除）											貿易量僅少。
7225.30 その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工をしたものを除く。）で巻いたものに限る。）					7225.20 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税		
1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	7225.30 その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工をしたものを除く。）で巻いたものに限る。）						
2 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税	1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
3 その他のもの	4.6%	無税		無税	2 その他のもの	4.6%	無税		無税		
7225.40 その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いていないものに限る。）					7225.40 その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したものを除く。）で巻いていないものに限る。）						
1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
2 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税	2 その他のもの	4.6%	無税		無税		
3 その他のもの	4.6%	無税		無税	7225.50 その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）						
7225.50 その他のもの（冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。）					1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
1 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	2 その他のもの	4.6%	無税		無税		
2 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税							
3 その他のもの	4.6%	無税		無税							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
その他のもの						その他のもの					貿易量僅少。
7225.91 亜鉛を電気めつきしたもの					7225.91 亜鉛を電気めつきしたもの						
1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税		
2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
3 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税	3 その他のもの	4.6%	無税		無税		
4 その他のもの	4.6%	無税		無税							
7225.92 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）					7225.92 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）						
1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税		
2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
3 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税	3 その他のもの	4.6%	無税		無税		
4 その他のもの	4.6%	無税		無税							
7225.99 その他のもの					7225.99 その他のもの						
1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税		
2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		
3 高速度鋼のもの	6.6%	無税		無税	3 その他のもの	4.6%	無税		無税		
4 その他のもの	4.6%	無税		無税							

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
72.26 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）						72.26 その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が600ミリメートル未満のものに限る。）					貿易量僅少。
（省 略）						（省 略）					
その他のもの						その他のもの					
（省 略）						（省 略）					
（削 除）						7226.93 亜鉛を電気めつきしたもの					
						1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	
						2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	
						3 その他のもの	4.6%	無税		無税	
（削 除）						7226.94 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるものを除く。）					
						1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	
						2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	
						3 その他のもの	4.6%	無税		無税	
7226.99 その他のもの						7226.99 その他のもの					
1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税		1 バイメタル（張合せ加工を行ったもので、ニッケルの含有量が全重量の10%を超えるものに限る。）	6.3%	無税		無税	
2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税		2 合金工具鋼のもの	5.8%	無税		無税	
3 その他のもの	4.6%	無税		無税		3 その他のもの	4.6%	無税		無税	

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
72.29 その他の合金鋼の線 (削 除) (省 略) 7229.90 その他のもの 1 合金工具鋼のもの 2 高速度鋼のもの 3 その他のもの						72.29 その他の合金鋼の線 7229.10 高速度鋼のもの (省 略) 7229.90 その他のもの 1 合金工具鋼のもの 2 その他のもの	6.6%	無税		無税		貿易量僅少。
73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。） 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ 7304.11 ステンレス鋼製のもの 7304.19 その他のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ (削 除) 7304.22 ドリルパイプ（ステンレス鋼製のもの） 7304.23 その他のドリルパイプ - 合金鋼製のもの - その他のもの 7304.24 その他のもの（ステンレス鋼製のもの） 7304.29 その他のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの (省 略)	5.2%	無税		無税		73.04 鉄鋼製の管及び中空の形材（継目なしのものに限るものとし、鑄鉄製のものを除く。） 7304.10 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング、チュービング及びドリルパイプ 7304.21 ドリルパイプ - 合金鋼製のもの - その他のもの (新 規) 7304.29 その他のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの (省 略)	5.2%	無税		無税		ステンレス鋼は貿易上重要な製品であり、他の鉄鋼製品とは区別すべきとの提案が認められ、ステンレス鋼製であるか否かを基準として分類したものの。

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ					73.06 鉄鋼製のその他の管及び中空の形材（例えば、オープンシームのもの及び溶接、リベット接合その他これらに類する接合をしたもの） 7306.10 油又はガスの輸送に使用する種類のラインパイプ					ステンレス鋼は貿易上重要な製品であり、他の鉄鋼製品とは区別すべきとの提案が認められ、ステンレス鋼製であるか否かを基準として分類したものの。
7306.11 溶接管（ステンレス鋼製のものに限り。）	5.2%	無税		無税	1 合金鋼製のもの	5.2%	無税		無税	
7306.19 その他のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの	5.2% 3.9%	無税 無税		無税 無税	2 その他のもの	3.9%	無税		無税	
油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング					7306.20 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング及びチュービング					
7306.21 溶接管（ステンレス鋼製のものに限り。）	5.2%	無税		無税	1 合金鋼製のもの (新 規)	5.2%	無税		無税	
7306.29 その他のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの	5.2% 3.9%	無税 無税		無税 無税	2 その他のもの (新 規)	3.9%	無税		無税	
(省 略) その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					(省 略) 7306.60 その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）					
7306.61 横断面が正方形又は長方形のもの 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの	5.2% 3.9%	無税 無税		無税 無税	1 合金鋼製のもの 2 その他のもの	5.2% 3.9%	無税 無税		無税 無税	
7306.69 その他のもの（横断面が円形のものを除く。） 1 合金鋼製のもの 2 その他のもの	5.2% 3.9%	無税 無税		無税 無税	(新 規)					
(省 略)					(新 規)					
					(省 略)					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
73.14 ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル 織つたワイヤクロス （省略） （削除） （省略） 7314.19 その他のもの （省略）	3.9%	無税		無税		73.14 ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル、網及び柵（鉄鋼の線から製造したものに限る。）並びに鉄鋼製のエキスパンデッドメタル 織つたワイヤクロス （省略） 7314.13 その他の機械用ワイヤエンドレスバンド （省略） 7314.19 その他のもの （省略）	3.9%	無税		無税		貿易量僅少。
73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 （削除） （省略） 7319.90 その他のもの	無税	無税				73.19 鉄鋼製の安全ピンその他のピン（他の項に該当するものを除く。）及び鉄鋼製の手縫針、手編針、ボドキン、クロセ編み用手針、ししゅう用穴あけ手針その他これらに類する物品 7319.10 縫針、かがり針及びししゅう針 （省略） 7319.90 その他のもの	無税	無税				貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）						73.21 鉄鋼製のストーブ、レンジ、炉、調理用加熱器（セントラルヒーティング用の補助ボイラーを有するものを含む。）、肉焼き器、火鉢、ガスこんろ、皿温め器その他これらに類する物品（家庭用のものに限るものとし、電気式のを除く。）及びこれらの部分品（鉄鋼製のものに限る。）					調理器は、現行、気体燃料用・液体燃料用・固体燃料用の3区分がなく、ソーラータイプのものが分類されないことからその他の方式も分類されるよう改正を行ったもの。
調理用加熱器具及び皿温め器					調理用加熱器具及び皿温め器						
7321.11 気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの （省略） （削除）	無税	無税			7321.11 気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの （省略）	無税	無税				
7321.19 <u>その他のもの（固体燃料用のものを含む。）</u> その他の器具	無税	無税			7321.13 <u>固体燃料用のもの</u> （新規） その他の器具	無税	無税				
7321.81 気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの （省略） （削除）	無税	無税			7321.81 気体燃料用のもの並びに気体燃料及びその他の燃料共用のもの （省略）	無税	無税				
7321.89 <u>その他のもの（固体燃料用のものを含む。）</u> （省略）	無税	無税			7321.83 <u>固体燃料用のもの</u> （新規） （省略）	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第74類 銅及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省 略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。 （ 削 除 ） (g),(h) (省 略)						第74類 銅及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(e) (省 略) (f) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品（巻いたものに限る。）で、横断面が円形、だ円形、長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形（横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。）のものをいうものとし、横断面が長方形（正方形を含む。）、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形（変形した長方形を含む。）のものにあつては厚さが幅の10分の1を超えるものに限る。 <u>もつとも、第74.14項の線には、横断面の最大寸法が6ミリメートル以下のもの（横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない。）のみを含む。</u> (g),(h) (省 略)						74.14項の削除に伴い、類注を整合させたもの。

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
74.01 7401.00 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） （削除） （削除）	無税	無税				74.01 銅のマット及びセメントカッパー（沈殿銅） 7401.10 銅のマット 7401.20 セメントカッパー（沈殿銅）	無税 無税	無税 無税			貿易量僅少。
74.03 精製銅又は銅合金の塊 （省略） 銅合金 （省略） （削除）						74.03 精製銅又は銅合金の塊 （省略） 銅合金 （省略） 7403.23 銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白） - 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	15円/kg	3% 3% 無税	無税 (500円 - 課税価格) /kg 無税		貿易量僅少。
7403.29 その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。） - 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	15円/kg					7403.29 その他の銅合金（第74.05項のマスターアロイを除く。） - 課税価格が1キログラムにつき485円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき485円を超え500円以下のもの - 課税価格が1キログラムにつき500円を超えるもの	15円/kg	3% 3% 無税	無税 (500円 - 課税価格) /kg 無税		

改 正 案					現 行					備 考					
品 名	税 率				品 名	税 率									
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3			
74.07 銅の棒及び形材 (省 略) 銅合金のもの (省 略) (削 除) 7407.29 その他のもの 1 銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの 2 その他のもの - 銅・すず合金(青銅)のもの - その他のもの						74.07 銅の棒及び形材 (省 略) 銅合金のもの (省 略) 7407.22 銅・ニッケル合金(白銅)又は銅・ニッケル・亜鉛合金(洋白)のもの 7407.29 その他のもの - 銅・すず合金(青銅)のもの - その他のもの						71	71	貿易量僅少。	
(削 除) (削 除) (削 除) 74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る。)						74.14 ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む。)、ワイヤグリル及び網(銅の線から製造したものに限る。)並びに銅製のエキスパンデッドメタル 7414.20 ワイヤクロス 7414.90 その他のもの 74.16 7416.00 銅製のばね 74.17 7417.00 銅製の加熱器具(調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。)及びその部分品(銅製のものに限る。) 74.18 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(銅製のものに限る。)、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(銅製のものに限る。)									貿易量僅少。 - 貿易量僅少。 貿易量僅少。

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 (省略)						食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品 (省略)					
7418.19 その他のもの	無税	無税				7418.19 その他のもの	無税	無税			
(省略)						(省略)					
74.19 その他の銅製品						74.19 その他の銅製品					
(省略)						(省略)					
その他のもの						その他のもの					
7419.91 鋳造、型打ち又は鍛造したもの(更に加工したものを除く。)	無税	無税				7419.91 鋳造、型打ち又は鍛造したもの(更に加工したものを除く。)	無税	無税			
7419.99 その他のもの	無税					7419.99 その他のもの	無税				
- 貴金属をめつきしたもの		無税				- 貴金属をめつきしたもの		無税			
- その他のもの		無税				- その他のもの		無税			

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
(削除)						78.03 7803.00 鉛の棒、形材及び線	4.6%	3%		無税	貿易量僅少。
(削除)					78.05 7805.00 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	5.8%	3%		無税		
78.06 7806.00 その他の鉛製品					78.06 7806.00 その他の鉛製品	4.6%	3%		無税		
1 鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	5.8%	3%		無税							
2 その他のもの	4.6%	3%		無税							
(削除)						79.06 7906.00 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	3.8%	3%		無税	貿易量僅少。
79.07 7907.00 その他の亜鉛製品					79.07 7907.00 その他の亜鉛製品	4.6%	3%		無税		
1 亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ）	3.8%	3%		無税							
2 その他のもの	4.6%	3%		無税							

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
第80類 すず及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) (省 略) (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。 長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの （ 削 除 ） (e) (省 略)						第80類 すず及びその製品 注 1 この類において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a)～(c) (省 略) (d) 「板」、「シート」、「ストリップ」及び「はく」とは、均一な厚さを有し、かつ、中空でない平板状の製品（巻いてあるかないかを問わないものとし、第80.01項の塊を除く。）で、横断面が長方形（角を丸めてあるかないかを問わないものとし、横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成る変形した長方形を含み、正方形を除く。）のものうち次のものをいう。 長方形（正方形を含む。）のもので厚さが幅の10分の1以下のもの 長方形（正方形を含む。）以外のもの（大きさを問わない。）で他の項の物品の特性を有しないもの <u>第80.04項又は第80.05項の板、シート、ストリップ及びはくには、模様（例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形）を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。</u> (e) (省 略)						80.04項、80.05項の削除に伴い、類注を整合させたもの。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
(削 除)					80.04 8004.00	すずの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)	3%	2.5%		無税	貿易量僅少。
(削 除)					80.05 8005.00	すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)、粉及びフレーク	3.9%	3%		無税	貿易量僅少。
(削 除)					80.06 8006.00	すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	3.9%	3%		無税	貿易量僅少。
80.07 8007.00	その他のすず製品				80.07 8007.00	その他のすず製品	4.6%	3%		無税	
	1 すずの板、シート及びストリップ(厚さが0.2ミリメートルを超えるものに限る。)	3%	2.5%							無税	
	2 すずのはく(厚さ(補強材の厚さを除く。)が0.2ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。)、粉及びフレーク	3.9%	3%							無税	
	3 すず製の管及び管用継手(例えば、カップリング、エルボー及びスリーブ)	3.9%	3%							無税	
	4 その他のもの	4.6%	3%							無税	
81.01	タングステン及びその製品(くずを含む。)				81.01	タングステン及びその製品(くずを含む。)					貿易量僅少。
(省 略)	その他のもの				(省 略)	その他のもの					
(省 略)					(省 略)						
(削 除)					8101.95	棒(単に焼結して得た棒を除く。)、形材、板、シート、ストリップ及びはく	無税	無税			
(省 略)					(省 略)						
8101.99	その他のもの	無税	無税		8101.99	その他のもの	無税	無税			

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
81.12 ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）					81.12 ベリリウム、クロム、ゲルマニウム、バナジウム、ガリウム、ハフニウム、インジウム、ニオブ、レニウム及びタリウム（くずを含む。）並びにこれらの製品（くずを含む。）					貿易量僅少。
(省略)					(省略)					
(削除)					8112.30 <u>ゲルマニウム</u>	無税				
					- <u>くず</u>		無税			
					- <u>その他のもの</u>		無税			
(削除)					8112.40 <u>バナジウム</u>	5.2%	3%	無税	77	
(省略)					(省略)					
その他のもの					その他のもの					
8112.92 塊、くず及び粉					8112.92 塊、くず及び粉					
1 インジウムのもの	3%	2.5%		無税 77	1 インジウムのもの	3%	2.5%	無税	77	
2 <u>バナジウムのもの</u>	5.2%	3%		無税 77	2 <u>その他のもの</u>	無税	3%			
3 <u>その他のもの</u>	無税									
- <u>ゲルマニウムのもの</u>		無税								
- <u>その他のもの</u>		3%								
8112.99 その他のもの					8112.99 その他のもの		3%			
1 ニオブ・チタン合金のもの	無税	3%			1 ニオブ・チタン合金のもの	無税				
2 <u>ゲルマニウムのもの</u>	無税	無税			2 <u>その他のもの</u>	5.2%		無税	77	
3 <u>その他のもの</u>	5.2%									
- <u>バナジウムのもの</u>		3%		無税 77						
- <u>その他のもの</u>		3%		無税 77						

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
83.11 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、 アーク溶接棒その他これらに類する物品（ 金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、 溶接又は融着に使用する種類のもので、フ ラックスを被覆し又はしんに充てんしたもの に限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造 した金属吹付け用の線及び棒 （省 略）						83.11 卑金属製又は金属炭化物製の線、棒、管、板、 アーク溶接棒その他これらに類する物品（ 金属又は金属炭化物のはんだ付け、ろう付け、 溶接又は融着に使用する種類のもので、フ ラックスを被覆し又はしんに充てんしたもの に限る。）並びに卑金属粉を凝結させて製造 した金属吹付け用の線及び棒 （省 略）						アーク溶接やはんだ溶接に使用する線・棒・板等 の部分品（未完成）は、通常、38類・72類等に分 類されており、本項に含まれているはずはないと して改正したもの。 物品の移動はない。
8311.90 その他のもの	4.6%	3.9%		無税		8311.90 その他のもの（部分品を含む。）	4.6%	3.9%		無税		

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>第16部</p> <p>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.05項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>(c) ~ (q) (省 略)</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、<u>第84.87項</u>、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、<u>第84.87項</u>又は第85.48項に属する。</p> <p>3 ~ 5 (省 略)</p>					<p>第16部</p> <p>機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この部には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) (省 略)</p> <p>(b) 革製品及びコンポジションレザー製品（第42.04項参照）並びに毛皮製品（第43.03項参照）で、機械類その他の技術的用途に供する種類のもの</p> <p>(c) ~ (q) (省 略)</p> <p>2 機械の部分品（第84.84項又は第85.44項から第85.47項までの物品の部分品を除く。）は、この部の注1、第84類の注1又は第85類の注1のものを除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。</p> <p>(a) 当該部分品は、第84類又は第85類のいずれかの項（第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、<u>第84.85項</u>、第85.03項、第85.22項、第85.29項、第85.38項及び第85.48項を除く。）に該当する場合には、当該いずれかの項に属する。</p> <p>(b) (省 略)</p> <p>(c) その他の部分品は、第84.09項、第84.31項、第84.48項、第84.66項、第84.73項、第85.03項、第85.22項、第85.29項又は第85.38項のうち該当する項に属する。この場合において、該当する項がない場合には、<u>第84.85項</u>又は第85.48項に属する。</p> <p>3 ~ 5 (省 略)</p>					<p>42.04項、84.85項の改正に伴い、部注を整合したものの。</p>

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(e) 第85.08項の真空式掃除機</p> <p>(f) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</p> <p>(g) (省 略)</p> <p>2 第84.01項から第84.24項までに又は第84.86項に該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3及びこの類の注9の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項まで又は第84.86項の該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p>また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機(第84.43項参照)を含まない。</p> <p>3、4 (省 略)</p> <p>5 (A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。</p> <p>() 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</p> <p>() 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</p> <p>() 使用者が特定する算術計算を実行すること。</p> <p>() 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。</p> <p>(削 除)</p>					<p>第84類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ~ (d) (省 略)</p> <p>(新 規)</p> <p>(e) 第85.09項の家庭用電気機器及び第85.25項のデジタルカメラ</p> <p>(f) (省 略)</p> <p>2 第84.01項から第84.24項までに該当する機械類で同時に第84.25項から第84.80項までのいずれかの項に該当するものは、この部の注3の規定によりその所屬が決定される場合を除くほか、第84.01項から第84.24項までの該当する項に属する。ただし、第84.19項には、次の物品を含まない。</p> <p>(省 略)</p> <p>また、第84.24項には、インクジェット方式の印刷機(第84.43項及び第84.71項参照)を含まない。</p> <p>3、4 (省 略)</p> <p>5 (A) 第84.71項において「自動データ処理機械」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) 次の能力を有するデジタル式機械</p> <p>(1) 処理用プログラム及びその実行に直接必要なデータを記憶すること。</p> <p>(2) 使用者の必要に応じて異なるプログラムを受け入れることができること。</p> <p>(3) 使用者が特定する算術計算を実行すること。</p> <p>(4) 人の介入なしに、処理用プログラム(処理の進行中において論理判断によりその実行の変更を命令するもの)を実行すること。</p> <p>(b) アナログ式機械(計算式を模擬したモデルを作ることができる機械で少なくともアナログ要素、制御要素及びプログラム要素を有するもの)</p>					<p>時代遅れであるアナログ式・ハイブリッド式のデータ処理機械に関する記載が削除された。これに伴い、自動データ処理機械の定義(注5)が整理され、自動データ処理機械を構成するユニットで、単独で提示される物品についての規定(新注5(D))が追加された。また、真空式掃除機の除外(新注1(e))及び半導体製造装置(新設84.86項)に関する規定(新注9)が追加された。</p>

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<p>(削 除)</p> <p>(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。</p> <p>(C) (D)及び(E)の規定に従うことを条件として、<u>ユニットは、次の要件を満たす場合には、自動データ処理システムの一部とみなす。</u> <u>()自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u> <u>()中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u> <u>()当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u> 自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。</p> <p>また、(C)()及び(C)()の要件を満たすキーボード、X - Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。</p> <p>(D) <u>5(C)の条件を満たす場合であつても、第84.71項には、単独で提示する場合には、次の物品を含まない。</u> <u>()プリンター、複写機及びファクシミリ(結合してあるかないかを問わない。)</u> <u>()音声、画像その他のデータを送受信するための機器(有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))において通信するための機器を含む。)</u> <u>()拡声器及びマイクロホン</u> <u>()テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー</u> <u>()モニター及びプロジェクター(テレビジョン受像機を除く。)</u></p> <p>(E) <u>自動データ処理機械を自蔵する機械及び自動データ処理機械と連係して作動する機械で、データ処理以外の特定の機能を有するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。</u> この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</p>					<p>(c) <u>ハイブリッド式機械(デジタル式機械でアナログ要素を有するもの及びアナログ式機械でデジタル要素を有するもの)</u></p> <p>(B) 自動データ処理機械は、異なるユニットによりシステムを構成するものであるかないかを問わない。(E)の規定に従うことを条件として、<u>ユニットは、次の要件を満たす場合には、当該システムの一部とみなす。</u></p> <p>(a) <u>自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のものであること。</u></p> <p>(b) <u>中央処理装置に直接又は一以上の他のユニットを介して接続することができること。</u></p> <p>(c) <u>当該システムにおいて使用する形式の符号又は信号によるデータを受け入れ又は送り出すことができること。</u></p> <p>(C) <u>自動データ処理機械を構成するユニットは、単独で提示する場合にも、第84.71項に属する。</u></p> <p>(D) (B)(b)及び(B)(c)の要件を満たすプリンター、キーボード、X - Y座標入力装置及びディスク記憶装置は、自動データ処理機械を構成するユニットとして第84.71項に属する。 (新 規)</p> <p>(E) <u>データ処理以外の特定の機能を有する機械で、自動データ処理機械を自蔵するもの及び自動データ処理機械と連係して作動するものは、当該特定の機能に基づいてその所属を決定する。</u> この場合において、該当する項がない場合には、その他のものの項に属する。</p>					

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
6～8（省 略）					6～8（省 略）						
<p>9 (A) 第85類の注8(a)及び8(b)は、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」及び「集積回路」についても適用する。ただし、この注及び第84.86項の「半導体デバイス」には、光電性半導体デバイス及び発光ダイオードを含む。</p> <p>(B) この注及び第84.86項の、「フラットパネルディスプレイの製造」には、絶縁基板のフラットパネルへの組立てを含み、ガラスの製造又は印刷回路基板その他の電子部品のフラットパネル上への組立ては含まない。「フラットパネルディスプレイ」は、陰極線管技術を含まない。</p> <p>(C) 第84.86項は、専ら又は主として次に使用する機器を含む。</p> <p>()マスク又はレチクルの製造又は修理</p> <p>()半導体デバイス又は集積回路の組立て</p> <p>()ボール（boule）、ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの持上げ、荷扱い、積込み又は荷卸し</p> <p>(D) 第16部の注1及び第84類の注1のものを除くほか、第84.86項に該当する機器は、この項に属するものとし、この表の他の項には属しない。</p>					(新 規)						

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） （省略） 家庭用冷蔵庫 （省略） （削除）					84.18 冷蔵庫、冷凍庫その他の冷蔵用又は冷凍用の機器（電気式であるかないかを問わない。）及びヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。） （省略） 家庭用冷蔵庫 （省略）					貿易量僅少。	
8418.22 吸収式のもの（電気式のものに限る。）					8418.22 吸収式のもの（電気式のものに限る。）	無税	無税				
8418.29 その他のもの （省略）	無税	無税			8418.29 その他のもの （省略）	無税	無税			貯蔵及び展示用のその他の備付品で、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものについて、HS品目表の英仏語の整合をとったもの。 物品の移動はない。	
8418.50 貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類するもので、冷蔵用又は冷凍用の機器を自蔵するものに限る。） その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	無税	無税			8418.50 貯蔵及び展示用のその他の備付品（チェスト、キャビネット、展示用のカウンター、ショーケースその他これらに類する備付品（冷蔵又は冷凍の機能を有するものに限る。） その他の冷蔵用又は冷凍用の機器及びヒートポンプ	無税	無税				
8418.61 ヒートポンプ（第84.15項のエアコンディショナーを除く。）	無税	無税			8418.61 圧縮式のもの（凝縮器が熱交換器であるものに限る。）	無税	無税				ヒートポンプかその他のものかで分類を見直し、改正したもの。
8418.69 その他のもの - 冷蔵庫及び冷凍庫 - アイスクリームフリーザー及び製氷機	無税		無税		8418.69 その他のもの - 冷蔵庫及び冷凍庫 - アイスクリームフリーザー及び製氷機	無税		無税	無税		

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
- その他のもの					- その他のもの						
- 冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が100キログラム以下のものに限る。）		無税			- 冷蔵用又は冷凍用の機器（重量が100キログラム以下のものに限る。）		無税				
- その他のもの （省略）		無税			- その他のもの （省略）		無税				
84.25 プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ					84.25 プーリータックル、ホイスト（スキップホイストを除く。）、ウインチ、キャプスタン及びジャッキ						貿易量僅少。
（省略）					（省略）						
（削除）					8425.20 <u>ウインチ（地下で使用するために特に設計したものに限る。）及び坑口巻上装置</u>	無税	無税				
その他のウインチ及びキャプスタン					その他のウインチ及びキャプスタン						
8425.31 電動機により作動するもの	無税	無税			8425.31 電動機により作動するもの	無税	無税				
8425.39 その他のもの （省略）	無税	無税			8425.39 その他のもの （省略）	無税	無税				
84.28 その他の持ち上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）					84.28 その他の持ち上げ用、荷扱い用、積み込み用又は荷卸し用の機械（例えば、昇降機、エスカレーター、コンベヤ及びロープウェー）						貿易量僅少。
（省略）					（省略）						
（削除）					8428.50 <u>鉱山用貨車押し機、機関車又は貨車の運車台、貨車傾転装置その他これらに類する鉄道貨車取扱機器</u>	無税	無税				
（省略）					（省略）						
8428.90 その他の機械	無税	無税			8428.90 その他の機械	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
84.42 ブレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。） 、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン (削 除) (削 除)					84.42 <u>活字鑄造用又は植字用の機器及びブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器（第84.56項から第84.65項までの加工機械を除く。）</u> 、 <u>活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u> 8442.10 <u>写真植字機</u> 8442.20 <u>その他の植字用機器（活字鑄造用装置を有するか有しないかを問わない。）</u>						時代遅れの技術を見直して、改正したもの。これに伴い、8442.30号「その他の機器」を「印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器」とした。
8442.30 <u>印刷用コンポーネントの調製用又は製造用の機器</u>	無税	無税			8442.30 <u>その他の機器</u>	無税	無税				
8442.40 第8442.30号の機器の部分品	無税	無税			8442.40 <u>第8442.10号、第8442.20号又は第8442.30号の機器の部分品</u>	無税	無税				
8442.50 ブレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたプレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン	無税	無税			8442.50 <u>活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネント並びに印刷用に平削りし、砂目にし、研磨し又はその他の調製をしたブロック、プレート、シリンダー及びリソグラフィックストーン</u>	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
84.43 印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）、 <u>その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品</u> 印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの）					84.43 印刷機（第84.42項の活字、ブロック、プレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するもの） <u>及びインクジェット方式の印刷機（第84.71項の物品を除く。）並びに印刷用補助機械</u> オフセット印刷機						印刷を主体とした出力機器の統合による改正。 現行の、印刷機（84.43項）、自動データ処理機械のプリンター（8471.60号）、ファクシミリ（8517.21号）及び光学式複写機（90.09項）が統合された。 また、現在各国で分類が分かれているデジタルコピーを含めた、デジタル複合機も含まれることとなった。
8443.11 オフセット印刷機（巻紙式のものに限る。）	無税	無税			8443.11 巻紙式のもの	無税	無税				
8443.12 オフセット印刷機（枚葉式で事務所用のものに限るとし、広げた状態でシートの一方が22センチメートル以下、他方が36センチメートル以下のもの）	無税	無税			8443.12 枚葉式で事務所用のもの（シートサイズが縦22センチメートル、横36センチメートル以下のものに限る。）	無税	無税				
8443.13 その他のオフセット印刷機	無税	無税			（新 規）						
8443.14 凸版印刷機（巻紙式のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	無税	無税			（新 規）						
8443.15 凸版印刷機（巻紙式以外のものに限るものとし、フレキソ印刷機を除く。）	無税	無税			（新 規）						
8443.16 フレキソ印刷機	無税	無税			（新 規）						
8443.17 グラビア印刷機	無税	無税			（新 規）						
8443.19 その他のもの （削 除）	無税	無税			8443.19 その他のもの - 自動枚葉式のもの - その他のもの 凸版印刷機（フレキソ印刷機を除く。）	無税	無税	無税	無税		
					8443.21 巻紙式のもの	無税	無税				
					8443.29 その他のもの	無税	無税				
					8443.30 フレキソ印刷機	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）					(新 規)						
8443.31	印刷、複写又はファクシミリ送信のうち2以上の機能を有する機械（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	無税	無税								
8443.32	その他のもの（自動データ処理機械又はネットワークに接続することができるものに限る。）	無税	無税								
8443.39	その他のもの	無税	無税								
	(削 除)				8443.40	グラビア印刷機	無税	無税			
	(削 除)					その他の印刷機					
					8443.51	インクジェット方式の印刷機	無税	無税			
					8443.59	その他のもの	無税	無税			
	(削 除)				8443.60	印刷用補助機械	無税	無税			
	部分品及び附属品				8443.90	部分品	無税	無税			
8443.91	印刷機の部分品及び附属品（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポーネントにより印刷に使用するものに限る。）	無税	無税								
8443.99	その他のもの	無税	無税								

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
84.48 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機 械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止 装置及びシャトル交換機）並びに第84.44 項からこの項までの機械に専ら又は主として 使用する部分品及び附属品（例えば、スピ ンドル、スピンドルフライヤー、針布、コー ム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフ レーム及びメリヤス針） （省 略） 織機又はその補助機械の部分品及び附属品 （削 除） （省 略）					84.48 第84.44項から第84.47項までの機械の補助機 械（例えば、ドビー、ジャカード、自動停止 装置及びシャトル交換機）並びに第84.44 項からこの項までの機械に専ら又は主として 使用する部分品及び附属品（例えば、スピ ンドル、スピンドルフライヤー、針布、コー ム、紡糸口金、シャトル、ヘルド、ヘルドフ レーム及びメリヤス針） （省 略） 織機又はその補助機械の部分品及び附属品 8448.41 シャトル （省 略）					貿易量僅少。
8448.49 その他のもの （省 略）	無税	無税			8448.49 その他のもの （省 略）	無税	無税			
84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電 、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビ ーム又はプラズマアークを使用して材料を取り 除くことにより加工する機械 （省 略）					84.56 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電 、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビ ーム又はプラズマアークを使用して材料を取り 除くことにより加工する機械 （省 略）					半導体製造装置（84.56項）の新設に伴う改正。
8456.90 その他のもの （削 除） （削 除）	無税	無税			その他のもの 8456.91 半導体材料上にパターンをドライエッチ ングする機械 8456.99 その他のもの	無税	無税			

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
84.69 8469.00 タイプライター（第84.43項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ （削除） （削除） （削除）	無税	無税				84.69 タイプライター（第84.71項のプリンターを除く。）及びワードプロセッサ <u>自動タイプライター及びワードプロセッサ</u> 8469.11 ワードプロセッサ 8469.12 自動タイプライター 8469.20 その他のタイプライター（電動式のものに限る。） 8469.30 その他のタイプライター（電動式のものを除く。）	無税	無税				貿易量僅少。
84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機 （省略） （削除） （省略） 8470.90 その他のもの	無税	無税				84.70 計算機並びにデータを記録し、再生し、及び表示するポケットサイズの機械（計算機能を有するものに限る。）並びに会計機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械並びに金銭登録機 （省略） 8470.40 会計機 （省略） 8470.90 その他のもの	無税	無税				貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） （ 削 除 ）					84.71 自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械（他の項に該当するものを除く。） 8471.10 アナログ式又はハイブリッド式の自動データ処理機械	無税	無税				時代遅れの技術を見直した改正で、アナログ方式及びハイブリッド方式が、デジタル方式に取って代わられている現状を踏まえ、「デジタル」という表現も削除された。
8471.30 携帯用の自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。） その他の自動データ処理機械	無税	無税			8471.30 携帯用のデジタル式自動データ処理機械（重量が10キログラム以下で、少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。） その他のデジタル式自動データ処理機械	無税	無税				
8471.41 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）	無税	無税			8471.41 少なくとも中央処理装置、入力装置及び出力装置を同一のハウジングに収納しているもの（入力装置と出力装置とが一体となっているかいないかを問わない。）	無税	無税				
8471.49 その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）	無税	無税			8471.49 その他のもの（システムの形態で提示するものに限る。）	無税	無税				
8471.50 処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。） （ 省 略 ）	無税	無税			8471.50 デジタル式処理装置（第8471.41号及び第8471.49号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち又は二の装置を同一のハウジングに収納しているかいないかを問わない。） （ 省 略 ）	無税	無税				

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3		
84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装机、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機） （省略） （削除） （省略）					84.72 その他の事務用機器（例えば、謄写機、あて名印刷機、自動紙幣支払機、硬貨分類機、硬貨計数機、硬貨包装机、鉛筆削り機、穴あけ機及びステープル打ち機） （省略）					貿易量僅少。 半導体製造装置及びフラットパネルディスプレイ製造装置の国際貿易量は非常に大きく、単独の項とする必要があるとして改正したもの。	
8472.90 その他のもの	無税	無税			8472.90 その他のもの （新規）	無税	無税				
84.86 半導体ボール、半導体ウエハー、半導体デバイス、集積回路又はフラットパネルディスプレイの製造に専ら又は主として使用する機器、第84類の注9(C)の機器並びに部分品及び附属品											
8486.10 半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器	無税	無税									
8486.20 半導体デバイス又は集積回路製造用の機器	無税	無税									
8486.30 フラットパネルディスプレイ製造用の機器	無税	無税									
8486.40 第84類の注9(C)の機器	無税	無税									
8486.90 部分品及び附属品	無税	無税									
84.87 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）					84.85 機械類の部分品（接続子、絶縁体、コイル、接触子その他の電気用物品を有するもの及びこの類の他の項に該当するものを除く。）						半導体製造装置(84.86項)の新設に伴う項のリナバー。物品の移動はない。
8487.10 船舶のプロペラ及びその羽根	無税	無税			8485.10 船舶のプロペラ及びその羽根	無税	無税				
8487.90 その他のもの	無税	無税			8485.90 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(b) (省略) (c) 第84.86項の機器 (d) 内科用、外科用、歯科用又は獣医科用使用する種類の真空装置(第90類参照) (e) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。) (b) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>4 第85.23項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) 「不揮発性半導体記憶装置」(例えば、「フラッシュメモリーカード」又は「フラッシュ電子記憶カード」)は、接続用ソケットを備え、同一ハウジングの中に、印刷回路基板上に集積回路の形で搭載している1以上のフラッシュメモリー(例えば、「FLASH E²PROM」)を有している。これらは、集積回路の形状をしたコントローラー及び個別の受動素子(例えば、コンデンサー、抵抗器)を取り付けたものを含む。 (b) 「スマートカード」とは、内部にチップ状の集積回路(マイクロプロセッサ、ランダムアクセスメモリー(RAM)、又はリードオンリメモリー(ROM))を1個以上埋め込んだものをいう。これらのカードは、接触子、磁気ストリップ又はアンテナを取り付けたものを含むものとし、その他の能動又は受動回路素子を有するものを含まない。</p>					<p>第85類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注 1 この類には、次の物品を含まない。 (a)～(b) (省略) (新規) (新規)</p> <p>(c) (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 第85.09項には、通常家庭で使用する種類の次の電気機械式機器のみを含む。 (a) 真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)、床磨き機、食物用グラインダー、食物用ミキサー及び果汁又は野菜ジュースの搾り機(重量を問わない。) (b) (省略)</p> <p>(省略)</p> <p>(新規)</p>					<p>時代遅れの技術である超小型組立についての規定(注5(c))及び機器と共に提示されるメディアについての規定(注6)を削除した。 また、半導体製造装置及び医療用真空装置の除外(注1)、半導体メモリー及びスマートカードの規定(新注4)、光ファイバー用接続子の規定(新注6)、遠隔操作用赤外線装置の規定(新注7)及びマルチチップ集積回路についての規定が追加された。</p>

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<p>5 (省 略)</p> <p>6 第85.36項において、「光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバークーブル用の接続子」とは、デジタル回線システムにおいて、光ファイバーの端と端を単に機械的に接合させる接続子をいう。これらは、その他の機能(例えば、信号の増幅、再生又は変調)を有しない。</p> <p>7 第85.37項は、テレビジョン受像機その他の電気機器の遠隔操作作用のコードレス赤外線装置を含まない(第85.43項参照)。</p> <p>8 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (a) (省 略) (b) 「集積回路」とは、次の物品をいう。</p> <p>() モノリシック集積回路(半導体材料又は化合物半導体材料(例えば、ドーブ処理したけい素、ガリウム-ヒ素、シリコン-ゲルマニウム、インジウム-リン等)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、インダクター等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)</p> <p>() ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、インダクター等)と能動素子(半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等)とを相互接続子又は接続ケーブルによつて実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。</p> <p>() マルチチップ集積回路(2以上の相互に接続したモノリシック集積回路が、実用上不可分の状態に組み合わされた回路。絶縁基板が1以上であるかないか、また、リードフレームがあるかないかを問わないものとし、その他の能動又は受動回路素子を含まない。)</p>					<p>4 (省 略)</p> <p>(新 規)</p> <p>(新 規)</p> <p>5 第85.41項及び第85.42項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (A) (省 略) (B) 「集積回路及び超小形組立」とは、次の物品をいう。</p> <p>(a) モノリシック集積回路(半導体材料(例えば、ドーブ処理したけい素)の基本的には内部に又は当該材料の表面に、回路素子(ダイオード、トランジスター、抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)を生成させ、かつ、不可分の状態にした回路)</p> <p>(b) ハイブリッド集積回路(単一の絶縁基板(ガラス製のもの、陶磁製のもの等)上に、受動素子(薄膜技術又は厚膜技術によつて作られた抵抗器、コンデンサー、相互接続子等)と能動素子(半導体技術によつて作られたダイオード、トランジスター、モノリシック集積回路等)とを実用上不可分の状態に組み合わせた回路)。この回路には、個別部品を取り付けたものを含む。</p> <p>(新 規)</p>					

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定	
<p>(削 除)</p> <p>この注8の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、<u>第85.23項を除き</u>、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>(削 除)</p> <p>9 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</p> <p>(削 除)</p>					<p>(c) <u>超小形組立（個別の能動部品のみを相互に又は個別の能動部品と受動部品とを組み合わせ、かつ、相互に接続したもので、モジュールドモジュール型、マイクロモジュール型その他これらに類する種類のもの）</u></p> <p>この注5の物品の所属の決定に当たっては、第85.41項及び第85.42項は、当該物品が特にその機能からみて属するとみられるこの表の他のいずれの項にも優先する。</p> <p>6 <u>第85.23項又は第85.24項のレコード、テープその他の媒体は、これらの物品を使用する機器とともに提示するときは、当該各項に属する。</u></p> <p><u>この注は、当該媒体がこれらの物品を使用する機器以外の物品とともに提示されるときは、適用しない。</u></p> <p>7 (省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 第8519.92号及び第8527.12号には、高さ、幅及び奥行の寸法が170ミリメートル、100ミリメートル及び45ミリメートル以下のカセットプレーヤー（増幅器を自蔵するもので、拡声器を組み込まず、かつ、外部電源によらずに作動するものに限る。）のみを含む。</p> <p>2 <u>第8542.10号において「スマートカード」とは、チップ状の集積回路（マイクロプロセッサ）を1個埋め込んだもの（磁気ストライプを有するか有しないかを問わない。）をいう。</u></p>					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
85.05 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略) (削除)						85.05 電磁石、永久磁石、永久磁石用の物品で磁化してないもの並びに電磁式又は永久磁石式のチャック、クランプその他これらに類する保持具並びに電磁式のカップリング、クラッチ、ブレーキ及びリフティングヘッド (省略)						貿易量僅少。
8505.90 その他のもの(部分品を含む。)	無税	無税			8505.30 電磁式のリフティングヘッド	無税	無税					
8505.90 その他のもの(部分品を含む。)	無税	無税			8505.90 その他のもの(部分品を含む。)	無税	無税					
85.08 真空式掃除機 電動装置を自蔵するもの					(新規)							新設項。 現行、真空式掃除機は家庭用(85.09項)と業務用(84.79項)に区分されているが、区別する必要はないとする提案が認められ、改正されたもの。
8508.11 出力が1,500ワット以下のもの(ダストバッグ又はその他の容器(20リットル以下のもの)を有するものに限る。)	無税	無税										
8508.19 その他のもの	無税	無税										
8508.60 その他のもの	無税	無税										
8508.70 部分品	無税	無税										
85.09 家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限るものとし、第85.08項の真空式掃除機を除く。) (削除)					85.09 家庭用電気機器(電動装置を自蔵するものに限る。)							
					8509.10 真空式掃除機(ドライアンドウェット式のものを含む。)	無税	無税					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
(削除)					8509.20 床磨き機	無税	無税			貿易量僅少。
(削除)					8509.30 台所用ディスプレイ	無税	無税			
(省略)					(省略)	無税	無税			
8509.80 その他の機器	無税	無税			8509.80 その他の機器		無税			
(省略)					(省略)					
85.17 電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）及びその他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）（第84.43項、第85.25項、第85.27項及び第85.28項の送受信機器を除く。）					85.17 有線電話用又は有線電信用の電気機器（コードレス送受信器付きの有線電話機及びアナログ式又はデジタル式の有線通信機器を含む。）及びビデオホン					コミュニケーション機器の統合により改正したものの。 現行の、有線通信機器（85.17項）、無線電話用・無線電信用の送受信機器（85.27項）は、有線・無線、アナログ・デジタルを問わずこの項に分類される。 また、ファクシミリは印刷機能を主とした機器として新84.43項へ移動。
電話機（携帯回線網用その他の無線回線網用の電話を含む。）					電話機及びビデオホン					
(省略)					(省略)					
8517.12 携帯回線網用その他の無線回線網用の電話	無税	無税			(新規)					
8517.18 その他のもの	無税	無税			8517.19 その他のもの	無税	無税			
(削除)					ファクシミリ及びテレプリンター					
(削除)					8517.21 ファクシミリ	無税	無税			
(削除)					8517.22 テレプリンター	無税	無税			
(削除)					8517.30 電話用又は電信用の交換機	無税	無税			
その他の機器（音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網（例えば、ローカルエリアネットワーク（LAN）又はワイドエリアネットワーク（WAN））用の通信機器を含む。）					8517.50 その他のアナログ式又はデジタル式の有線通信機器	無税	無税			
					(新規)					

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
8517.61 基地局	無税	無税									
8517.62 音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械（スイッチング機器及びルーティング機器を含む。）	無税	無税									
8517.69 その他のもの (削除)	無税	無税			8517.80 その他の機器	無税	無税				
8517.70 部分品	無税	無税			8517.90 部分品	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
85.19 <u>音声の記録用又は再生用の機器</u> (削 除)					85.19 <u>レコードデッキ、レコードプレーヤー、カセットプレーヤーその他の音声再生機（録音装置を自蔵するものを除く。）</u>						音声の記録用又は再生用の機器の統合により改正したものの。85.20項は、新85.19項に統合。 貿易量僅少。
8519.20 <u>硬貨、銀行券、バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動する機器</u> (削 除) (削 除)	無税	無税			8519.10 <u>硬貨又はディスクを挿入することにより作動するレコードプレーヤー</u> <u>その他のレコードプレーヤー</u>	無税	無税				
8519.30 <u>レコードデッキ</u> (削 除) (削 除) (削 除)	無税	無税			8519.21 <u>拡声器を有しないもの</u> 8519.29 <u>その他のもの</u> <u>レコードデッキ</u>	無税	無税				
8519.50 <u>留守番電話装置</u> <u>その他の機器</u>	無税	無税			8519.31 <u>自動レコード交換機構を有するもの</u> 8519.39 <u>その他のもの</u> 8519.40 <u>トランスクライビングマシン</u> (新 規) (新 規)	無税	無税				
8519.81 <u>磁気媒体、光学媒体又は半導体媒体を使用するもの</u>	無税	無税									
8519.89 <u>その他のもの</u> (削 除)	無税	無税			<u>その他の音声再生機</u> 8519.92 <u>ポケットサイズのカセットプレーヤー</u> 8519.93 <u>その他のもの（カセット式のものに限る。）</u> 8519.99 <u>その他のもの</u>	無税	無税				

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
(削除)						85.20 磁気式テープレコーダーその他の録音機（音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。）						音声の記録用又は再生用の機器の統合により改正したもの。85.20項は、新85.19項に統合。
						8520.10 ディクテーティングマシン（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税	無税				
						8520.20 留守番電話装置 その他の磁気式テープレコーダー（音声再生装置を自蔵するものに限る。）	無税	無税				
						8520.32 デジタルオーディオ式のもの	無税	無税				
						8520.33 その他のもの（カセット式のものに限る。）	無税	無税				
						8520.39 その他のもの	無税	無税				
						8520.90 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
85.23 ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第37類の物品は除く。） (削 除)												メディア（現行の85.23項と85.24項）の統合による改正。85.24項は、85.23項に統合。
磁気媒体					85.23 録音その他これに類する記録用の媒体（記録していないものに限るものとし、第37類の物品を除く。） 磁気テープ							
8523.21 カード（磁気ストライプを有するもの）	無税	無税			8523.11 幅が4ミリメートル以下のもの	無税	無税					
8523.29 その他のもの (削 除)	無税	無税			8523.12 幅が4ミリメートルを超え6.5ミリメートル以下のもの	無税	無税					
8523.40 光学媒体	無税	無税			8523.13 幅が6.5ミリメートルを超えるもの	無税	無税					
半導体媒体					8523.20 磁気ディスク (新 規)	無税	無税					
8523.51 不揮発性半導体記憶装置	無税	無税			(新 規)							
8523.52 スマートカード	無税	無税			8523.30 磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。） (新 規)	無税	無税					
8523.59 その他のもの	無税	無税			(新 規)							
8523.80 その他のもの	無税	無税			8523.90 その他のもの	無税	無税					

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(削 除)					85.24 レコード、テープその他の記録用の媒体（録音その他これに類する記録をしたもの（レコード製造用の原盤及びマスターを含む。）に限るものとし、第37類の物品を除く。）						メディア（現行の85.23項と85.24項）の統合による改正。85.24項は、85.23項に統合。
					8524.10 蓄音機用レコード	無税					
					- 回転数が1分間につき40回以下のもので、直径が20センチメートルを超えるもの		無税				
					- その他のもの		無税				
					レーザー読み出しシステム用のディスク						
					8524.31 音声及び画像以外の記録の再生用のもの	無税	無税				
					8524.32 音声のみの再生用のもの	無税	無税				
					8524.39 その他のもの	無税	無税				
					8524.40 音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ	無税	無税				
					その他の磁気テープ						
					8524.51 幅が4ミリメートル以下のもの	無税	無税				
					8524.52 幅が4ミリメートルを超え6.5ミリメートル以下のもの	無税	無税				
					8524.53 幅が6.5ミリメートルを超えるもの	無税	無税				
					8524.60 磁気カード（磁気ストライプを組み込んだものに限る。）	無税	無税				
					その他のもの						
					8524.91 音声及び画像以外の記録の再生用のもの	無税	無税				
					8524.99 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
85.25 ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器 (受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー						85.25 無線電話用、無線電信用、ラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器(受信機器、録音装置又は音声再生装置を自蔵するかしないかを問わない。)、テレビジョンカメラ、ステルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ						コミュニケーション機器の統合に伴い、現行85.25項の無線電話用又は無線電信用の送受信機器が、新85.17項へ移動。また、ステルビデオカメラの語彙は、現況を正確に反映していないとして、デジタルカメラという語彙に統合。
8525.50 送信機器	無税	無税			8525.10 送信機器	無税	無税					
8525.60 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) (削除) (削除)	無税	無税			8525.20 送信機器(受信機器を自蔵するものに限る。) 8525.30 テレビジョンカメラ	無税	無税					
8525.80 テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー	無税	無税			8525.40 ステルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ (新規)	無税	無税					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
85.27 ラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて音声の記録用若しくは再生用の機器又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（外部電源によらずに作動するものに限る。） （省略）					85.27 無線電話用、無線電信用又はラジオ放送用の受信機器（同一のハウジングにおいて録音装置、音声再生装置又は時計と結合してあるかないかを問わない。） ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信用も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらずに作動するものに限る。） （省略）					コミュニケーション機器の統合に伴い、現行85.27項の無線電話用又は無線電信用の受信機器が、新85.17項へ移動。
8527.13 その他の機器（音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものに限る。） （省略） 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税	無税			8527.13 その他の機器（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものに限る。） （省略） 自動車に使用する種類のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信用も受信することができるものを含むものとし、外部電源によらなければ作動しないものに限る。）	無税	無税			
8527.21 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの （省略） （削除）	無税	無税			8527.21 録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの （省略） その他のラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信用も受信することができるものを含む。）	無税	無税			
					8527.31 録音装置又は音声再生装置と結合してあるもの	無税	無税			
					8527.32 時計と結合してあるもの（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものを除く。）	無税	無税			
					8527.39 その他のもの	無税	無税			

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特恵		法別表 3	基本	協定	暫定		特恵
その他のもの						8527.90 その他の機器	無税	無税			
8527.91 音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるもの	無税	無税				(新 規)					
8527.92 時計と結合してあるもの(音声の記録用又は再生用の機器と結合してあるものを除く。)	無税	無税				(新 規)					
8527.99 その他のもの	無税	無税				(新 規)					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
8528.49	その他のもの	無税	無税									
	その他のモニター					(新 規)						
8528.51	第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税	無税									
8528.59	その他のもの	無税	無税									
	プロジェクター					(新 規)						
8528.61	第84.71項の自動データ処理システムに専ら又は主として使用する種類のもの	無税	無税									
8528.69	その他のもの	無税	無税									
	テレビジョン受像機器(ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。)					(新 規)						
8528.71	ビデオディスプレイ又はスクリーンを自蔵するよう設計されていないもの	無税	無税									
8528.72	その他のもの(カラーのものに限る。)	無税	無税									
8528.73	その他のもの(白黒その他のモノクロームのものに限る。)	無税	無税									
	(省 略)					(省 略)						
85.29	第82.25項から第82.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品					85.29 第82.25項から第82.28項までの機器に専ら又は主として使用する部分品						
	(省 略)					(省 略)						
8529.90	その他のもの	無税	無税			8529.90 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
85.35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。) (省 略)					85.35 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、ヒューズ、避雷器、電圧リミッター、サージ抑制器、プラグ及び接続箱。使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。) (省 略)						光ファイバー用の接続子は、単に光ファイバー同士を接続しているだけで増幅等の機能はなく、光ファイバーの流通から見ても重要な物品であることから、電気機器の装置の1つとして現行の電気回路用機器に含まれるものであることを明確にすべき、との提案を受けた85.36項の改正と併せ、85.35項を整合させたもの。 物品の移動はない。
85.36 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子 (省 略)					85.36 電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器 (例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダー及び接続箱。使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。) (省 略)						光ファイバー用の接続子は、単に光ファイバー同士を接続しているだけで増幅等の機能はなく、光ファイバーの流通から見ても重要な物品であることから、電気機器の装置の1つとして現行の電気回路用機器に含まれるものであることを明確にすべきとの提案を受け改正したもの。
8536.70 光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子 1 プラスチック製のもの 2 その他のもの (省 略)	5.8%	3.9%		無税	(新 規)						
	無税	無税			(省 略)						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
85.42 集積回路						85.42 集積回路及び超小形組立					時代遅れの技術であるため、削除。 市場では既にチップが複数のものがあり、外見では判別が困難で、販売も製法ベースではなく機能ベースであることから、現状を踏まえ、改正をおこなったもの。
(削 除)						8542.10 集積回路を自蔵するカード(スマートカード)	無税	無税			
(削 除)						モノリシック集積回路					
集積回路						8542.21 デジタル式のもの	無税	無税			
8542.31 プロセッサ及びコントローラ(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかわからない。)	無税	無税				8542.29 その他のもの	無税	無税			
8542.32 記憶素子	無税	無税				(新 規)					
8542.33 増幅器	無税	無税				8542.60 ハイブリッド集積回路	無税	無税			
8542.39 その他のもの	無税	無税				8542.70 超小形組立	無税	無税			
(削 除)						(省 略)					
(削 除)											
(省 略)											

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）						85.43 電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）					8543.11号、8543.19号： 半導体製造装置(84.86項)の新設に伴い移動。
8543.10 粒子加速器	無税	無税				粒子加速器					
(削除)						8543.11 半導体材料にイオン注入(ドーピング)するもの	無税	無税			
(削除)						8543.19 その他のもの	無税	無税			
(省略)						(省略)					
(削除)						8543.40 エレクトリックフェンスエナジャイザー	無税	無税			
8543.70 その他の機器	無税	無税				(新規)					貿易量僅少。
(削除)						その他の機器					
						8543.81 プロキシミティカード及びプロキシミティタグ	無税	無税			
						8543.89 その他のもの	無税	無税			
8543.90 部分品	無税	無税				8543.90 部分品	無税	無税			8543.81号、8543.89号： 85.23項と85.24項の統合に伴い移動。

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
85.44 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） （省略） その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）					85.44 電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバークーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。） （省略） その他の電気導体（使用電圧が80ボルト以下のものに限る。）					現行では、80Vを分類の1つの区分としているが、現在80Vという値は一般的な値ではなく、現状を反映した改正としたもの。
8544.42 接続子を取り付けてあるもの - 通信用のもの - その他のもの	5.8%			無税	8544.41 接続子を取り付けてあるもの - 通信用のもの - その他のもの	5.8%			無税	
8544.49 その他のもの - 通信用のもの（使用電圧が80ボルト以下のものに限る。） - その他のもの （削除）	5.8%			無税	8544.49 その他のもの - 通信用のもの - その他のもの その他の電気導体（使用電圧が80ボルトを超え1,000ボルト以下のものに限る。）	5.8%			無税	
					8544.51 接続子を取り付けてあるもの - 通信用のもの - その他のもの	5.8%			無税	
					8544.59 その他のもの （省略）	5.8%	4.8%		無税	

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2～5 (省 略)					第17部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品 注 1 この部には、第95.01項、第95.03項又は第95.08項の物品及び第95.06項のボブスレー、トボガンその他これらに類する物品を含まない。 2～5 (省 略)						95.01項(車輪付がん具及び人形用乳母車)の削除に伴い整合させたもの。
86.06 鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のものを除く。) (省 略) (削 除) 8606.30 荷卸機構付きの貨車(第8606.10号のものを除く。) その他のもの 8606.91 有がい車 (省 略)					86.06 鉄道用又は軌道用の貨車(自走式のものを除く。) (省 略) 8606.20 断熱車、冷蔵車及び冷凍車(第8606.10号のものを除く。) 8606.30 荷卸機構付きの貨車(第8606.10号又は第8606.20号のものを除く。) その他のもの 8606.91 有がい車 (省 略)	無税	無税				貿易量僅少。

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 注 1～3（省略） 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第95.03項に属する。					第87類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品 注 1～3（省略） 4 第87.12項には、すべての幼児用自転車を含む。その他の幼児用乗物は、第95.01項に属する。						項の改正（95.01項 95.03項への統合）に伴い整合させたもの。
87.08 部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。） （省略）					87.08 部分品及び附属品（第87.01項から第87.05項までの自動車のものに限る。） （省略）						87.08項そのものが車両の部分品・附属品の項であるにもかかわらず、項の中で、部分品・附属品の「部分品」が特定されず、「その他」に分類されていることは、統計の明確さの観点から適切ではないとして改正されたもの。 また、現状を踏まえ、安全エアバッグが特掲された。
8708.30 ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品 （削除） （削除）	無税	無税			ブレーキ及びサーボブレーキ並びにこれらの部分品 8708.31 ブレーキライニング（取り付けたものに限る。） 8708.39 その他のもの	無税	無税				
8708.40 ギヤボックス及びその部分品	無税	無税			8708.40 ギヤボックス	無税	無税				
8708.50 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。）及び非駆動軸並びにこれらの部分品 （削除） （省略）	無税	無税			8708.50 駆動軸（差動装置を有するものに限るものとし、伝動装置のその他の構成部品を有するか有しないかを問わない。） 8708.60 非駆動軸及びその部分品 （省略）	無税	無税				
8708.80 懸架装置及びその部分品（ショックアブソーバーを含む。） その他の部分品及び附属品	無税	無税			8708.80 懸架装置用ショックアブソーバー その他の部分品及び附属品	無税	無税				
8708.91 ラジエーター及びその部分品	無税	無税			8708.91 ラジエーター	無税	無税				
8708.92 消音装置（マフラー）及び排気管並びにこれらの部分品	無税	無税			8708.92 消音装置及び排気管	無税	無税				

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
(省略)					(省略)						
8708.94 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス並びにこれらの部分品	無税	無税			8708.94 ハンドル、ステアリングコラム及びステアリングボックス	無税	無税				
8708.95 安全エアバッグ(インフレーターシステムを有するものに限る。)及びその部分品	無税	無税			(新規)						
8708.99 その他のもの	無税	無税			8708.99 その他のもの	無税	無税				
88.01					88.01 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機						貿易量僅少。
8801.00 気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機	無税	無税			8801.10 グライダー及びハンググライダー	無税	無税				
(削除)					8801.90 その他のもの	無税	無税				
(削除)											

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<p>第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.05項参照）、コンポジションレーザー製品（第42.05項参照）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照）</p> <p>(b) ~ (f)（省 略）</p> <p>(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）、第84.81項の弁その他の物品並びに第84.86項の機器（感光面を有する半導体材料に回路図を投影又は描画するための機器を含む。）</p> <p>(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダー（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、光ファイバー（束にしたものを含む。）用又は光ファイバーケーブル用の接続子（第85.36項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル</p> <p>(ij) ~ (m)（省 略）</p>					<p>第90類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 機器用その他の技術的用途に供する種類のゴム製品（加硫したゴム（硬質ゴムを除く。）製のものに限る。第40.16項参照）、革製品（第42.04項参照）、コンポジションレーザー製品（第42.04項参照）及び紡織用繊維製品（第59.11項参照）</p> <p>(b) ~ (f)（省 略）</p> <p>(g) 第84.13項の計器付きポンプ並びに重量測定式の計数機、重量測定式の検査機及び単独で提示する分銅（第84.23項参照）、持上げ用又は荷扱い用の機械（第84.25項から第84.28項まで参照）、紙又は板紙の切断機（第84.41項参照）、第84.66項の物品で加工機械に取り付けた工作物又は工具の調整用のもの（目盛りを読むための光学的機構を有するもの（例えば、光学式割出台）を含むものとし、それ自体が光学機器の特性を有するもの（例えば、しん出し望遠鏡）を除く。）、計算機（第84.70項参照）並びに第84.81項の弁その他の物品</p> <p>(h) 自転車又は自動車に使用する種類のサーチライト及びスポットライト（第85.12項参照）、第85.13項の携帯用電気ランプ、映画用の録音機、音声再生機及び再録音機（第85.19項及び第85.20項参照）、サウンドヘッド（第85.22項参照）、ステルビデオカメラその他のビデオカメラレコーダー及びデジタルカメラ（第85.25項参照）、レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器（第85.26項参照）、第85.37項の数値制御用の機器、第85.39項のシールドビームランプ並びに第85.44項の光ファイバーケーブル</p> <p>(ij) ~ (m)（省 略）</p>					<p>半導体製造装置の新設項（新84.86項）、ステルイメージビデオカメラの文言の削除（85.25項）及び光ファイバー用接続子（85.36項）の改正を反映させたもの（新注1(g)、1(h)）。</p> <p>また、16部注3を準用するとする規定（注3）が追記された。</p>

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.87項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b)、(c)（省 略）					2 この類の物品の部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、次に定めるところによりその所属を決定する。 (a) 当該部分品及び附属品は、この類、第84類、第85類又は第91類のいずれかの項（第84.85項、第85.48項及び第90.33項を除く。）に該当する場合は、当該いずれかの項に属する。 (b)、(c)（省 略）						
3 第16部の注3及び注4の規定は、この類においても適用する。					3 第16部の注4の規定は、この類においても適用する。						
4～7（省 略）					4～7（省 略）						

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）						90.06 写真機（映画用撮影機を除く。）並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第85.39項の放電管を除く。）					貿易量僅少。
（省 略）						（省 略）					
（削 除）						9006.20 文書記録に使用する種類の写真機（マイクロフィルム、マイクロフィッシュその他のマイクロフォームに記録するものに限る。）	無税	無税			
（省 略）						（省 略）					
その他の写真機						その他の写真機					
（省 略）						（省 略）					
9006.52 その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	無税	無税				9006.52 その他のもの（幅が35ミリメートル未満のロールフィルムを使用するものに限る。）	無税	無税			
9006.53 その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	無税	無税				9006.53 その他のもの（幅が35ミリメートルのロールフィルムを使用するものに限る。）	無税	無税			
9006.59 その他のもの	無税	無税				9006.59 その他のもの	無税	無税			
写真用のせん光器具及びせん光電球						写真用のせん光器具及びせん光電球					
（省 略）						（省 略）					
（削 除）						9006.62 せん光電球、フラッシュキューブその他これらに類するもの	無税	無税			
9006.69 その他のもの	無税	無税				9006.69 その他のもの	無税	無税			
（省 略）						（省 略）					

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
(削除)						90.09 感光式複写機（光学的機構を有するもの及び密着式のものに限る。）及び感熱式複写機						印刷を主とした出力機器の統合により、新設84.43項へ移動。
					<u>静電式の感光式複写機</u>							
					9009.11 原本の映像を感光面に直接複写する方式（直接式）のもの	無税	無税					
					9009.12 原本の映像を感光面に媒体を介して複写する方式（間接式）のもの	無税	無税					
					<u>その他の感光式複写機</u>							
					9009.21 光学的機構を有するもの	無税	無税					
					9009.22 密着式のもの	無税	無税					
					9009.30 感熱式複写機	無税	無税					
					<u>部分品及び付属品</u>							
					9009.91 オートマチックドキュメントフィーダー	無税	無税					
					9009.92 ペーパーフィーダー	無税	無税					
					9009.93 ソーター	無税	無税					
					9009.99 その他のもの	無税	無税					

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン （省 略） （削 除） （省 略）					90.10 写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器（感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置を含むものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン （省 略） <u>感光性の表面を有する半導体材料に回路図を投影し又は描画する装置</u> 9010.41 直接描画方式のもの 9010.42 ステップアンドリPEAT方式のもの 9010.49 その他のもの （省 略）					無税 無税 無税 無税 無税 無税	半導体製造装置（84.86項）の新設に伴う改正。物品の移動に併せて、項のテキストも整合された。	
90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム （省 略） （削 除） （省 略）					90.27 物理分析用又は化学分析用の機器（例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器）、粘度、多孔度、膨脹、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器（露出計を含む。）及びマイクローム （省 略） 9027.40 露出計 （省 略）					無税 無税 無税	貿易量僅少。	
9027.80 その他の機器 - 電気式のもの - その他のもの （省 略）	無税										無税 無税	

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザー その他の電氣的量の測定用又は検査用の機器 (第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 (省略)					90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザー その他の電氣的量の測定用又は検査用の機器 (第90.28項の計器を除く。)及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器 (省略)					<p>現行では、</p> <p>(1)オシロスコープ・オシログラフには、陰極線管を使用する機器のみ分類され、フラットパネルディスプレイを使用する機器が分類されない</p> <p>(2)記録装置の有無によって区分されているため、「記録装置を有するもの」が「その他のもの」に分類される</p> <p>ことから、類似の物品を統合するという観点により改正されたもの。</p>
9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器	無税	無税			9030.20 陰極線オシロスコープ及び陰極線オシログラフ 電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(記録装置を有しないものに限る。)	無税	無税			
9030.31 マルチメーター(記録装置を有しないもの)	無税	無税			9030.31 マルチメーター	無税	無税			
9030.32 マルチメーター(記録装置を有するもの)	無税	無税			(新規)					
9030.33 その他のもの(記録装置を有しないもの)	無税	無税			(新規)					
9030.39 その他のもの(記録装置を有するもの) - 電圧計及び電流計 - その他のもの (省略) その他の機器	無税	無税 無税			9030.39 その他のもの - 電圧計及び電流計 - その他のもの (省略) その他の機器	無税	無税 無税			
9030.82 半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	無税	無税			9030.82 半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	無税	無税			
9030.84 その他のもの(記録装置を有するものに限る。) (省略)	無税	無税			9030.83 その他のもの(記録装置を有するものに限る。) (省略)	無税	無税			

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機 （省 略） （削 除） その他の光学式機器 （省 略）						90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機 （省 略） 9031.30 輪郭投影機 その他の光学式機器 （省 略）						貿易量僅少。
9031.49 その他のもの （省 略）	無税	無税				9031.49 その他のもの （省 略）	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。） 腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。） （省 略） （削 除）						91.01 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張つた金属を使用したものに限る。） 腕時計（電気式のものに限るものとし、ストップウォッチの機能を有するか有しないかを問わない。） （省 略）						貿易量僅少。
9101.12 オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの						9101.12 オプトエレクトロニクス表示部のみを有するもの	無税	無税				
9101.19 その他のもの （省 略）	無税	無税				9101.19 その他のもの （省 略）	無税	無税				
91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） （省 略） （削 除）						91.06 時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー） （省 略）						貿易量僅少。
9106.20 パーキングメーター						9106.20 パーキングメーター	無税	無税				
9106.90 その他のもの	無税	無税				9106.90 その他のもの	無税	無税				

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠
(削除)					92.03 9203.00 <u>鍵盤のあるパイプオルガン並びにフリーメタルリード付きのハーモニウム及びこれに類する鍵盤楽器</u>	無税	無税				貿易量僅少。
(削除)					92.04 <u>アコーディオンその他これに類する楽器及びハーモニカ</u>						貿易量僅少。
92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）					9204.10 <u>アコーディオンその他これに類する楽器</u>	無税	無税				
(省略)					9204.20 <u>ハーモニカ</u>	無税	無税				
9205.90 その他のもの	無税	無税			92.05 その他の吹奏楽器（例えば、クラリネット、トランペット及びバグパイプ）						
(省略)					(省略)						
9205.90 その他のもの	無税	無税			9205.90 その他のもの	無税	無税				
92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛					92.09 楽器の部分品（例えば、オルゴールの機構）及び附属品（例えば、機械式演奏用のカード、ディスク及びロール）、メトロノーム、音さ並びに調子笛						貿易量僅少。
(削除)					9209.10 <u>メトロノーム、音さ及び調子笛</u>	無税	無税				
(削除)					9209.20 <u>オルゴールの機構</u>	無税	無税				
(省略)					(省略)						
その他のもの					その他のもの						
(省略)					(省略)						
(削除)					9209.93 <u>第92.031項の楽器の部分品及び附属品</u>	無税	無税				
(省略)					(省略)						
9209.99 その他のもの	無税	無税			9209.99 その他のもの	無税	無税				

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
93.06 爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）						93.06 爆弾、手りゆう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッドを含む。）					貿易量僅少。
(削 除)						9306.10 弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品	12.8%	8.4%		無税	
(省 略)						(省 略)					
9306.30 その他の弾薬筒及びその部分品						9306.30 その他の弾薬筒及びその部分品					
1 弾薬筒（びよう打ち工具その他これに類する工具用又はボルト式無痛と殺銃用のものに限る。）及びその部分品	12.8%	8.4%		無税		1 狩猟用又はスポーツ用のもの	6.6%	5.4%		無税	
2 狩猟用又はスポーツ用のもの	6.6%	5.4%		無税		2 その他のもの	12.8%	8.4%		無税	
3 その他のもの	12.8%	8.4%		無税		(省 略)					
(省 略)											

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物						第94類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物					注の表記を改正（小文字 大文字）し、整理・整合を行ったもの。
注 1、2（省略） 3(A)（省略） (B)（省略） 4（省略）						注 1、2（省略） 3(a)（省略） (b)（省略） 4（省略）					
94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 （省略） <u>とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u>						94.01 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第94.02項のものを除く。）及びその部分品 （省略） 9401.50 <u>とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け</u> - <u>とう製のもの</u> - <u>その他のもの</u> （新規） （新規） （省略）					途上国における森林保護（伐採輸出規制）により、木材に代わる竹・とうの貿易量が増加しており、これに伴って、竹・とう製品の号を新設したものの
9401.51 <u>竹製又はとう製のもの</u>	無税	無税					無税				
9401.59 <u>その他のもの</u> （省略）	無税	無税					無税				

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
94.03 その他の家具及びその部分品 (省 略) その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具						94.03 その他の家具及びその部分品 (省 略) 9403.80 その他の材料(とう、オーゾア、竹その他これらに類する材料を含む。)製の家具 - とう製のもの - その他のもの - 大理石製のもの - その他のもの (新 規) (新 規) (省 略)						途上国における森林保護(伐採輸出規制)により、木材に代わる竹・とうの貿易量が増加しており、これに伴って、竹・とう製品の号を新設したものの。
9403.81 竹製又はとう製のもの	無税	無税				無税						
9403.89 その他のもの (省 略)	無税	無税					無税					

改正案					現行					備考
品名	税率				品名	税率				
	基本	協定	暫定	特惠 法別表3		基本	協定	暫定	特惠 法別表3	
<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) ろうそく（第34.06項参照）</p> <p>(b) ~ (u)（省略）</p> <p>(v) <u>食卓用品、台所用品、化粧用品、じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物、衣類、ベッドリネン、テーブルリネン、トイレットリネン、キッチンリネンその他これらに類する物品（実用的機能を有するものに限る。）</u>（構成する材料によりそれぞれ該当する項に属する。）</p> <p>2、3（省略）</p> <p>4 <u>この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、この項の物品と、1以上の物品（通則3(b)のセットではないもので、単独で提示された場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたもの及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。</u></p> <p>5（省略）</p>					<p>第95類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品</p> <p>注</p> <p>1 この類には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) <u>クリスマスツリー用</u>ろうそく（第34.06項参照）</p> <p>(b) ~ (u)（省略）</p> <p>（新規）</p> <p>2、3（省略）</p> <p>（新規）</p> <p>4（省略）</p>					<p>1 (a) : 95.05項解説の除外規定と整合するよう改正したもの。</p> <p>1 (v) : クリスマス用品等の祝祭用品には、テーブルウェア等幅広い物品が含まれているが、除外がないため、実用的機能を有するものも分類される可能性があることから、規定を明確にしたもの。</p> <p>4 : 95.03項の物品と、他の項に属する物品とを組み合わせた物品についての規定が追加された。</p>

改 正 案					現 行					備 考	
品 名	税 率				品 名	税 率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(削 除)					95.01						がん具に関連する項(95.01 - 95.03項)を統合し、簡素化したもの。 これに伴い95.03項テキストを整合させた。
(削 除)					9501.00 車輪付きがん具(幼児が乗るために設計したものに限る。例えば、三輪車、スクーター及び足踏み式自動車)及び人形用乳母車	3.8%	無税		無税		
					95.02 人形(人間を模したものに限る。)						
					9502.10 人形(服を着せてあるかないかを問わない。)	4.6%	3.9%		無税		
					部分品及び附属品						
					9502.91 衣類、衣類附属品、履物及び帽子	4.6%	無税		無税		
					9502.99 その他のもの	4.6%	無税		無税		
95.03					95.03 その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル						
9503.00 三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型(作動するかしないかを問わない。)及びパズル					9503.10 電気式鉄道車両(線路、信号機その他の附属品を含む。)						
1 車輪付きがん具及び人形用乳母車	3.8%	無税		無税	1 卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%	無税		無税		
2 人形(人間を模したものに限る。)	4.6%				2 その他のもの	3.4%	無税		無税		
- 人形(服を着せてあるかないかを問わない。)		3.9%		無税							
- 部分品及び附属品		無税		無税	9503.20 縮尺模型の組立てキット(作動するかしないかを問わないものとし、第9503.10号のものを除く。)						
3 がん具(人間以外の生物又は動物を模したものに限る。)					1 卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%	無税		無税		
(1) 詰物をしたもの					2 その他のもの	3.4%	無税		無税		
A 紡織用繊維の織物製又はプラスチック製のもの	4.6%	3.9%		無税	9503.30 その他の組立てセット及び組立てがん具						
B その他のもの	3.4%	2.8%		無税	1 卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%	無税		無税		
					2 その他のもの	3.4%	無税		無税		

改正案					現行					備考	
品名	税率				品名	税率					
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠
(削除)						9503.80 その他のがん具及び模型（原動機を自蔵するものに限る。）					
						1 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%	3.9%		無税	
						2 その他のもの	3.4%	2.8%		無税	
(削除)						9503.90 その他のもの					
						1 紡織用繊維の織物製、卑金属製又はプラスチック製のもの	4.6%	3.9%		無税	
						2 その他のもの	3.4%	2.8%		無税	

改正案					現行					備考		
品名	税率				品名	税率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表3	基本	協定	暫定		特惠	法別表3
95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）						95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） （省略）						H S 品目表の英語と仏語を整合させるため改正したもの。
9504.30 その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券、 <u>バンクカード、トークンその他の支払い手段により作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。</u> ） （省略）	無税	無税				9504.30 その他のゲーム用のもの（硬貨、銀行券（ <u>紙幣</u> ）、ディスクその他これらに類するものを挿入することにより作動するものに限るものとし、ボーリングアレー用装置を除く。） （省略）	無税	無税				分類に変更なし
96.14 9614.00 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 1 <u>パイプ及びパイプボール</u> 2 <u>その他のもの</u>	<u>6.3%</u>	<u>5.2%</u>		無税		96.14 喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品 9614.20 <u>パイプ及びパイプボール</u> 9614.90 <u>その他のもの</u>	<u>6.3%</u>	<u>5.2%</u>		無税		貿易量僅少。
	<u>4.6%</u>	<u>3.9%</u>		無税			<u>4.6%</u>	<u>3.9%</u>		無税		

改 正 案					現 行					備 考		
品 名	税 率				品 名	税 率						
	基本	協定	暫定	特惠		法別表 3	基本	協定	暫定		特惠	法別表 3
第97類 美術品、収集品及びこつとう						第97類 美術品、収集品及びこつとう						注の表記を改正（小文字 大文字）し、整理・整合を行ったもの。
注 1～3（省略） 4 (A)（省略） (B)（省略） 5（省略）						注 1～3（省略） 4 (a)（省略） (b)（省略） 5（省略）						

- （注）1．改正の施行期日は、平成19年1月1日とする。
2．上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。
3．協定（税率）は参考。
4．「法別表 3」の欄は関税暫定措置法別表第三の項番号を示す。

(別表2) 関税率表の改訂過程において改正が必要とされた品目の改正

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		基本	協定	暫定	特惠	
36.03 3603.00 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 1 自動車専用安全部品用火具 2 その他のもの		6.4%			36.03 3603.00 導火線、導爆線、火管、イグナイター及び雷管 1 自動車専用安全部品用火具 2 その他のもの	6.4%	6.4%		無税	
72.02 フェロアロイ (省 略)					72.02 フェロアロイ (省 略)					
7202.93 フェロニオブ (省 略)	無税	2.5%			7202.93 フェロニオブ (省 略)	3%	2.5%		2%	

(注) 上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。

(別表3) H S 品目表の解説の変更に伴う改正

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		基本	協定	暫定	特惠	
15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）					15.16 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）					
1516.10 動物性油脂及びその分別物	4%	4%		無税	1516.10 動物性油脂及びその分別物	4%	4%		無税	
1516.20 植物性油脂及びその分別物	4%	3.5%		無税	1516.20 植物性油脂及びその分別物	4%	3.5%		無税	
15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。） （省略）					15.17 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第15.16項の食用の油脂及びその分別物を除く。） （省略）					
1517.90 その他のもの					1517.90 その他のもの					
1 動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）					1 動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	7.5%	6.4%			
(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	4%	4%		無税						
(2) その他のもの	7.5%	6.4%								
2 植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）					2 植物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものを除く。）	20.70円/kg	13.20円/kg			
(1) 完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	4%	3.5%		無税						
(2) その他のもの	20.70円/kg	13.20円/kg								
3 離型油	4.8%	2.9%		×無税	3 離型油	4.8%	2.9%		×無税	
4 ショートニング	15%	12.8%			4 ショートニング	15%	12.8%			
5 その他のもの	25%	21.3%			5 その他のもの	25%	21.3%			

改 正 案					現 行					備 考
品 名	税 率				品 名	税 率				
	基本	協定	暫定	特惠		基本	協定	暫定	特惠	
39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） （省 略）					39.09 アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。） （省 略）					
3909.30 その他のアミノ樹脂 1 ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート 2 その他のもの （省 略）	4.1%	2.8%		無税	3909.30 その他のアミノ樹脂 （省 略）	4.6%	3.9%		無税	
39.11 石油樹脂、クマロン インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略）					39.11 石油樹脂、クマロン インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこの類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。） （省 略）					
3911.90 その他のもの	4.1%	2.8%		無税	3911.90 その他のもの －ポリメチレンポリフェニルポリイソシアナート	4.1%	2.8%		無税	

(注) 1. 改正の施行日は、平成19年1月1日とする。
2. 上記文言については、法技術的観点から今後変更があり得る。